

第2章 災害予防対策

第2章 災害予防対策

第1節 風水害等に強い県土づくり

<主な実施機関>

県(総務部, 農林水産部, 土木部), 市町村, 仙台管区气象台

第1 水害予防対策

1 目的

水害を予防するために必要な事業の施行又は施設の整備, その他の対策に関する計画を定める。

2 現況

(1) 河川

本県は, 北上川, 阿武隈川, 鳴瀬川, 名取川の4水系を中心として, 385の大小河川を有し, その総延長は約2,566 kmで, 河川密度は全国平均を大幅に上回っている。

河川の特徴として, 北上川, 阿武隈川両河川は, 隣接県境の山地谷峡谷を経て本県の低地帯に流入するため, 増水が激しく, また, 他の河川は, ほとんどが西部奥羽山脈から直ちに低地帯に流入する, いわゆる中流のない河川で, 雨期には増水, 溢水の危険を伴う特性を有している。

出水の原因は, 融雪によるものは極めてまれで, 小洪水程度にとどまり, ほとんどは大雨によるものである。

豪雨は台風, 前線の停滞, 低気圧によって起こることが多い。

(2) ため池

本県には, 大小合わせて, 約6,000箇所のため池があり, 重要な農業用水源となっている。

しかし, 古い時代に築造されたものが多く, 築造後自然条件の変化によって堤体, 余水吐, 取水施設等が脆弱体化しているのが現状である。

いったん, 豪雨等により溢流・破堤した場合, 被害は, 人命にまで及ぶ恐れがあり, 事前に対策を講じる必要がある。

(3) 農業用河川工作物

本県では農業用用水の約90%を河川に依存しており, 大小河川には頭首工をはじ

め樋門、水門など農業用水施設が設置されている。

これらの河川工作物の中には河川法制定以前の古くから設けられているものが数多くあり、洪水時には決壊等の河川災害を招くおそれがあることから、事前に対策を講じ、整備補強する必要がある。

3 県土保全事業施行

国及び地方公共団体は、治山、治水、海岸保全施設、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による災害予防対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。

(1) 河川総合開発事業等

治水対策は、水資源の効率的利用とその有機的連携を保ちながら、水源から河口まで水系を一貫して実施しなければならない。

そのため、河川総合開発事業の一環としての多目的ダム及び治水ダムを建設する。

(2) 河川改修事業

洪水、高潮等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するため河川改修事業を実施する。

なお、都市地域では、水害実績等を踏まえ、流域内の大河川、中小河川、下水道内水域等それぞれの水害規模影響等を想定した上で、流域全体の河川、下水道の管理者等が連携し、効果的な治水対策に努める。

また、河川等における災害時の緊急対応を効率的に行えるようにするため、必要に応じて河川管理用進入路、水防拠点等の施設の整備に努める。

イ 一級河川の事業実施基本方針

○北上川

下流部(県内)については、堤防の新設、改築、嵩上げ及び低水路の堀削を行って河積の増大を図り、水衝部には、護岸等を施工し洪水の安全な流下を図る。

○旧北上川

旧北上川については、堤防の新設、改築、嵩上げ及び水衝部の護岸を施工し、洪水の安全な流下を図る。

○迫川

迫川上流部においては、既設の花山ダム、栗駒ダム、荒砥沢ダムのほかに、新たに長崎川に小田ダムが完成し、下流においては、既設の南谷地遊水地及び長沼ダムの建設並びに河道の改修により洪水の安全な流下を図る。

また、旧迫川においては、蕪栗沼遊水地及び河道の改修により洪水の安全な流下を図る。

○江合川

既設の鳴子ダムにより、計画高水流量 1,600m³/sec を 900m³/sec に調節すると

ともに、農業用水の補給及び発電を行う。

また、新江合川流頭工等により、荒雄における計画高水流量 $1,800\text{m}^3/\text{sec}$ のうち $800\text{m}^3/\text{sec}$ を新江合川に分流させる。

河道については、涌谷町の堤防の改築等を実施することにより堤防の強化を図り、洪水の安全な流下を図る。

○上大沢川

既設の上大沢ダムにより、計画高水流量 $70\text{m}^3/\text{sec}$ (田沢川分流工地点からの導水量 $36\text{m}^3/\text{sec}$ を含む。)を $20\text{m}^3/\text{sec}$ に調節し、水道用水の補給を行う。

○田尻川

既設の化女沼ダムにより、計画高水流量 $100\text{m}^3/\text{sec}$ を $10\text{m}^3/\text{sec}$ に調節し、農業用水の補給を行うとともに、下流の百々川、佐賀川の堤防の新設と改築を行い、護岸を施工する。

○鳴瀬川

既設の漆沢ダムにより、計画高水流量 $650\text{m}^3/\text{sec}$ を $180\text{m}^3/\text{sec}$ に調節し、水道用水、工業用水及び農業用水の補給を行うとともに上流加美町においては、新たに筒砂子ダムにより計画高水流量 $650\text{m}^3/\text{sec}$ を $80\text{m}^3/\text{sec}$ に調節し、農業用水の補給を行う。

さらに、大崎市三本木から河口までの区間については、堤防の新設、改築及び低水路の掘削を行い、水衝部等には、護岸を施工し、洪水の安全な流下を図る。

○吉田川

既設南川ダムにより、計画高水流量 $460\text{m}^3/\text{sec}$ を $100\text{m}^3/\text{sec}$ に調節するとともに、水道用水及び農業用水の補給を行う。

また、既設宮床ダムにより、計画高水流量 $290\text{m}^3/\text{sec}$ を $60\text{m}^3/\text{sec}$ に調節し、水道用水の補給を行う。

さらに大和町から河口までの区間については、堤防の改築及び低水路の掘削を行い、洪水の完全な流下を図る。

○名取川

既設の釜房ダムにより、計画高水流量 $1,650\text{m}^3/\text{sec}$ を $800\text{m}^3/\text{sec}$ に調節するとともに、上水道用水、工業用水の補給を行うとともに、発電用水の供給を行う。

仙台市太白区富田より下流については、堤防の新設、改築及び掘削を行うとともに、水衝部等には、護岸、水制を施工する。

また、狭さく部の解消を図り、洪水の安全な流下を図る。

○広瀬川

既設の大倉ダムにより、計画高水流量 $1,200\text{m}^3/\text{sec}$ を $400\text{m}^3/\text{sec}$ に調節するとともに、各種用水の補給並びに発電用水の供給を行い、その下流については、

堤防の新設を行うとともに、護岸、水制等を施工する。

○増田川

既設の樽水ダムにより、計画高水流量 $160\text{m}^3/\text{sec}$ を $10\text{m}^3/\text{sec}$ に調節する。

○阿武隈川

下流部(県内)の丸森町から河口までの区間について、堤防の新設、改築及び低水路の掘削を行い、河積の増大を図るとともに、水衝部等には、護岸等を施工し、洪水の安全な流下を図る。

白石川、雉子尾川、内川等については、堤防の新設及び改築を行い、水衝部等には、護岸を施工する。

更に、白石川上流の七ヶ宿ダムにより、計画高水流量 $1,750\text{m}^3/\text{sec}$ を $250\text{m}^3/\text{sec}$ に調節するとともに、水道用水、工業用水及び農業用水の補給を行う。

ロ 二級河川の事業実施基本方針

○七北田川

既設の七北田ダムにより、計画高水流量 $430\text{m}^3/\text{sec}$ を $40\text{m}^3/\text{sec}$ に調節するとともに、上水道用水の補給を行う。

七北田橋下流については、河道の掘削、水衝部の護岸を施行し、洪水の安全な流下を図る。

○砂押川

勿来川の惣の関ダムにより、計画高水流量 $60\text{m}^3/\text{sec}$ を $7\text{m}^3/\text{sec}$ に調節するとともに、合流部において砂押川及び勿来川の二つの遊水地により、洪水調整を行う。また、中流部の河道の改修により洪水の安全な流下を図る。

○大川

本町橋下流及び松川合流部付近の河道掘削と堤防高の不足している神山川合流部の築堤を行い、洪水の安全な流下を図る。

○坂元川

国道6号上流において、築堤、河道掘削を行い、下流部については、水衝部の護岸を施行し、洪水の安全な流下を図る。

その他河川においても、水害発生状況及び水資源の利用の現況並びに開発状況を考慮し、水系ごとに、河川の総合管理を確保できるように河川整備基本方針、河川整備計画を作成し、河川改修を実施する。

ハ 水害に強いまちづくりモデル事業

昭和61年8月、壊滅的な水害を受けた吉田川流域の鹿島台町、大郷町、松島町において、全国初の取組みとして、洪水はん濫の拡大の防止及び緊急時の救援等の迅速化を図ることを目的に、国道346号バイパス計画との共同事業により、二線堤を設置するとともに、緊急避難地を兼ねる総合的な水防拠点の整備

を図り、水害に強いまちづくりを進める。

(3) ため池等整備事業

イ ため池整備事業

農業用水源確保及び国土保全の目的で、ため池堤体の補強及び余水吐、取水施設等を新築、改修する。

ロ 農業用河川工作物応急対策事業

構造上改善措置を要する農業用河川工作物の整備、補強、撤去を行う。

(4) 保安林改良事業

国土保全及び水源確保の目的から、災害等により林況が著しく悪化し、保安林機能が低下しているものについて、改植、補植、本数調整伐と合わせ、必要に応じて排水工等簡易施設を設置し、森林を復旧する。

4 河川の維持管理

(1) 河川・海岸パトロールの実施

水防警報区間・重要水防箇所など水防上重要な河川管理施設、海岸保全施設及び占用工作物の点検等河川・海岸パトロールを定期的・重点的に実施し、河川及び海岸の管理に万全を期する。

(2) 河川管理施設の管理

ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、その他河川管理施設の災害を未然に防止し、軽減する施設の維持管理を徹底するため次の措置を講ずる。

イ 構造の安全

河川管理施設は、出水時の堤防等施設の監視体制や、水位、流量、地形、地質、河川の状況及び自重、水圧等予想される荷重を考慮し、内水排除施設等の耐水機能の安全を確保するため、強化対策を講ずる。

ロ 操作規則の制定

次の操作を伴う河川管理施設の操作規則を定め、河川管理施設の維持管理と安全化の徹底を期する。

また、河川、下水道、農業排水等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により洪水被害の軽減に努める。

(イ) 流水を調節する施設

(ロ) 流水を分流させる施設

(ハ) 治水上特に重要な内水排除施設又は高潮等の防止施設若しくは流水調節施設

(3) 河川の維持規制

河川の流水、流量、深浅等河川に影響を及ぼす次の行為を規制する等の措置を講じ、河川の維持管理の徹底を図る。

イ 流水の占用又は河川区域内の土地の占用

ロ 河川区域内の土石の採取又は掘削，工作物の構築等

ハ 河川における竹木等の流送

(4) 水質事故対策

東北地方整備局，県及び市町村は，油流出等の水質事故に対処するため，平常時の河川巡視，水質処理資機材の備蓄に努めるとともに，相互の情報連絡体制の整備，応急対策等の必要な措置を講じる。

5 気象，水象等の観測

災害時はもとより，常時河川及び海岸の状況を把握し，緊急時に備えるために，必要な箇所に雨量，水位，流量，風，潮位，波浪の観測施設を設置して観測を行う。

また，観測機関相互の情報交換，連携に努める。

6 水防応急資機材の整備・充実

水防管理団体等が行う水防活動を円滑化するために必要な水防応急資機材の整備・充実を図る。

7 水防団活性化及び水防協力団体の活用

水防団(消防団)への加入促進と活性化を推進するとともに，各水防管理団体は，NPO，民間企業，自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し，その育成，強化を図る。

8 水防計画の作成

知事及び指定水防管理団体(市町村，水防事務組合又は水害予防組合)の管理者が，水防計画を作成するときは，次の事項について考慮する。

(1) 水防活動組織及び活動体制の確立

(2) 河川管理施設の管理及び操作

(3) 重要水防箇所及び指定河川洪水予報，水防警報等の区域の指定

(4) 水防施設及び水防資機材の整備

(5) 気象，水象の観測及び通報等の活用

(6) 通信連絡体制及び水防標識等の整備

(7) 水防活動従事者の安全確保

(8) 他の水防機関との協力及び応援体制(河川管理者の同意及び協力を含む)

(9) その他水害を予防するための措置

9 浸水想定区域の指定

東北地方整備局，県及び市町村は国の協力を得て，都市の浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査や，ハザードマップの作成に必要な浸水予測シミュレーション，内水浸水シミュレーション等を行い，これらの情報の関係機関等への提供に努める。

東北地方整備局及び県は，水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川において，河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し，指

定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

また、浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設(主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。)で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等(大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの)の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市町村は、市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在について住民に周知させるように努める。

10 防災調整池の設置等

河川改修と併せた総合的な治水対策の一環として、県及び市町村が独自に定める防災調整池設置要綱の整備、さらには、防災無線システム整備を積極的に推進する。

項目	市町村名	制 定	施 行	概 要
防災調整池設置要綱	宮城県	平成 4 年 3 月	平成 4 年 4 月 1 日	1ha 以上 750 m ³ /ha 平地部
	塩竈市	平成 5 年	平成 6 年 4 月 1 日	0.1ha 以上 420 m ³ /ha
	大崎市	平成 9 年 10 月 1 日	平成 10 年 4 月 1 日	0.7ha 以上 340 m ³ /ha
	多賀城市	平成 9 年 10 月 22 日	平成 10 年 4 月 1 日	0.8ha 以上 600 m ³ /ha
	名取市	平成 9 年 9 月 22 日	平成 10 年 4 月 1 日	0.8ha 以上 600 m ³ /ha
	仙台市	平成 9 年 12 月 25 日	平成 10 年 4 月 1 日	0.1ha 以上 5 mm/h の浸透式
防災無線システム	多賀城市	—	平成 7 年 5 月 1 日	
	大崎市	—	平成 1 年 4 月 28 日	
	鹿島台			
	南三陸町	—	平成 8 年 4 月 1 日	
その他	岩沼市	—	平成 10 年 4 月 30 日	地元 FM 放送を利用

第2 高潮、波浪等災害予防対策

1 目的

高潮、波浪等の災害を予防するために必要な事業の施行又は施設の整備、その他の対策に関する計画を定める。

2 現況

本県の海岸は、総延長約828kmに及んでいるが、海岸の浸食、浸水、台風期の高潮、波浪等により災害発生の危険に常にさらされており、現在までも相当の被害を受けている。

3 国土保全事業の施行

国、県及び市町村は、高潮災害のおそれのある区域について、それぞれ必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

(1) 海岸保全事業の施行

国、県及び市町村は、高潮発生の際に、被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式をなど、地形的条件等を考慮しつつ、海岸保全施設の整備を推進する。

イ 農地海岸保全

本県の農地海岸の背後農地と、そこで展開される農業生産活動を守るため、海岸保全施設整備事業を施行する。

ロ 港湾海岸保全

港湾区域に係る港湾施設整備並びに海岸保全施設整備事業を実施する。

ハ 河川、建設海岸保全

河川の河口地域及び建設海岸における海岸保全施設を整備するため、必要な海岸保全事業を施行する。

ニ 漁港海岸保全

海岸保全基本計画に基づき、漁港区域内の海岸保全施設を整備するため、海岸保全事業を施行する。

(2) 防潮林、飛砂防備林の造成

波浪、高潮、飛砂の被害を防止するため、防潮護岸工及び防潮林、飛砂防備林の回復に向けた造成事業を施行する。

4 海岸保全区域の指定

高潮、波浪等から海岸を防護するため、又は海岸保全施設を防護するため必要があるときは、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、土石の採取、掘削その

他の行為を制限又は禁止する等の措置を講じ、海岸の維持管理の万全を期する。

5 応急資機材の整備等

高潮、波浪等の災害応急資機材の整備は、水防計画に定める。

第3 土砂災害予防対策

1 目的

県、市町村及び防災関係機関は、大規模な災害に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、住民に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

2 現況

県内の土砂災害危険箇所・山地災害危険地区をみると、土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所、崩壊土石流出危険地区・山腹崩壊危険地区は県内全般に広く分布しており、地すべり危険箇所・地区は奥羽山脈沿いの地盤特性によるものが多くみられる。

また、過去の土砂災害は危険箇所以外においても発生していることから、こうした地域の対策も必要である。

3 土砂災害防止対策の推進

(1) 土砂災害危険箇所の調査把握

県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため被害の発生するおそれのある地域を把握し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に努める。

県は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該区域について以下の措置を講じる。

- イ 住宅宅地分譲地，社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- ロ 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ハ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ニ 勧告による移転者への融資，資金の確保

(2) 土砂災害防止のための啓発活動

土石流，地すべり，がけ崩れ等の土砂災害は突発的に発生することから，警戒避難体制を整えるには，先ず住民の土砂災害に対する認識と理解が必要になる。

このため，県は，過去に調査済みの土砂災害危険箇所を国県等の関係機関・市町村及び住民に周知・広報・告知し，災害時に市町村が適切な警戒避難体制がとれるよう助言する。

市町村は，土砂災害警戒区域等，土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに，防災マップの作成，広報紙，パンフレットの配布，説明会の開催，さらには現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り，円滑な警戒避難が行われるよう努める。

- イ 土砂災害防止月間及びがけ崩れ防災週間

毎年6月は土砂災害防止月間になっており、その中でも6月1日～7日は、がけ崩れ防災週間となっている。

県では特にこの期間に市町村及び住民に対し次のような広報活動を実施する。

- (イ) 市町村に対してポスター等の配布・土砂災害に関する説明会
- (ロ) 危険箇所のパトロールの実施、住民に対してのチラシ等の配布
- (ハ) 広報車による巡回広報活動
- (ニ) 土砂災害に関する小中学生の絵画・ポスター・作文の優秀作品の一般公開

ロ 土砂災害に関する絵画・ポスター・作文コンクール

土砂災害による貴重な人命財産の被害の現状を考慮し、絵画・ポスター・作文を募集して、小・中学生に土砂災害及びその防止についての理解と関心を深めてもらえるよう実施する。

ハ 土砂災害対策推進連絡会

関係行政機関からなる推進連絡会をつくり、土砂災害対策に関する危険箇所の周知、土砂災害に対する防災対策、警戒避難体制の検討等を行う。

その構成委員については、下表のとおりである。

会 長	宮城県土木部長
副会長	宮城県土木部次長(技術担当)
副会長	宮城県農林水産部次長(技術担当)
委 員	東北地方整備局河川部河川調査官
委 員	東北地方整備局道路部道路調査官
委 員	東北森林管理局治山課長
委 員	仙台管区气象台気象防災部予報課長
委 員	東日本高速道路(株)東北支社管理事業部調査役
委 員	東日本高速道路(株)東北支社建設事業部建設事業総括課長
委 員	東日本旅客鉄道株式会社仙台支社設備部工事課長
委 員	宮城県警察本部警備部警備課長
委 員	宮城県総務部危機対策課長
委 員	宮城県農林水産部森林整備課長
委 員	宮城県土木部道路課長
委 員	宮城県土木部河川課長
委 員	宮城県土木部防災砂防課長
委 員	宮城県土木部建築宅地課長

(3) 市町村の役割

市町村長は、土砂災害の警戒避難体制に関して予め下記事項を定めておく。

イ 避難勧告等の発令基準

- ロ 土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所
- ハ 避難勧告等の発令対象区域
- ニ 雨量情報，土砂災害警戒情報，住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報についての情報の収集及び伝達体制
- ホ 土砂災害に対して安全な避難所の一覧，開設・運営体制，避難所開設状況の伝達
- ヘ 土砂災害時の要配慮者関連施設，在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制，要配慮者情報の共有方法
- ト 土砂災害に係る防災意識の向上方法

(4) 土地利用の適正化

県は，土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため，各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発・指導の徹底に努めるとともに，既存住宅等の移転等を促進する。

4 地すべり等防止事業

地すべりの発生する危険地帯は，地形地質の特性から主にグリーンタフでおおわれている奥羽山脈の東端部に主に存在しており，本県の地すべり地域は，主に「白石市西方白石川沿いの県南地域」，「仙台市街地西方丘陵を中心とする県南央地域」，「鳴子から鬼首にかける県西北地域」の3つに大別され，現在，地すべり防止区域は66箇所約2,385.34haが指定されている。

ひとたび地すべりが発生すると，多くの人家，農耕地，公共施設等に直接被害を与えるにとどまらず，降雨等により重大な二次災害の発生が予想される。

このため，国及び県は，地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づき，現に地すべりが発生している地域又は地すべりのおそれが極めて大きい地域で，公共の利害に密接な関係を有する地域を地すべり防止区域として指定し，活動の著しい地区の防止工事を重点的に実施するなど，災害防止に必要な諸対策を実施する。

5 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊(がけ崩れ)防止施設の整備については，本来，がけの所有者あるいは管理者が自ら実施することを原則としているが，本人が実施することが困難あるいは不適当な自然がけについては，急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づき，県が急傾斜地崩壊危険区域に指定し，区域内の立木竹の伐採，土石の採取又は集積などの行為を制限し，防災体制の確立を図るとともに，危険度の高い箇所から積極的に防止工事を実施する。

本県のがけ崩れ危険箇所は，主に都市部又は都市周辺に集中しているが，山村集落や沿岸集落にも散在している。現在，危険箇所4,964箇所のうち，急傾斜地崩壊危険地区として365箇所(481.598ha)を指定しているに及んでいる。

6 砂防設備

県は、荒廃溪流を対象にダム工、流路工等の砂防設備を重点的に整備し、土砂災害の防止に努める。また、3,413 個所の土石流危険溪流での着手率が 7%と低いことから、砂防設備の整備とともに警戒、避難体制の早期確立を図るよう、土砂災害警戒区域等の指定を実施している。

なお、本県における砂防法(明治 30 年法律第 29 号)に基づく砂防指定地は、1,502 箇所(約 7,118ha)が指定されている。

7 治山施設

山地に起因する災害から県民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、国及び県は、山腹崩壊危険地、はげ山移行地などの荒廃危険山地に、土留工、落石防止柵等の治山施設を設置するとともに、保安林のもつ防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に実施する。

8 宅地造成規制

県及び仙台市は、宅地造成工事について都市計画法並びに宅地造成等規制法に基づく技術基準を適用し、許可と完了検査を行って災害の防止を図る。仙台市は、その一部に適用されている宅地造成工事規制法に基づく宅地造成等規制区域内における宅地造成工事について宅地災害の防止のためにパトロール等を行い、危険宅地の発見や宅地等の災害防止に努める。この際特に、宅地造成に伴う災害の防止のため必要があると認める場合には、擁壁の改善、宅地保全について仙台市がその所有者に対し勧告するなどして、宅地の災害防止に万全を期す。

規制区域

法律名	規制区域
都市計画法	県全域
宅地造成等規制法	仙台市の一部(13,162ha)

第4 地盤沈下災害予防対策

1 目的

地盤沈下は、主に地下水の過剰な採取によって地下水位が低下し、粘土層が収縮することによって生じる現象であり、いったん沈下した地盤は元には戻らず、建築物の損壊や洪水時の浸水被害の増大等をもたらすため、主原因である地下水採取の規制、代替水源への転換指導を行う。

2 現況

県では昭和40年代に仙台市東部に新しく立地された工場・事業所がその水源を地下水に求めて過剰な揚水を行ったために地盤沈下被害が発生し、大きな問題となった。

このため、県では昭和49年度から「宮城県地盤沈下防止対策要綱」を制定して、規制を行っていたが、平成8年度からは地盤沈下防止対策を「宮城県公害防止条例」に盛り込み、現在規制を行っている。

一方では、昭和50年度から「工業用水法」により地下水採取指定地域を指定し規制を行っている。

仙台平野地域では、法、条例による規制を開始した昭和50年度以降、仙台市宮城野区苦竹地区を中心とした仙台市東部の沈下はかなり沈静化してきているが、塩竈市内では、かつての埋立地及びその周辺において沈下が見られる。

その他の地域では、大崎市、気仙沼市、石巻市において地盤沈下が見られる。

また、仙台平野地域の臨海部、気仙沼地域、石巻地域の地盤沈下によるゼロメートル地帯では地下水の塩水化等が生じている。

3 地盤沈下防止対策事業

(1) 水準測量調査

県においては、地盤沈下の確認がされている仙台平野地域(仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、利府町)、古川地域(大崎市)、気仙沼地域(気仙沼市)、石巻地域(石巻市)において精密水準測量調査を実施し、地盤高の変動量を観測している。

(2) 観測井による地下水位及び地盤収縮量の観測

国、県、関係市町が仙台平野地域、古川地域、気仙沼地域、石巻地域、白石地域の5地域において、地下水位計(76台)、地盤沈下計(26台)を設置し監視測定している。

(3) 地下水等の採取規制

イ 工業用水法による採取規制

昭和50年7月に工業用水法による指定地域となったのは苦竹地区を含む仙台市東部、多賀城市及び七ヶ浜町の一部の計90k㎡で、これらの地域では工業用の井戸の許可基準が定められ、揚水設備の設置には知事の許可を必要とする。

既設の井戸については、例外許可の1事業所を除き、工業用水道への転換が昭和52年までに終了した。

ロ 条例による地下水採取規制

要綱の指定地域は、昭和49年7月に仙台市東部の苦竹地区7.5 k m²、その後、昭和58年9月に仙台市、塩竈市、多賀城市、利府町のそれぞれ一部37.2 k m²を、また、平成4年4月には仙台市東南部荒井・沖野地区17.7 k m²に拡大し、62.4 k m²となった。

現在は、「宮城県公害防止条例」を施行し、規制を行っている。

規制内容は、地下水を採取しようとする者は新設・既設を問わず、建設工事による者を含めて届出が必要になる。

揚水設備は構造等基準が設けられ、吐出口の断面積19 c m²以上の揚水設備を持つ地下水採取者には、採取量の報告を義務づけている。

さらに、地盤沈下の進行状況等に応じて、必要なときは地下水の採取量の削減又は水源の転換を勧告できるとしている。

4 地盤沈下地域における防災事業の促進等

海岸部や河川沿岸等に面した地盤沈下地帯は、高潮、津波、洪水等の災害に対して脆弱である。また、内水排除が困難となり、洪水被害がさらに拡大する。

特に、仙台平野地域、石巻地域、気仙沼地域等の海岸部に分布しているゼロメートル地帯はその危険性が高い。

県は、地盤沈下の未然防止対策として、地盤高の変動量を把握するための精密水準測量調査や地下水位・地盤沈下観測井による監視を継続して実施する。

また、地盤沈下の主原因が地下水の過剰揚水と考えられることから、仙台平野地域の一部においては、工業用水法や県公害防止条例に基づき、地下水揚水量の削減及び水源転換の指導を行うとともに、地盤沈下による内水被害の発生、堤防高の低下等に対応するための排水機場、水門等の設置、堤防のかさ上げ等の整備等を行う。

さらに、軟弱地層が分布する地域において、建築物の敷地として使用する際、安全上支障を来さないようにするため、関係機関は適切な指導を行う。

5 地盤沈下に関する調査研究

地盤沈下機構の究明及び地盤沈下防止技術の開発のための調査研究を実施する。

第5 風雪害予防対策

1 目的

風害及び豪雪に伴う雪崩災害や道路交通障害等の雪害を未然に防ぐために、県、市町村及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所の施設整備、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の被害の軽減を図る。

2 現況

本県において積雪が多いのは山沿い北部で、積雪観測点として最も積雪が多いのは栗駒(駒ノ湯)であり、その最深積雪の極値は252 cm(1996年3月、統計期間1983年10月～1997年4月)を記録している。

一方、仙台(仙台管区気象台)における風の観測では、最大風速の極値は24.0m/s(1997年3月11日、統計期間1926年10月～2012年4月)、最大瞬間風速の極値は41.2m/s(1997年3月11日、統計期間1937年1月～2012年4月)で、年間最多風向の平年値は北北西(統計期間1990年～2010年)、日最大風速が10m/s以上の年間日数の平年値は54.2日(統計期間1981年～2010年)となっている。

3 除雪体制等の整備

道路管理者は、豪雪害時における道路交通の確保を図るために必要な除雪資機材の整備を図るとともに、これを所要地に配置し、除雪活動を円滑に実施する。

また、雪崩、地吹雪等によりたびたび通行止めが発生する箇所については、雪崩防止柵や防雪柵等の施設を整備する。

さらに、降積雪、気温等の気象状況を収集し、伝達する機器等の整備及び道路利用者へ情報提供する情報板、通信システム等の整備を実施する。

市町村は、積雪時における家屋倒壊を防止するため、こまめな雪下ろしの励行等の広報を積極的に行うとともに、自力での屋根雪処置が不可能な世帯等の除雪負担の軽減を図るため、地域の助け合いによる相互扶助体制を確立する。

また、積雪期においては、消防水利の確保に困難を来すことが考えられるため、消防機関においては、特に積雪期における消防水利の確保について十分配慮する。

4 避難所体制の整備

山間豪雪地帯においては、集落間の交通の確保が困難なこと、あるいは途絶する可能性があるため、市町村は、集落単位に一時避難場所を確保する。

また、運営に当たっては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における暖房器具等の確保に努める。

5 スキー場利用客対策

スキー場での雪崩発生時においては、リフト、ゴンドラ、ロッジ等の損壊や、多数のスキー客の被害が考えられる。

このため、スキー場を有する市町村では、スキー場利用客の安全対策として、スキー場施設管理者と連携を図りながら、スキー場利用客も考慮した一時避難所の確保及び救出・救助対策を講じる。

6 雪崩危険箇所

県は、雪崩危険箇所等点検要領に基づき県内の雪崩危険箇所をあらかじめ調査し、376箇所を確認しており、3箇所の対策施設を整備している。県では、関係機関・市町及び住民に危険箇所を雪崩防災週間(12月1日～12月7日)の期間を重点的に雪崩災害に関する防災知識の普及・啓発、雪崩に関する知識の普及を推進し、適切な警戒避難体制がとれるよう雪崩災害対策を推進する。

第6 農林水産業災害予防対策

1 目的

大規模な災害により、農業、畜産業、養蚕業、林業及び水産業の施設等への災害を最小限に食い止めるため、県、市町村、各関係機関は、相互に連携を保ちながら、的確な対応を行う。

2 現況

本県の農業・畜産・林業については、地勢的環境と気象の条件から水害・風害・干害・冷害・凍霜害などによる被害を絶えず受けている。

また、林業については、雪害の発生がみられ、頻度は少ないものの、一度発生すれば林業の特質上その被害は甚大なものとなる。

さらに、水産業についても、ノリ、カキ、ワカメ、種ガキ養殖及び定置網施設といった海上施設は最も被害を受けやすく、特に、最近では、外海部漁場の開発が進んだことにより、台風通過時には風浪による施設破損が甚大であり、また係留、航行中の漁船海難事故も多い現況にある。

本県の波浪は、江ノ島の沿岸波浪観測装置(仙台管区气象台)で24年間(1981～2010年)に2mを超える有義波高(1/3最大波の波高)の出現率は、年間13.0%となっている。

また沿岸の風は、江ノ島地域気象観測所(仙台管区气象台)で日最大風速が15m/s以上の日数の平均値は、年間で12.4日となっている。

3 防災措置等

県及び市町村は、次のとおり農地、農業用施設の災害予防対策を推進する。

(1) 農地、農業用施設の災害の防止

洪水、土砂災害、湛水等に対して、農地、農業用施設等を守るため、防災ダム、防災ため池等の整備を進めるほか、洪水防止などの農業の有する多面的機能を適切に発揮するため、農業用排水施設の整備、更新・補修、老朽のため池の補強、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の侵食対策等について、新たな土地改良長期計画等に則し総合的に農地防災事業を推進し、災害発生の未然防止を図る。

また、既存のため池の貯水量に緊急防災用水量を付加させるために、ため池の浚渫又は嵩上げ等を行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路や遊水池を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。

(2) 集落の安全確保

集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、農道、農業集落道、防火活動拠点となる農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤

施設について、緊急的な利用も考慮し、下記内容の整備を推進する。

イ 避難路や避難地等の確保

(イ) 避難路整備

緊急車両の通行及び避難路の確保のための農道・集落道の整備

(ロ) 災害拠点整備

災害時の避難地や災害対策拠点として活用するため、防災ヘリコプター等の場外離着陸場等としても利用できる農村公園緑地の整備

(ハ) 避難地用地整備

被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備

ロ 消防用施設の確保

(イ) 営農飲雑用水施設整備

防火用水が確保されていない地域での防火用水等の整備

(ロ) 防火水槽整備

ハ 集落の防災設備整備

(イ) 集落防災設備整備

老朽のため池の改修，地すべり工，土留工，雨水排水路等の集落の安全のため必要な施設の整備

(ロ) 公共施設補強整備

地震等の防災上補強が必要な既存の橋りょう等の公共施設の整備

ニ 災害情報の伝達施設の確保

情報基盤施設整備…住民に対する農業情報の提供とともに災害時の情報伝達を行うために必要なCATVや防災無線の整備

ホ 農業気象対策の推進

(イ) 農業気象業務については、仙台管区气象台と密接な連携のもとに、農業気象観測の整備強化に努め、迅速な災害予報と適切な技術対策を確立し、災害の未然防止に資する。

また、農業気象予報及びその技術対策の周知徹底を図るため次のとおり資料を発行し、市町村及び農業団体等に配布し予防対策に資する。

・農業異常災害対策速報 …………… 随時

・宮城県農業気象速報 …………… 毎月3回

(ロ) 適切な技術対策を確立するため、水稻では稲作地帯別に44圃場，大豆では15圃場に農作物生育調査圃を設置し(平成16年度)，農作物の育成に及ぼす気象感応を調査する。

ヘ 病虫害防除対策

(イ) 防除体制の整備

市町村ごとの又は広域的な防除組織(防除協議会議等)の結成を促進し、広域一斉防除体制の強化に努める。

(ロ) 防除器具の整備

県は、市町村及び農業団体等の高性能防除器具の整備、充実の指導、又は支援に努めるとともに市町村及び農業団体等が常時防除器具を点検整備し、適切な防除が推進されるよう指導する。

ト 防災営農技術等の普及

災害に対応する技術対策の指導を徹底し、災害の未然防止に努める。

(イ) 畜産業対策

① 畜舎等の建設・改築時には、災害に対応をするよう推進指導する。

② 飼料作物畑については適期播種・施肥・収穫を励行する。

③ 水害

a 水害常襲地帯には、多頭飼養形態の畜舎の建設を極力排除するよう指導する。

b 水害常襲地帯には、飼料作物のうち牧草類を優先作付させるよう指導する。

c 海岸付近の畜舎等においては、あらかじめ津波発生に備えた家畜避難対策の設置を準備する。

④ 干害

a 給水施設(井戸等)の整備管理を指導する。

b 干害に比較的強い品種の導入を指導する。

⑤ 凍霜害

a 牧草のてん圧を励行させる。

凍霜害に比較的強い牧草飼料作物の品種を栽培指導する。

b 適期に栽培管理、収穫調整を実施する。

⑥ 冷害

a 地域の気象条件に合わせて牧草類の栽培利用を指導する。

b 栄養障害的疾患が多発する傾向にあるので健康管理を指導する。

⑦ 雪害

a 融除雪を促進するため溝築を指導する。

b 牧草の秋期てん圧を指導する。

⑧ 火災

育雛施設等火気使用施設の取り扱いについて注意するよう指導する。

(ロ) 養蚕業対策

養蚕業については、風水害等の被害を受けないよう、気象情報に留意

しながら、管理に努めるよう指導する。

特に稚蚕用桑園に対する凍霜害については、切除器具の整備等に努めるように指導する。

(ハ) 園芸等施設対策

園芸等の施設については、雪害、風害などの被害を受けないよう、気象情報に留意しながら、施設の維持、補強に努めるよう指導する。

特に、降雪時においては、速やかな雪おろし、融雪、除雪などの対策を講じるよう指導する。

(ニ) 水産業対策

自然災害に対し、次の事項に重点を置く。

- ① 合理的な海上施設の設置及び漁場利用方法を技術的に指導し、気象・海象に対応した施設の維持を図る。
- ② 漁船設備及び性能基準に基づく指導を行い、漁船の安全性の確保を図る。さらに、漁家には次の点を指導する。
 - a 海上施設の強化と漁場造成を推進するよう指導する。
 - b 講習会などを開催し、船舶運航技術の向上を図る。
 - c 小型漁船に対する携帯ラジオ、無線電話の搭載を指導し、その普及を図る。
 - d 漁船損害等補償法に基づく漁船保険の加入及び漁業災害補償法に基づく水産物、漁業施設共済加入を促進する。
 - e 海難漁船の救助活動の強化と遭難遺族の救済のため財団法人宮城県海難救済基金の加入契約を促進する。
 - f 漁業用海岸局の機能整備を促進し、気象予報事業などの強化を促進する。

(ホ) 林業対策

森林の生育状況などに応じた適時適切な保育・間伐の実施等を通じた災害に強い健全な森林の育成を指導する。

第7 火山災害予防対策

1 目的

火山の爆発その他火山現象による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、地域住民及び観光客等の生命、身体及び財産を保護するため、各防災関係機関は連携を図り、災害予防対策の諸施策を行う。

2 現況

(1) 県内の活火山

火山噴火予知連絡会は、平成15年1月に「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在噴気活動が認められる火山」を活火山の定義とした。

県内では下記3火山が活火山として定義されている。

火山名	市 町 村 名
栗駒山	栗原市
蔵王山	蔵王町, 川崎町, 七ヶ宿町, 白石市
鳴子	大崎市, 栗原市, 加美町

さらに、火山噴火予知連絡会は平成21年6月に「火山防災のために監視・観測体制の充実が必要な火山」として47火山(県内では、栗駒山、蔵王山)を選定した。

(2) 火山の概要

火山ごとの過去の活動状況は、次のとおりである。

イ 栗駒山

栗駒山は、宮城・岩手・秋田の三県にまたがり、別名須川岳・大日岳・駒ヶ岳・お駒山と呼ばれる安山岩の成層火山である。

1万年以内の噴火活動に関する詳細な年代分析値は報告されていない。山頂付近や山頂の北側斜面に分布する表土(クロボク)中に堆積している火山灰の分析では、915年(十和田a火山灰)以降に、少なくとも2回(1944年の小噴火を含む)の水蒸気爆発が起き、約5,400年前(十和田-中掬(ちゅうせり)火山灰)から915年の間にも、少なくとも2回の水蒸気爆発が起こっている(日本活火山総覧(第4版)による)。

なお、仙台管区気象台では平成22年(2010年)より常時観測(地震、空振、傾斜)を行っている。

ロ 蔵王山

蔵王山は、奥羽山脈の南部、宮城・山形両県に位置している。

玄武岩～安山岩の成層火山群で、山体の上部を形成する熊野岳(最高峰)・刈田岳(かっただけ)などが噴出した後、山頂部に直径2km程度のカルデラが生じた。五色岳はその中に生じた後カルデラ火砕丘で、火口湖御釜(直径360m、別名五色沼)を持つ。

蔵王火山の噴火活動は、少なくとも約70万年前には始まっていたと考えられ、現在までに4つのステージがあったとされている。

2万年位前までに続いていた五色岳の活動の後、やや火山活動の静穏な時期があったが2000年～3000年前頃に五色岳の東部が大規模に崩壊した。今から約1000年前には、五色岳西端で御釜の活動が始まっている。有史以降も主に御釜を噴出口とする数多くの活動が記録されているが、被害を伴った噴火は御釜の内外で発生している。噴火に伴い泥流を発生することが多い。御釜の北東など複数の地域に噴気孔がある。

1230年の噴火では、噴石による人畜への被害が発生している。また、たびたび泥流が発生し、1694年、1809年、1821年、1867年、1895年の噴火で濁川や白石川で増水や硫黄流入などの被害が発生し、このうち1867年の噴火では洪水による死者が発生している(日本活火山総覧(第4版)による)。

なお、仙台管区気象台では平成22年(2010年)より常時観測(地震、空振、傾斜、GPS)を行っている。

ハ 鳴子

鳴子火山は、本県北西部に位置し、直径約7kmの不鮮明な輪郭をもつカルデラとその中心部の溶岩ドーム群からなるデイサイトの4つの溶岩ドームが一群をなしそれらに囲まれた酸性の火口湖・潟沼(直径400m)の内外やその西側の溶岩ドーム(海拔396m)の壁では硫気活動が盛んである。

溶岩ドームには直径100～400m程度の火口地形が多数認められ、後カルデラ期には溶岩ドーム群の形成とそれを一部破壊するような爆発的な活動が発生していたと考えられる。溶岩ドームや湖成層はテフラ群に覆われ、そのうち比較的分布域が広い潟沼-上原テフラ(1.8万年)が潟沼形成に関わったと考えられている。

鳴子火山のうち、潟沼西部の溶岩ドームは溶岩直下の砂礫層中の樹幹の年代測定により、約11,800年前頃から開始したと推測される。また、山麓部では腐植土中に鳴子火山起源の火山灰が分布しており、その噴出年代は下位の腐植土中の年代分析値から、約5,400年前以降と推測される。溶岩ドーム形成後の地熱活動により、2000～3000年前に水蒸気爆発が発生している。(日本活火山総覧(第4版)による)

3 防災事業等の推進

(1) 防災体制の整備等

イ 県

県は、国、市町村、公共機関、火山専門家等と連携し、噴火時等の避難体制等の検討を共同で行うための協議会等(以下「火山防災協議会」という。)を設置す

るなど、平常時から相互に連携し、防災体制を整備するよう努める。また、必要に応じて、検討事項ごとに部会(コアグループ等)を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備に努める。

また、必要に応じて次の事業等の推進を図る。

- (イ) 避難施設(退避舎, 退避壕等)の整備
- (ロ) 防災のための農林水産業経営施設の整備
- (ハ) 治山治水事業 (県土木部火山砂防事業含む)
- (ニ) 河川の水質汚濁防止措置
- (ホ) 火山現象の調査, 研究の成果の普及
- (ヘ) 市町村が行う事業等に対する必要な助言又は指導

ロ 市町村

市町村は、火山防災協議会における検討を通じ、それぞれの火山の特質を考慮しつつ、下記の実施に努める。

また、火山災害による被害を防止又は軽減するため、県に準じ必要な事業等を推進する。

- (イ) 複数の噴火シナリオの作成
- (ロ) 噴火現象が到達する可能性がある危険区域を表記した火山ハザードマップの整備
- (ハ) 火山ハザードマップに、噴火警報等(噴火警戒レベルを含む。以下同じ。)の解説, 避難場所や避難経路, 避難の方法, 住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ, 地区別防災カルテ, 火山災害時の行動マニュアル等の作成・配布や火山防災エキスパート等の有識者による研修等及び火山災害遺構であるジオパークを通じた防災知識の普及啓発
- (ニ) 地域の実情に応じた, 災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置
- (ホ) 避難場所, 避難路のあらかじめの指定と日頃からの住民への周知徹底
- (ヘ) 噴火警戒レベルの導入に向けての防災対応や避難対象地域の設定, 避難開始時期や避難対象地域, 避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難計画の作成及び訓練

ハ 国, 大学等の火山監視観測・調査研究機関

国, 大学等の火山監視観測・調査研究機関は、各関係機関と連携し、下記の実施に努める。

- (イ) 噴火や火山現象の発生機構等の調査や, マグマの蓄積状況等の観測に関する研究及び技術開発
- (ロ) 大規模な降灰の発生, 拡散を早期に予測する手動や降灰は経済社会活動

に及ぼす影響についての調査研究及び技術開発

- (ハ) 臨時観測体制を強化する際に活用可能な観測機器の調達・運用体制の整備
- (ニ) 観測機器や通信手段に障害が発生した場合や、降灰・降雨などの悪条件下においても火山の監視観測体制を維持するための技術開発
- (ホ) 各火山の観測データの共有化

(2) 噴火警報等の発表、伝達及び噴火警戒レベル

イ 噴火警報等の種類と発表基準

(イ) 噴火警報

仙台管区気象台火山監視・情報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地区に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲(影響範囲)を付して発表する。

警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」(又は「噴火警報」)、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」(又は「火口周辺警報」として発表する。なお、「噴火警報(居住地域)」は、特別警報に位置づけられる。

(ロ) 噴火予報

仙台管区気象台火山監視・情報センターが、火山活動が静穏(平常)な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除を行う場合等に発表する。

噴火警報・予報の名称、発表基準等の一覧表
(噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合)

	名称	対象範囲	発表基準等	警戒事項等
噴火警報	噴火警報*1 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域*2 厳重警戒
	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺危険
噴火予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。	平常

- * 1. 居住地域が不明確な場合は、「噴火警報(山麓)」と記載。
- * 2. 居住地域が不明確な場合は、「山麓嚴重警戒」と記載。

(ハ) 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災活動を踏まえて5段階に区分したもので、噴火警報・予報を含めて発表する。噴火警戒レベルは、各火山の火山防災協議会において、発表基準や避難対象地域等の共同検討を通じて、運用や改善を行う。平成26年1月現在、宮城県内の活火山については導入されていない。

噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等の一覧表
(噴火警戒レベルが運用されている火山の場合)

	名称	対象範囲	発表基準等	噴火警戒レベル (警戒事項等)
噴火警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより 火口側	居住地域に重大な被害を 及ぼす噴火が切迫してい る状態と予想される場合	レベル5 (避難)
			居住地域に重大な被害を 及ぼす噴火が発生する可 能性が高まってきている と予想される場合	レベル4 (避難準備)
	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近く までの広い範囲の火口 周辺	居住地域の近くまで重大 な影響を及ぼす噴火が発 生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)
		火口から少し離れた所 までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす 噴火が発生すると予想さ れる場合	レベル2 (火口周辺 規制)
噴火予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活 動の状態によって、火口 内で火山灰の噴出等が見 られる。	レベル1 (平常)

(ニ) 降灰予報

噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。

(ホ) 火山現象に関する情報等

噴火予報・警報等および降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、仙台管区气象台が発表する。

① 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況等や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて発表する。

② 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況等や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて発表する。

③ 週間火山概況

過去一週間の火山活動の状況等や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。

④ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況等や警戒事項を取りまとめたもので、毎月月上旬に発表する。

⑤ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生した場合に、その発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

ロ 噴火警報等の通報及び伝達

(イ) 噴火警報

a 通報及び伝達の内容

(a) 仙台管区气象台

火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、火山現象に関する警報を知事に通報及び伝達する。

(b) 宮城県

仙台管区气象台から通報及び伝達を受けたとき、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市町村長及びその他の関係者に対し、必要な通報又は要請をする。

(c) 市町村

知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する。

この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報又は警告をする。

b 通報及び伝達の系統

噴火警報の通報及び伝達は、噴火警報等伝達系統図による。

(ロ) 噴火予報

噴火予報の伝達は、噴火警報等伝達系統図による。

(3) 異常現象発見の通報

火山に関する異常な現象を発見した者は、直ちに市町村長又は警察官に通報するものとし、通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市町村長に通報し、市町村長は、速やかに仙台管区気象台を含む関係機関に伝達する。

なお、通報を要する異常現象とは、おおむね次の内容のものをいう。

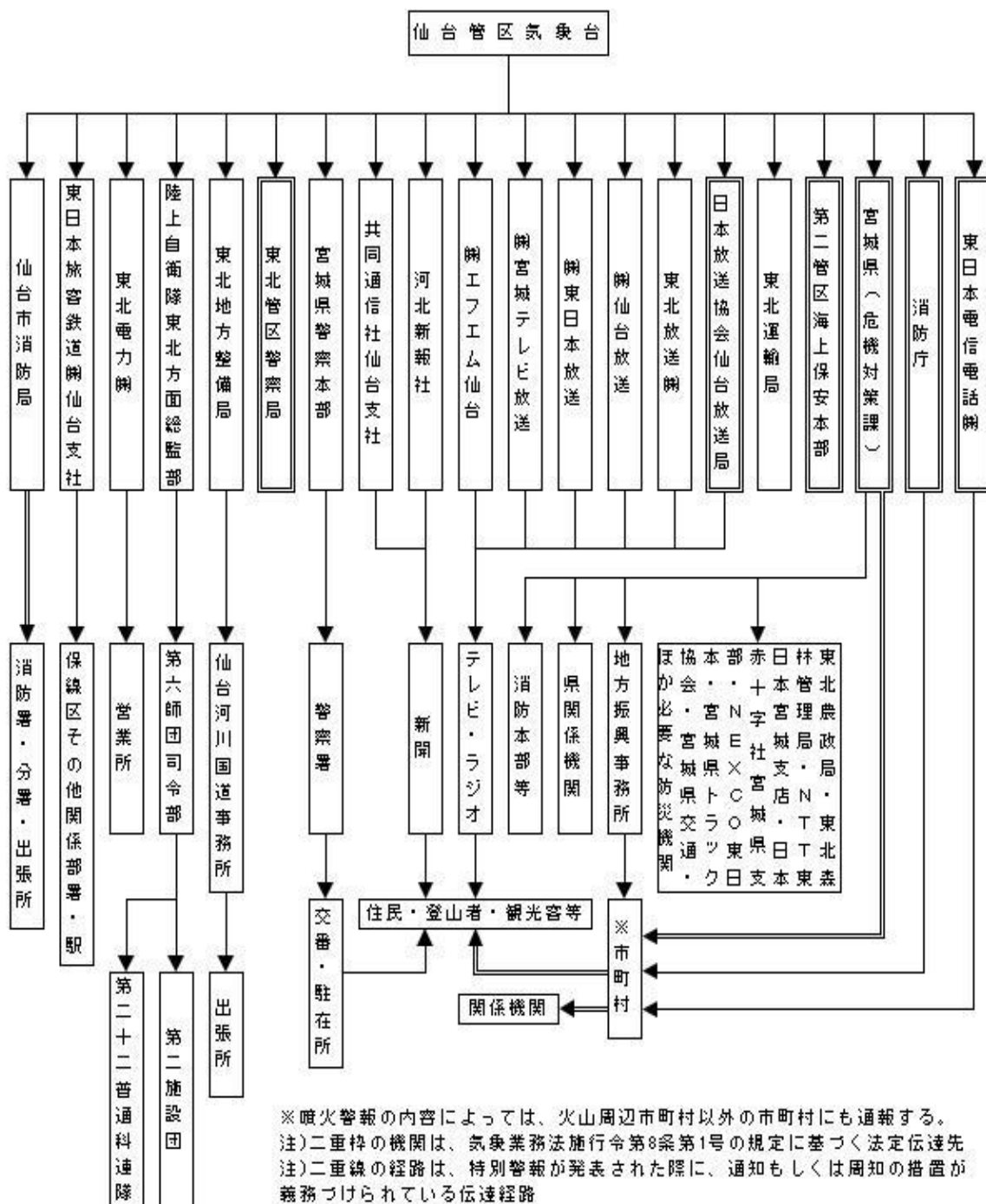
- イ 噴火(爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等)及びそれに伴う降灰砂等
- ロ 火山地域での火映、鳴動の発生
- ハ 火山地域での地震の群発
- ニ 火山地域での山崩れ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化
- ホ 火口、噴気孔の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、温度あるいは昇華物等の顕著な異常変化
- ヘ 火山地域での湧泉の新生あるいは涸渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
- ト 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大あるいは移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等
- チ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等
- リ 市町村長は、異常現象を発見した場合の通報義務について地域住民、登山者、観光者等に啓発を図る。

(4) 二次災害の防止

県及び市町村は、降灰後の降雨等に伴う土砂災害等の二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進する。

また、国は、火山噴火に伴う降灰等に起因する土石流によって被害が及ぶおそれがある区域、時期について想定し、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報として、知事及び関係市町村長に通知するとともに、一般に周知する。

噴火警報等伝達系統図



第2節 都市の防災対策

<主な実施機関>

県(土木部), 市町村

第1 目的

県及び市町村は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市防災総合推進事業等により、都市の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。

第2 市街地再開発事業等の推進

県及び市町村は、都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業により、低層木造建築物等の密集した不健全な既成市街地を改造し、土地の合理的で健全な高度利用、都市の不燃化、環境の整備改善を効果的に推進する。

第3 土地区画整理事業の推進

県は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づき、防災性の高い市街地の形成を目指し、防災上危険な老朽木造密集市街地等の解消を図るため、土地区画整理事業による市街地の整備について、市町村を指導する。

なお、防災街区の整備のみでは、都市防災対策として十分な目的は達せられないため、市町村は、その他の防災対策を含む地域防災計画と都市計画との関連に配慮し、市街地の整備を行う。

第4 都市公園施設

県及び市町村は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる都市公園の整備促進及び配置とネットワークを図るとともに、市町村が避難場所に指定する都市公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、防災トイレ等の整備に努める。

第3節 建築物等の予防対策

＜主な実施機関＞

県(総務部, 保健福祉部, 土木部, 教育庁), 市町村

第1 目的

県, 市町村及び関係機関は, 災害による建造物の被害を防止するため, 必要な事業対策を講じる。

第2 防災事業の施行

1 浸水等風水害対策

国, 県, 市町村及び施設管理者は, 地下鉄, 地下街や劇場等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について浸水経路や浸水形態の把握等を行い, これらの結果を踏まえ, 浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。

また, 防水扉及び防水板の整備など建物や地下街等を浸水被害から守るための対策を促進するとともに, 地下街等の管理者は, 浸水被害を防止するため土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講じるよう努める。

県及び市町村は, 風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために, 関連する施設について, 2階建て以上にするなど, 一時避難が可能なよう配慮する。

2 がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊及び土石流等により, 住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている危険住宅を安全な場所に移転することにより災害を未然に防止する。

3 特殊建築物, 建築設計の防災対策

特定行政庁(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項第32号の規定による, 県, 仙台市, 石巻市, 塩竈市, 大崎市)は, 災害時における火災から人命を保護することを目的に, 建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について, 定期報告制度, 建築物防災週間における防災査察, 特別防災査察及び消防機関との連携などにより, 計画的な防災指導を行い, 建築物の所有者に対し防災意識の高揚と防災診断, 改修の促進を図る。

4 特殊建築物, 建築設備等の維持保全対策

特定行政庁は, 建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物及び同条第2項に規定する建築設備, 昇降機等の定期調査報告の結果から, 防災避難に関して特に危険性のあるものについて, 改善指導を行う。

「特殊建築物」 劇場, 百貨店, ホテル, 病院, 共同住宅, 遊技場などの不特定多

数の人々が利用する建物

「建築設備」 換気設備(中央管理方式の空調設備に限る)、排煙設備(排煙機を有する排煙設備に限る)、非常用の照明装置(蓄電池別置型、自家発電機型、両者併用型に限る)

5 建築物及び都市の不燃化促進対策

災害に強い都市づくりの一環として、個々の建築物及びその集合体である都市の不燃化を進める必要があり、日本政策投資銀行、住宅金融支援機構等の融資制度等を活用し、促進を図る。

第4節 ライフライン施設等の予防対策

<主な実施機関>

県(総務部, 震災復興・企画部, 環境生活部, 土木部, 企業局), 市町村,
東北経済産業局, 関東東北産業保安監督部東北支部, 東北電力(株)宮城支店,
(社)宮城県エルピーガス協会, 仙台市ガス局, 塩釜ガス(株), 石巻ガス(株),
古川ガス(株), 東日本電信電話(株)宮城支店

第1 目的

大規模な災害の発生により県民生活に直結する上下水道, 電力, ガス, 石油, 石油ガス, 電話等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合, 日常生活や経済活動のある都市の機能が麻痺し, 安否確認, 避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上で大きな支障となるだけでなく, 避難生活環境の悪化や, 県民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため, ライフライン関係機関においては, 各施設の被害を最小限に食い止めるため浸水防止対策, 代替施設の確保及び系統の多ルート化等を進めるなど, 大規模な災害による被害軽減のための諸施策を実施する。

第2 水道施設

1 水道施設の安全性強化等

- (1) 水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)は, 災害時においても断水等の影響を最小限に食い止め, 容易な復旧を可能とすることを基本として, 貯水・取水・浄水施設, 導水管・送水管, 配水幹線及び配水池などの基幹施設並びに避難所, 医療機関等の重要施設に配水する管路について, 地盤の状況及び水害, 土砂崩れ等による被災のおそれ並びに過去の被災状況を考慮し, 施設の新設, 改良等に合わせて計画的な整備を行う。
- (2) 水道事業者等は, 水道施設のバックアップ機能として, 水源の複数化, 送水管・配水幹線の相互連絡, 配水管網のブロック化を図るとともに, 水道事業の給水区域相互間の連絡管整備を推進する。
- (3) 水道事業者等は, 緊急時に応急給水用の水を確保できるよう, 配水池容量の拡大, 緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。
- (4) 水道事業者等は, 水道施設の日常の保守点検と合わせて, 地盤の不良箇所や周囲の土砂崩れ等の危険個所の把握に努める。
- (5) 水道事業者等は, 災害時における水道水の安定供給を確保するため, 浄水場等への非常用自家発電機等を整備する。

2 復旧用資機材等の確保

水道事業者等は、水道施設が被災した場合に、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材を計画的に整備する。

3 管路図等の整備

水道事業者等は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から管路図等の整備を図り、施設の現況把握に努める。

4 危機管理体制の確立

(1) 水道事業者等は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、災害時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画及びマニュアルを作成する。

(2) 県は応急給水に関する行動計画を作成する。

(3) 水道用水供給事業者は、知事から水道用水の緊急応援の指示(水道法第40条)があった場合等を想定し、県の行動計画と整合性のある行動指針を作成する。

第3 下水道施設

下水道管理者は、下水道施設が重要な生活関連施設であることを踏まえ、浸水被害の軽減、下水処理機能を確保するため、下水道施設の整備及び安全性の向上に推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1 下水道施設計画

下水道管理者は、雨水渠、内水排除施設、雨水貯留及び浸透施設等を計画的に整備し、浸水被害を予防するとともに、水害に対する下水道施設の安全性の向上に努める。

また、処理場の機能を確保するため、污水管渠マンホール等の水密化、老朽管渠の改良、更新を計画的に進めるとともに住民への広報を徹底し、雨水等の流入を低減するように努める。

2 下水道施設維持管理

下水道管理者は、下水道台帳の整理、保管に万全を期すとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

3 下水道防災体制

下水道管理者は、復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた災害対策マニュアルの策定、災害対策資材の確保及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。

第4 工業用水道施設

災害による施設の被災を最小限に食い止めるため、水道施設の安全性の向上に努めるとともに、被災した場合に当たっては、二次災害を防ぐ上でも早急な応急復旧のできる体制を確立することを基本に次の対策を講じる。

1 工業用水道施設の安全性の確保

工業用水道施設の新設、改良については、「工業用水道施設設計指針」等に基づいて設計施工を行うとともに、既存の施設のうち特に重要性の高い施設については、優先順位を勘案しながら計画的に進め、安全性の確保に努める。

2 復旧用資機材の整備

工業用水道施設が被災した場合に、直ちに「企業局緊急時対策指針」に基づき応急復旧に着手できるように復旧用資材を計画的に備蓄し、併せて応急復旧体制の確立を図る。

3 情報収集システム・監視・制御システムの整備

災害時においても十分機能を発揮できる施設となるように各システムの整備を図る。

第5 電力施設

各施設とも計画設計時に建築基準法、電気設備に関する技術基準など関係法令や社内設計基準・指針等に基づく災害被害防止対策を施すとともに、過去に発生した災害及び被害の状況や各施設の環境等を考慮し以下の対策を実施する。

1 水害対策

水力発電設備は各施設の立地状況に応じて必要な箇所に、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器の嵩上げ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化(窓の開閉化とケーブルダクトの閉鎖等)等を実施する。また、特に洪水に対する被害防止に重点を置き、ダム、取水口の諸設備及び調整池、貯水池の上・下流護岸、導水路と溪流との交叉地点、護岸、水製工、山留壁、地滑り箇所などについて点検、整備する。

土砂崩れ、洗堀などが発生するおそれのある箇所の架空送電線路はルート変更や擁壁強化等を実施する。また、地中送電線はケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

浸・冠水のおそれのある変電所は、建物の嵩上げ、出入口の角落とし、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器の嵩上げを実施する。

2 風雪害対策

風雪害が予想される地域の水力発電・変電設備には雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、ヒーターの取付け等を実施する。また、送電鉄塔には耐雪設計を施し、電線には難着雪化対策を行う。

3 塩害対策

塩害の著しい地域の発電・変電設備には活線がいし洗浄装置を設置し、台風期の前後にがいし水洗いを行い、送電・配電設備には耐塩用がいし、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等を使用するとともに、必要に応じてがいし清掃を実施する。

4 高潮対策

火力・原子力発電所における高潮対策として、必要箇所に角落としあるいは、防潮扉、防潮壁を設置し、これに対処する。

なお、主要機器の嵩上げまたは吊上げ用器具の整備を行う。

第6 ガス施設

1 液化石油ガス施設

(1) 液化石油ガス販売事業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(昭和42年法律第149号)及び県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

イ 消費者全戸への安全器具(ガス警報器、ヒューズコック、S型メーター等)の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及導入の推進

ロ 安全性の確認(チェーン止め等による転倒・転落防止状況の把握)と向上(ガス放出防止装置等の設置)

ハ 各設備の定期点検等(特に埋設管や地下ピット)の着実な実施と、基準不適合設備の解消

ニ 周知内容の充実化(災害時の対応等)と多様化(高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等)

(2) (社)宮城県エルピーガス協会は、日頃から保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図っていく。また、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電設備、衛星通信設備、LPガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる中核充てん所の整備に努める。

(3) 県は上記(1)、(2)の各内容に関して適宜、指導助言(立入検査を含む)することにより、その完遂を支援する。

(4) 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、液化石油ガス販売事業者に対し、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。

2 都市ガス施設

(1) ガス事業者は、「ガス事業法」(昭和29年法律第51号)等に基づき、災害によって被災した家屋等においても、都市ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から使用者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急

資機材の整備を図る。

- イ 使用者全戸への安全器具(ガス警報器, マイコンメーター等)の設置
- ロ 安全性の向上(ガス導管の地区分割, 緊急操作設備の充実等)
- ハ 各設備の定期点検等の着実な実施と, 基準不適合設備の解消
- ニ 周知内容の充実化(災害時の対応等)と多様化(高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等)

(2) 仙台市ガス局の対応

イ 安全管理体制について

港工場, 供給管理事務所及び保安担当会社においては, 不測の事態に対応できるよう24時間体制をとるとともに, 一般社団法人日本ガス協会及び仙台市ガス工事人との緊急連絡体制をさらに整備する。

ロ 港工場における災害予防について

「宮城石油コンビナート等防災計画」の定めによるほか, 関係法令に基づき, 主要設備の定期点検及び整備を行う。

ハ 防災教育・訓練について

「仙台市ガス保安規程」等に基づき, 職員並びに工事関係者に対して, ガス局の研修機関で防災教育を実施する。

また, 仙台市が毎年実施している防災訓練に参加するほか, ガス局独自の訓練を毎年定期的にも実施する。

ニ 市民への防災PRについて

定期的に発行する広報誌によりPRを行うほか, 検針, 法定点検等でお客様を訪問した際に, 消費機器の安全使用に関する必要な周知を行う。

ホ 防災関連器具等の導入について

一般需要家のマイコンメーターの完全普及に努めるほか, ガス報知器の設置を促進し, さらに安全装置機能を有する新型消費器具に関する情報の提供を行う。

(3) 関東東北産業保安監督部東北支部は, ガス事業者に対し, 保安監督を強化するとともに, 保安教育の徹底, 自主保安体制の整備を図り, 災害の防止に努める。

3 広報の実施

ガス事業の管理者等については, 津波からの円滑な避難を確保するため, 火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止, 液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施する。

第7 電信・電話施設

1 設備の災害予防

電気通信事業者は, 電気通信施設の公共性に鑑み, 災害時においても重要通信を確

保できるように平常時から設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び市町村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

(1) 電気通信施設の防火・水防・豪雪対策

イ 防火対策として、通信機械室内やとう道内で使用する材料の不燃化、火気使用の抑制や外部からの類焼・延焼防止、火災感知や消火設備の設置などの対策を実施する。

ロ 水防対策として、浸水を防止するための水防板、水防扉を設置する。また、浸入した水を排出や排水の逆流を防止する対策を実施する。

ハ 豪雪や寒冷地での、雪や凍結などによる引込線の切断やケーブル凍結による混線等を防止するために、保安器等の取付位置変更や不凍液の注入及び溜水防止工法を実施する。

ニ 停電の長期化に備え蓄電池・発動発電機・自動発停式エンジン等を設置する。

ホ 災害の発生に備え、平常時から点検及び整備を行う。

(2) 通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

(3) 災害対策用機器の配置

可搬型無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。

2 体制の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

3 災害復旧用資機材の確保

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置・充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。

4 停電とふくそう対策

非常電源の確保や災害発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。

第8 共同溝・電線共同溝の整備

県及び市町村は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図る。

第5節 防災知識の普及

<主な実施機関>

県(総務部, 教育庁), 市町村, 第二管区海上保安本部, 仙台管区气象台,
東日本電信電話(株)宮城支店, 各防災関係機関

第1 目的

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり, 県民はその自覚を持ち, 平常時より, 災害に対する備えを心がけるとともに, 発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また, 災害時には, 近隣の負傷者, 要配慮者を助ける, 避難場所や避難所で自ら活動する, あるいは, 国, 公共機関, 地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど, 防災への寄与に努めることが求められる。

このため, 県, 市町村及び防災関係機関は, 所属職員に対し, マニュアル等の作成・配布, 防災訓練等を通じて防災に関する制度, 自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的にかつ継続的に与え, 防災知識の普及に努める。また, 住民が自らを災害から守る「自助」, 地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に, 防災教育, 講演会等の事業を積極的に実施しながらその普及・啓発に努め自主防災思想の普及, 徹底を図る。

第2 防災知識の普及, 徹底

1 職員への防災知識の普及

災害発生時の県, 市町村及び防災関係機関は, 災害対策の中核を担う機関であり, その役割は多岐にわたっている。また, それぞれの職員は所掌事務に関係する分野での災害予防, 応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。このため, 職員に対する関係マニュアルの作成・配付, 研修会, 防災訓練等を通じて防災に関する制度, 自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的にかつ継続的に与え, 所掌事務を熟知させるとともに, 各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。

2 住民への防災知識の普及

(1) 防災関連行事の実施

イ 総合防災訓練, 講演会等の実施

県及び市町村は, 住民の防災意識の向上を図るため, 防災関係機関と連携し, 総合防災訓練, 防災に関する講演会等を実施する。

実施に際しては, 広報誌, パンフレット, 新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し, 広く周知させるとともに, 地元住民の積極的な参加を呼びかける。この際, 防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し, 各々の役割等を住民に周知させる。

ロ 防災とボランティア関連行事の実施

県及び市町村は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く地元住民を対象とした、防災関連行事の実施に努める。

(2) ハザードマップ等の活用

県及び市町村は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

(3) 普及・啓発の実施

県及び市町村は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット(ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等)、テレビ・ラジオ局、CATV局の番組、ビデオ・フィルム of 製作・貸出、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

【住民等への普及・啓発を図る事項】

①災害危険性に関する情報

- ・各地域における避難対象地区
- ・孤立する可能性のある地域内集落
- ・急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 など

②避難行動に関する知識

- ・自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
- ・各地域における避難地及び避難路に関する知識 など

③家庭内での予防・安全対策

- ・3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- ・非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
- ・負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- ・飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- ・出火防止等の対策の内容 など
- ・災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること

④災害時にとるべき行動

- ・近隣の人々と協力して行う救助活動
- ・自動車運行の自粛
- ・警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時に取るべき行動

- ・避難場所での行動 など

⑤その他

- ・正確な情報入手の方法
- ・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・災害時の家族内の連絡体制の確保
- ・帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」 など

(4) 要配慮者及び観光客等への配慮

イ 要配慮者への配慮

県及び市町村は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

ロ 観光客等への対応

市町村は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、市町村及び施設管理者は、避難場所を示す標識を設置する等、広報に努める。

(5) 災害時の連絡方法の普及

イ 災害時通信手段の利用推進

東日本電信電話株式会社宮城支店は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板「web171」の利用推進を図り、県及び市町村は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

ロ 災害時通信方法の普及促進

携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線LANスポットにおけるWi-Fi接続サービスなどの普及を促進する。

(6) 相談窓口の設置

県及び市町村は、災害対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

3 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及

(1) 関係事業者に対し防災訓練への積極的な参加促進を図る。

(2) 海岸等の利用者に対しては、次により災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。

- イ 防災に関する講演会を開催するほか、各種講習会を活用して防災に関する講習を行うとともに防災関係資料の配布等を行う。
- ロ 各種行事を活用して防災関係資料の配布等を行う。
- ハ 第二管区海上保安本部は、巡視船艇職員等による船舶への立入検査又は訪船

指導の際に、防災関係資料の配布等を行う。

4 地域での防災知識の普及

(1) ハザードマップの整備

イ ハザードマップの作成・周知

県及び市町村は、急傾斜地崩壊危険箇所等を踏まえて避難場所、避難路等を示すハザードマップ等の整備を行い、住民等に対し周知を図る。

ロ ハザードマップの有効活用

県及び市町村は、ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する。

(2) 日常生活の中での情報掲示

県及び市町村は、避難場所や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

(3) 観光客、海水浴客等の一時滞在者への周知

県及び市町村は、観光地、観光施設、鉄道駅といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、避難場所や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

5 ドライバーへの啓発

(1) 徒歩による避難の原則の徹底

県及び市町村は、警察と連携し、運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法についての周知に努める。

(2) 運転中における発災時の対応の周知

県及び市町村は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等も、併せて周知に努める。

6 社会教育施設や防災拠点の活用

県及び市町村は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

また、防災拠点に防災教育の機能を有する設備を整備し、平常時から防災教育を行うための拠点としての活用に努める。

第3 学校等教育機関における防災教育

- 1 学校等教育機関は、県及び市町村、防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。
- 2 防災教育においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、自然災害等の危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。
- 3 児童生徒等及び指導者に対する防災教育
 - (1) 児童生徒等に対する防災教育
 - イ 学校等においては、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の内面化を図る。
 - ロ 地理的要件など地域の実情に応じ、様々な災害を想定した防災教育を行う。
 - ハ 災害時に一人一人がどのように行動すべきかなどを自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域合同の避難訓練や避難所開設訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う。実施に当たっては、登下校時など学校園外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。
 - (2) 指導者に対する防災教育
指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。
- 4 教育委員会及び社会教育関係機関は、県民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。
- 5 県及び市町村並びに教育委員会は、防災教育及び防災体制の充実のために県内全ての公立学校に防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校には市町村単位で防災担当主幹教諭を配置し、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。

なお、私立学校においても、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備に努める。
- 6 県及び市町村並びに教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」を基にして、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。
- 7 県及び市町村並びに教育委員会は、各学校等において防災主任、防災担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、

児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施など防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。

- 8 市町村及び教育委員会は、生涯学習教育内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施し、防災上へ必要な知識の普及に努める。

第4 県民の取組

県民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人一人が平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助するなどの、防災への寄与に努める。

1 食料・飲料水等の備蓄

概ね3日分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などに努める。

2 家具等の転倒対策

家具・ブロック塀等の転倒防止対策や、寝室等における家具の配置の見直しなどに努める。

3 家族内連絡体制の構築

発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、SNS等の利用など、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。

4 防災訓練への参加

地域で実施する防災訓練への積極的参加による、初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築に努める。

5 防災関連設備等の準備

非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材や住宅用火災警報器の設置、その他防災関連設備等の整備に努める。

第5 防災指導員の養成

県は、地域防災力の向上を目指し、地域社会において、リーダーとして活躍する者及び主に事業所における災害対策を推進する者を養成するための講習等を開設し、修了者を宮城県防災指導員として位置づけ、その活動の推進を図る。なお、地域の防災力向上のためには、女性の参画が重要であることから、講習等への女性の積極的な参加を促す。

1 目的

自治会、町内会、自主防災組織のリーダーや事業所において積極的に災害対策を推進する者など、地域の防災の担い手が、防災に関する体系的・実戦的な知識・技術を習得する。

2 主な講座内容

災害に関する基礎知識，防災手法，防災ボランティア，被災の形態と災害リスク，災害対策と地域連携，事業継続計画関連等。

3 開催場所

市町村からの受講者推薦を受けて、地域別に開催する。

第6 災害教訓の伝承

大規模災害の発生頻度は低いものの、ひとたび発生すれば甚大な被害が発生するおそれがあることから、どのような状況下にあっても住民等が確実に避難するよう、大規模災害の教訓を活かし、今後の災害対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに大規模災害の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。

1 資料の収集及び公開

県及び市町村は、国と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、県は、市町村からの資料の収集体制の構築に努める。

2 伝承機会の定期的な実施

県及び市町村は、学校等教育機関、企業、NPO等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、県民が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

3 石碑やモニュメントの継承

県及び市町村は、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

4 伝承の取組

県民は、自ら災害教訓の伝承に努める。県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、県民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第6節 防災訓練の実施

<主な実施機関>

県，市町村，防災関係機関

第1 目的

各防災関係機関は災害発生時に，県，市町村，関係機関及び地域住民等が連携を図りながら，初動，応急対策が速やかに実施できるよう，また，防災意識の普及，高揚を図ることを目的として，防災訓練を行う。

第2 防災訓練の実施とフィードバック

1 定期的な実施

県及び市町村は，定期的な防災訓練を，夜間等様々な条件に配慮し，居住地，職場，学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し，住民にとるべき身を守る行動や災害発生時の避難行動，基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

2 地域の実情に応じた内容

防災訓練を，少なくとも年1回以上実施するものとし，災害発生時の円滑な避難のための災害応急対策についても盛り込むなど，地域の実情に応じた内容とする。また，避難行動に支障をきたすと考えられる冬期における実施についても配慮する。

3 目的及び内容の明確な設定

防災訓練を行うに当たり，訓練の目的を具体的に設定し，訓練内容を明確にした上で，災害及び被害の想定を明らかにするとともに，あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう，訓練参加者，使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い，参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際，各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

4 課題の発見

県及び市町村は，訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど，地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

さらに，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努める。

5 フィードバック

県及び市町村は，訓練後には訓練成果を取りまとめ，課題等を明らかにし，必要に応じ体制等の改善を行うとともに，次回の訓練に反映させるよう努める。

第3 県の防災訓練

1 総合防災訓練

(1) 全県的な規模での実施

県は、毎年、6月12日(みやぎ県民防災の日)、9月1日(防災の日)に総合防災訓練を実施する。

訓練の方法として、展示型の訓練だけでなく、ハザードマップ等を活用し、より実際の災害に近い状況で実践的な災害対応能力の向上を図る図上訓練を実施し、県内市町村、防災関係機関、災害時応援協定締結団体等にも積極的な参加を求め、図上訓練については、市町村においても導入されるよう研修等を行い、全県的な規模で実施されるよう努める。

(2) 県域を超えた訓練の実施

県は、広域に被害が及ぶ大規模災害や、考えうる様々な被害を想定の上、通信訓練等には国機関の協力も依頼し、また、広域応援協定締結道県についても相互に協力するなど、県域を越えた訓練の実施についても努める。

(3) 多様なシナリオの想定

県は、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等も想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努める。

(4) 複合災害時の訓練の実施

東日本大震災を教訓に「大規模災害と原子力の複合災害」等を想定し、複合災害発生時の本部事務局体制の検討、初動対応に係る手順の確認等を目的とした図上訓練や情報伝達訓練及び機関連携訓練の実施についても検討するとともに、市町村と連携した原発事故発災時の住民避難訓練等の実施にも努める。

(5) 総合防災訓練の内容

イ 6. 12 総合防災訓練

県は、職員の非常招集訓練、緊急通信訓練、災害対策本部運用訓練等を実施する。

ロ 9. 1 総合防災訓練

県は、毎年実施市町村を定め、当該市町村、防災関係機関等と調整を図りながら、実践的な訓練を実施する。

2 地域の実情に応じた訓練

県は、市町村、防災関係機関と連携した災害情報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的な防災訓練を行う。

(1) 動員訓練及び本部運営訓練

(2) 災害情報等の情報収集、伝達訓練

(3) 警備及び交通規制訓練

3 市町村の防災訓練への助言・指導

県は、市町村が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言と指導

を行う。

第4 市町村の防災訓練

市町村は、毎年、6月12日(みやぎ県民防災の日)、9月1日(防災の日)及び11月5日(津波防災の日)等に、地域住民参加による総合防災訓練を実施する。

この際の訓練内容は次のとおりとし、自衛隊といった防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び多様な世代から多数の住民が参加し、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。

また、地下鉄、地下街等における災害を想定した訓練についても検討を行う。

さらに、市町村は、大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても、普及を図るとともに、複合災害を想定した訓練の実施についても検討する。

(訓練内容)

- 1 災害対策本部運用訓練
- 2 職員招集訓練
- 3 通信情報訓練
- 4 広報訓練
- 5 火災防御訓練
- 6 緊急輸送訓練
- 7 公共施設復旧訓練
- 8 ガス漏洩事故処理訓練
- 9 避難訓練
- 10 救出救護訓練
- 11 警備、交通規制訓練
- 12 炊き出し、給水訓練
- 13 防潮堤の水門、陸門等の締切操作訓練
- 14 水害防止訓練
- 15 自衛隊災害派遣要請等訓練
- 16 避難所運営訓練
- 17 その他

第5 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年1回以上定期的に防災訓練を行い、あるいは地方自治体等の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては次の事項に配慮する。

1 実践的かつ効果的な訓練の推進

訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講ずるべき事項(シナリオ)については、過去の大規模災害の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。

2 防災関係機関の多数参加・連携する訓練の実施

組織を超えた防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、できる限り多くの機関と連携し、訓練の実施を通じて相互の補完性を高めていく。

3 災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実

住民が積極的に防災訓練に参加することや、自らの災害に対する準備を充実させることができるような訓練内容の工夫・充実に努める。

4 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施

訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、要配慮者の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て避難所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。

5 訓練の客観的な分析・評価の実施

訓練終了後には、参加者の意見交換、訓練見学者等からの意見聴取等を通じ訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにした上、必要に応じ訓練のあり方、防災マニュアル等の見直し等を行い、実効性のある防災組織体制等の維持、整備を図る。

第6 通信関係機関の非常通信訓練

東北総合通信局、県、市町村及び非常通信協議会を構成する各機関は、災害時における防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実に行うため、原則として年1回以上非常通信訓練を実施する。

第7 学校等の防災訓練

1 災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。

2 校内外活動(自然体験学習、野外活動を含む)等で山間部を利用する場合は、事前に土砂災害防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。

3 避難訓練を実施する際には、障害のある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。

4 学校等が避難場所や避難所となることを想定し、市町村は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。

第8 企業等の防災訓練

- 1 企業等は、災害の発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。
- 2 企業等の敷地・施設等が指定緊急避難場所・指定避難所として指定されている場合は、災害発生の際に避難場所・避難所となることを想定し、避難者の受け入れや避難所運営の訓練等を実施する。
- 3 災害発生時に備え、周辺自治体及び各自治会、地域住民の方々並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。
- 4 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。
- 5 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。
- 6 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

(訓練内容)

- 1 避難訓練(避難誘導等)
- 2 消火訓練
- 3 浸水防止訓練
- 4 救急救命訓練
- 5 災害発生時の安否確認方法
- 6 災害発生時の対応 (帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等)
- 7 災害時の危険物、有害物の漏洩等の対処訓練
- 8 災害救助訓練
- 9 市町村・自治会・他企業との合同防災訓練
- 10 施設・設備使用不能の場合の対応訓練

第7節 地域における防災体制

＜主な実施機関＞

県(総務部, 保健福祉部), 県警察本部, 市町村

第1 目的

大規模な災害が発生した場合の被害を最小限に食い止めるためには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。

このため、県及び市町村等は、地域住民及び事業所等による自主防災組織等の育成、強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災指導員の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

第2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

1 自主防災組織の必要性

大規模な災害発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これら全ての面において行政が対応することは極めて困難となる。

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に要配慮者の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。

2 自主防災組織の活動にあたって

大規模な災害発生時における多様な活動を実施するには、住民自らが「自らの身・地域は自らで守る」という意識の下に行動することが必要である。

また、住民自身の災害に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織の活動を支えることとなる。

第3 自主防災組織の育成・指導

1 県の役割

- (1) 市町村が行う自主防災組織育成事業に対して、必要な支援を行う。
- (2) 市町村と協力し、自主防災組織のリーダー等を対象に、研究会、講習会等を開催し、自主防災組織の活性化、リーダーの育成推進を図る。また、女性の積極的な参加を促し、女性リーダーの育成に努める。
- (3) 市町村と協力し各種普及啓発事業を通して、自主防災の重要性を県民に呼びかけ、組織化を推進する。また、自主防災組織への女性の参加の促進に努める。
- (4) 県は自主防災組織の連携強化を図るため、市町村と協力し県自主防災組織連絡協議会の設置について検討する。

2 市町村の役割

市町村は災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組まなければならない。

- (1) 市町村は自治会、町内会等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。
- (2) 市町村は県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。
- (3) 自主防災組織の円滑な活動を期するため、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救護のための防災資機材の配備について考慮する。
- (4) 市町村は地域の自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るため、防災関係機関と協力し、市町村自主防災組織連絡協議会等の設置について検討する。

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 訓練の実施等

イ 防災訓練への参加

災害が発生したとき、住民が適切な措置をとることができるよう、県及び市町村等が実施する防災訓練へ参加する。

ロ 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

ハ 消火訓練の実施

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を取得する。

ニ 避難訓練の実施

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

ホ 救出・救護訓練の実施

がけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

ヘ 避難所開設・運営訓練の実施

災害発生時に迅速かつ円滑な避難所開設・運営を行うため、市町村担当者や施設管理者等と協力し、必要なノウハウの習得に努める。

(2) 防災点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域における防災点検を実施する。

(3) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように保管する。

(4) 要配慮者の情報把握・共有

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者(以下、「避難行動要支援者」という。)を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者の了解を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。

2 災害発生時の活動

(1) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市町村等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

イ 地域内の被害情報の収集方法

ロ 連絡をとる防災関係機関

ハ 防災関係機関との連絡方法

ニ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

(3) 救出・救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者等の負傷者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。

さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要と

する者があるときは救護所等へ搬送する。

このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認する。

(4) 避難の実施

市町村長の避難勧告・避難指示又は警察官等から避難指示が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施にあたって、次の点に留意する。

イ 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

(イ) 市街地……………火災，落下物，危険物

(ロ) 山間部，起伏の多いところ…………崖崩れ，地すべり

(ハ) 河川……………決壊，氾濫

ロ 円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のものとする。

ハ 避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

(5) 避難所開設・運営への主体的参画

災害発生時には、市町村の担当職員が被災し、避難所への参集が遅れることなども想定されることから、避難所の設置・運営において自主防災組織を中心とした住民が主体的に参画するよう努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市町村が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

3 警察は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、防犯診断等訓練の実施、防犯パトロール等地域安全活動の諸活動に使用する資機材の整備等に関し、助成・支援を行う。

第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

市町村は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内

の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。

第8節 ボランティアの受入れ

<主な実施機関>

県(環境生活部, 保健福祉部, 経済商工観光部, 土木部), 東北地方整備局,
日本赤十字社宮城県支部, 社会福祉協議会, ボランティア関係団体, 市町村

第1 目的

東日本大震災及び近年の各種災害において, ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため, 今後, 地域団体やNPO等(以下「ボランティア関係団体」という。)は, 社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという崇高なボランティア精神に基づきながら, 民間レベルでの横断的な連携を図りつつ, 組織的な活動ができるよう努める。

一方, 行政機関等防災関係機関は, ボランティアの自主性を尊重しつつ, そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに, 自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。

さらに, 災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため, 民間団体等と行政機関との間で, ボランティアの受け入れや登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

第2 ボランティアの役割

ボランティアの役割の主なものは, 次のとおりである。

1 生活支援に関する業務

- (1) 避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助
- (2) 炊き出し, 食料等の配布
- (3) 救援物資等の仕分け, 輸送
- (4) 高齢者, 障害者等の介護補助
- (5) 清掃活動
- (6) その他被災地での軽作業

2 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療, 看護, 保健予防
- (2) 外国人のための通訳
- (3) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (4) 高齢者, 障害者等への介護
- (5) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- (6) 公共土木施設の調査等
- (7) IT機器を利用した情報の受発信
- (8) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第3 災害ボランティア活動の環境整備

県及び市町村は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア関係団体との連携を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、整備を推進する。

第4 専門ボランティアの登録

平成24年3月現在、確立されている主な専門ボランティアは次のとおりである。

1 砂防ボランティア

大規模な土砂災害等が発生した場合、県・市町村の砂防担当職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能である。

このため、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止に努める。

2 防災エキスパート制度

防災エキスパート制度は、公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の事務処理、施設の維持管理等に長年携わった人に、専門的な分野でのボランティア活動へ従事してもらおうべく、東北地方整備局が発足させた制度である。

東北地方整備局は、災害が発生した際には、この制度により迅速、確実、効果的に直轄管理施設の被災状況を把握する。

3 災害時の通訳ボランティア

大規模な災害が発生した場合、外国人の言葉の問題に対し県や市町村の職員だけでは十分な対応ができない。

そのため、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集し、被災地に派遣する。

県は登録したボランティアに対し研修会等を実施し、ボランティアの養成もあわせて行う。

第5 一般ボランティアの受入れ体制

1 一般ボランティアの受入れ体制づくり

(1) ボランティアコーディネーターの養成

災害が発生した場合、ボランティアが直ぐに活動できるように、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。

また、地域の災害ボランティア活動等に積極的に携わるための相談や情報提供等、

養成後のフォローアップに努めるとともに、市町村と協力し、災害ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の確保、育成及び連携強化に努める。

(2) ボランティア受入れ拠点の整備

災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

(3) 受入体制の整備

市町村は、ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等での広報やボランティアの事前登録制度の活用などにより、ボランティア受入れのための体制を構築するよう努める。

(4) 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

2 行政の支援

(1) NPO等との連携

県及び市町村は、災害ボランティアの受入れに必要な環境整備やリーダーの要請などの体制づくりを、社会福祉協議会、NPO支援組織等と連携して実施するとともに、必要な活動支援を行う。また、災害時に活動が期待されるボランティア関係団体との協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

(2) 広域でのサポート体制の構築

県は、大規模災害発生時の災害ボランティアセンターの設置・運営に備え、県内外を含め、広域でのサポート体制を構築しておくよう努める。

第6 日本赤十字社宮城県支部の赤十字防災ボランティアセンター設置

大規模災害時等においては、行政等の救護機関だけによらず自主的できめ細やかなボランティア活動が必要となってくる場合がある。

日本赤十字社宮城県支部では、災害発生後、災害の規模等を考慮した上で、赤十字防災ボランティアセンターの設置を決定する。

1 赤十字の防災ボランティア(以下「防災ボランティア」という。)

災害時に日本赤十字社宮城県支部の調整の下に災害救護活動等の補助的活動を行うため、必要な研修・訓練を受け、防災ボランティアとして登録し、その能力、労力、時間等を、自主的に無報酬で提供するすべての個人又は団体をいう。

2 防災ボランティアの養成

適宜、必要な研修・訓練として「防災ボランティア養成研修会」等を開催し、防災ボランティアを養成するとともに、防災ボランティアの中から防災ボランティアリーダーの養成も図る。

なお、防災ボランティアリーダーは、防災ボランティアセンターの運営・管理にも携わる。

3 活動内容

日本赤十字社が行う災害救護活動に参加・協力する。また、被災地ニーズを調査し、各人又は各団体の技能や特色を生かした活動を積極的に行う。

4 関係機関との連携

防災ボランティア活動を円滑に実施するため、活動場所・活動内容等について、常に関係機関との密接な連絡体制の維持に努める。

第9節 企業等の防災対策の推進

<主な実施機関>

県(総務部, 経済商工観光部)

第1 目的

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第2 企業等の役割

1 企業等の活動

(1) 企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、防災活動を推進する必要がある。

(2) 事業継続上の取組の実施

企業等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等を行うなど、事業継続事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(3) 事業継続計画(BCP)の策定

事業継続計画(BCP)においては、災害発生後の緊急時対応(人命救助、安否・安全確認等)と復旧対応(片付け、施設・設備復旧等)を峻別し、規定するとともに、平常時から継続して対応すべき業務についても配慮する。

(4) 帰宅困難者対策の実施

災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの、帰宅困難者対策を講じるよう努める。

(5) 地下街・要配慮者利用施設・大規模工場等における避難確保・浸水防止対策の

実施

市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のために活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画(以下「避難確保・浸水防止計画」という。)を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき、自衛防災組織を設置する。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画を公表する。

また、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

また、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画(以下「浸水防止計画」という。)の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告する。

2 県、市町村及び防災関係機関の役割

(1) 防災に関するアドバイスの実施

県、市町村、防災関係機関は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(2) 企業防災の取組支援

県及び市町村は、企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定及び事業継続マネジメント(BCM)構築等に向けた企業からのニーズへの対応に取り組む。

(3) 企業の防災力向上対策

県及び市町村は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

第3 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や県民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設の防水化の推進
- (9) 施設の地域避難所としての提供
- (10) 地元消防団との連携・協力
- (11) コンピュータシステムやデータのバックアップ
- (12) 大型の什器・備品の固定

第10節 情報通信網の整備

<主な実施機関>

県(総務部, 震災復興・企画部, 土木部), 県警察本部, 市町村, 防災関係機関,
各放送会社

第1 目的

大規模災害時には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、県、市町村及び防災関係機関は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

また、放送機関については、被害状況の報道、県民への的確な情報の提供が強く求められていることから、放送用施設の浸水防止対策等に努める。

第2 県における災害通信網の整備

1 情報伝達ルートの多重化

県は、市町村及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。

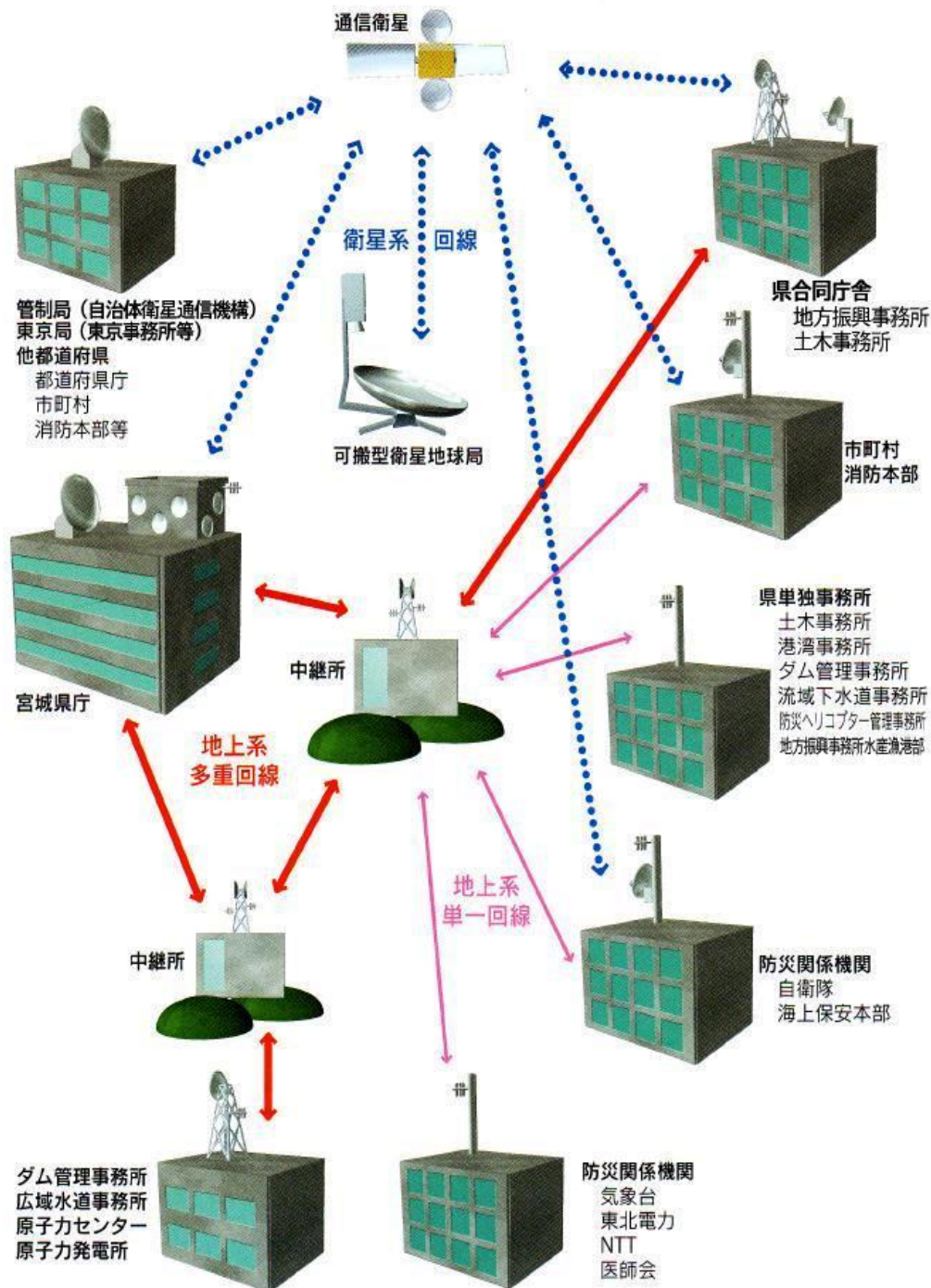
2 県防災行政無線の整備拡充

災害による被害が被災地方公共団体等の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、県は、市町村、他都道府県、国その他防災関係機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達の多ルート化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備及び明確化など有事即応体制の確立に努める。

(1) 災害時における緊急情報連絡の高度化及び多様化に対応するため、地域衛星通信ネットワーク衛星系地球局を県庁、合同庁舎、市町村、消防本部、その他重要な防災関係機関等に設置し、通信体制の充実・強化を図り運用する。

(2) 衛星系通信網の導入においては、第2世代ネットワーク設備を早期に整備するものとし、併せて関連する地上系・有線系の充実・強化を図る。

宮城県地域衛星通信（防災行政情報通信）ネットワーク全体のイメージ



3 県と国を結ぶ防災無線網等の整備

- (1) 災害対策基本法、消防組織法(昭和22年法律第226号)に基づき、災害時等において県と総務省消防庁との間における情報伝達に必要な通信の確保のため、消防庁消防防災無線網を整備し運用する。
- (2) 防災情報の早期収集、情報伝達の迅速化等の災害対策に万全を期すため、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部等との間に、緊急連絡用の無線回線(中央防災無線)を整備し運用する。

4 総合防災情報システムの機能拡充

県は、「宮城県総合防災情報システム(MIDORI)」(以下「MIDORI」という。)を運用し、地震、津波、風水害等の自然災害における情報を迅速かつ的確に収集すると同時に、市町村、消防本部等で必要な情報を迅速に伝達する。

また、県は、各関係機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化するとともに、市町村、消防本部等が各種災害情報をMIDORIに直接入力し、情報を集約及び共有化することにより、被害の拡大防止を図る。

各種被害情報や防災情報は、県で収集管理し、県民・住民に対し、様々な公共メディアを通じて情報提供を行うよう努める。

今後、さらにMIDORIの機能拡充により、急速に発展する情報ネットワークや技術革新に対応する。

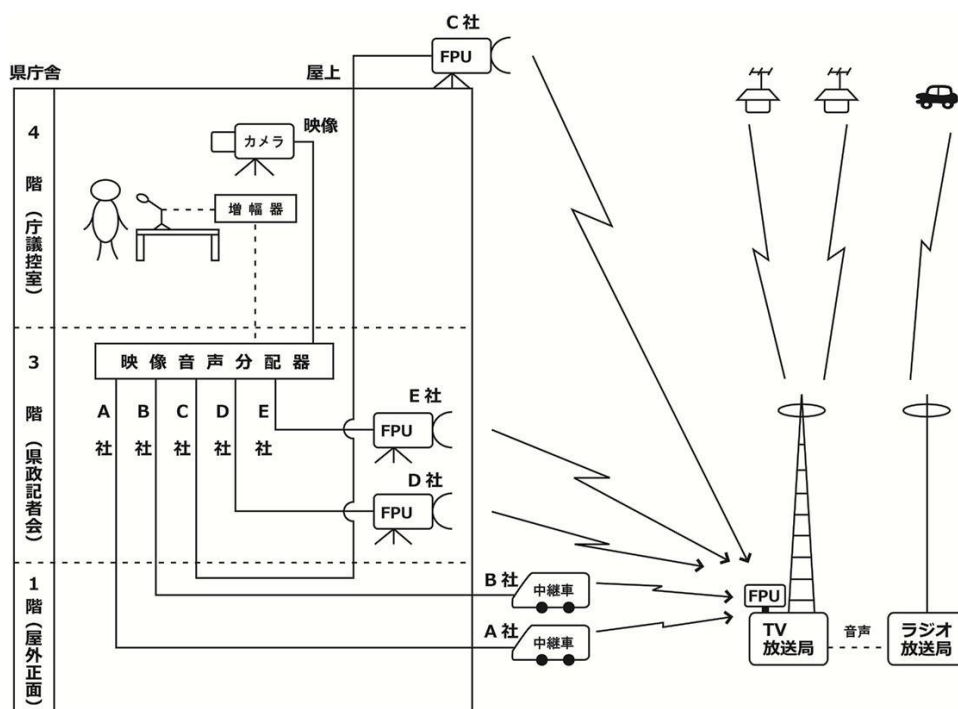
- (1) 仙台管区気象台から受信した気象警報等は、地域衛星通信ネットワークを活用して市町村や消防本部等の防災関係機関に自動配信する。
- (2) 防災担当者が所持する携帯電話に気象警報、震度情報(震度4以上)及び大津波警報、津波警報、津波注意報等を一斉伝達し、緊急時における職員参集等、迅速な初動体制の確保を図る。

5 大規模災害時緊急情報連絡システムの整備

大規模・広範囲な災害が発生したときに、県が保有する正確かつ適切な最新情報(避難指示・勧告、被害状況等)をテレビ・ラジオ等を通して、知事等が直接リアルタイムで庁議室の控室にあるテレビスタジオから県民に提供するシステムを整備し運用する。

〈システムの流れ〉

大規模災害の発生→知事が放送5社(NHK・東北放送・仙台放送・宮城テレビ放送・東日本放送)に対して放送の実施を要請→放送5社受諾→放送(行政庁舎4階庁議控室をテレビスタジオとして、NHKが代表取材し、民放4社に分配)



6 ヘリコプターテレビ画像伝送システムの整備

(1) 画像伝送システムの整備

被災現場の状況等を県警及び仙台市消防局，陸上自衛隊，東北地方整備局，第二管区海上保安本部からのヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等により収集し，迅速かつ的確に災害対策本部等の中枢機関に電送する画像伝送システムを整備し運用する。

(2) 多様な情報収集手段の活用

県は，機動的な情報収集活動を行うため，航空機，巡視船，車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに，固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備の推進に努める。

7 インターネットの活用

(1) 住民への情報提供

災害時における住民等への関係情報を迅速，的確に行うため，システムの安定的な運用に努める。

- イ インターネット情報提供システムの安定的運用
- ロ MIDORI との連携による情報提供システムの整備
- ハ 道路交通情報の提供

(2) 広域的な情報提供

大規模災害時における被害情報を県外に広く伝えるため，ホームページを活用する。

8 非常通信体制の整備

(1) 非常通信計画の作成等

県は、国、市町村その他防災関係機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートが多ルート化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化などの体制確立に努め、東北総合通信局及び東北地方非常通信協議会と連携しつつ、非常通信計画や手引きの作成、非常通信訓練の実施、無線設備の総点検を行い、非常通信体制の整備に努める。

なお、防災関係機関の通信網を活用した非常通信ルートについては、すでに策定している県と国との間のルートに併せ、県と市町村間についても、国土交通省、県警察本部、東北電力株式会社の協力の基に3ルートを策定した。今後、実践的な通信訓練の実施を行い、非常通信体制を確立する。

(2) 重要機関・部局との連絡体制の確保

県は、消防庁など重要機関との連絡網について、ふくそうなどの影響をうけない連絡手段を確保するよう努めるとともに、初動時に通信確保の必要性が特に高い部局や求められる台数等について、通信事業者等からの衛星携帯電話等の調達や関係部局への配布リストを事前に整理するなど、通信体制の確保に努める。

9 災害関連情報等分析体制の整備

県は、収集した災害関連情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

10 地域住民等に対する通信手段の整備

(1) 地域住民等からの情報収集体制の整備

県は、市町村と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(2) 情報伝達手段の確保

県は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、公共情報コモンズを介し、ケーブルテレビ(CATV)、コミュニティFM等のメディアの活用、各種ボランティアの協力、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、衛星携帯電話やワンセグ、データ放送及びツイッターなどのソーシャルメディア等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用等について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

11 非常用電源の確保

県は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非

常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底，専門的な知見・技術を基に堅固な場所への設置等に努める。

12 マップ・GIS等の活用

県は，平常時より自然情報，社会情報，防災情報等の防災関連情報の収集，蓄積に努め，総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか，必要に応じ，消防防災GISの活用や，災害対策を支援する地理情報システムの構築についても推進を図るよう努める。

第3 市町村における災害通信網の整備

1 情報伝達ルートの多重化

市町村は，県及び防災関係機関と連携し，災害時における緊急情報連絡を確保するため，無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに，有・無線系，地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。

特に，消防団員等を含む地域の防災関係者への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図るよう努める。

2 市町村防災行政無線等の整備拡充

市町村は，大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として，必要に応じ同報無線や市町村防災行政無線等の導入に努める。

防災行政無線設備整備市町村においては，消防庁より伝達される土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム(J-ALERT)により，自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。

また，停電時の電源を確保するため，無停電電源装置，直流電源装置，非常用発電設備，再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備・活用を促進するとともに，停電時を想定した，実践的な訓練を実施し防災体制の強化を図る。

3 職員参集等防災システムの整備

市町村は，災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため，県で整備したMIDORI等を利用し，市町村職員が緊急的に自主参集できるシステムの構築を検討するとともに，発災初動時における情報収集連絡体制の確立に努める。

4 地域住民等に対する通信手段の整備

(1) 地域住民等からの情報収集体制の整備

市町村は，県と連携し，災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため，衛星携帯電話，衛星通信，電子メール，防災行政無線等の通信手段を活用し，民間企業，報道機関，住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(2) 情報伝達手段の確保

市町村は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、県が計画する公共情報コモンズを介し、NHK、民法放送、CATV、コミュニティFM等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ、データ放送等のほか、各種ボランティアの協力等について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

なお、市町村防災行政無線に関しては、音声を受信できる防災ラジオの導入等、屋外スピーカーの聞こえにくさの解消に努める。

(3) 要配慮者への配慮

市町村は、各種福祉関連団体と協同し高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

5 孤立想定地域の通信手段の確保

市町村は、災害による道路寸断時等に孤立が予想される地域において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、市町村防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟に努める。

6 非常用電源の確保

市町村は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見による堅固な場所への設置等に努める。

7 大容量データ処理への対応

市町村は、災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散を図る。

なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、堅固な場所への設置に努める。

第4 防災関係機関における災害通信網の整備

防災関係機関は、大規模な災害時における被害状況等の情報収集伝達手段として、各機関が各々整備している専用又は無線等設備の充実に努めるとともに、必要に応じ既設以外の通信回線導入等について検討を加え、県及び市町村等と連携強化が図られる

よう努める。

また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進する。

1 消防無線通信施設

(1) 連絡体制の整備

消防機関においては、災害時における情報伝達が確実にできるような連絡体制を整備する。消防機関の無線通信施設として固定局、基地局のほか、車載、携帯等の移動局を整備し、常日頃から無線通信施設の保守点検等保守管理体制の充実を図り、災害時の通信手段の確保に努める。

(2) 消防無線通信施設の整備推進

県は、市町村、消防機関に対して消防無線通信施設の整備を指導し、市町村、消防本部はこれらの整備推進に努める。

なお、消防救急無線についても、ふくそうの緩和やデータ通信、秘匿性の向上による利用高度化の観点から、デジタル化を推進するとともに、大規模災害時における適切な無線統制体制の構築や衛星通信、防災行政無線等の代替的手段の活用についても検討する。

2 警察情報通信施設

警察は、災害時の情報手段を確保するため、次の事項について推進を図る。

- (1) 定期的に非常電源の設備の保守点検を行い、機器の保全に努める。
- (2) 災害時の応急復旧のための出動体制等の整備を図る。

第5 放送施設の整備

1 日本放送協会仙台放送局

(1) 現況

公共放送としての協会の使命を達成するため、大規模な災害に際しては、速やかに取材放送体制を確立し、放送の送出及び受信を行う。そのため、平常時から以下の項目について整備を進めるとともに、職員に対する防災教育や各種防災訓練を実施している。

- イ 非常持出機器の指定及び整備
- ロ 消耗品、器材等の一定量の常備
- ハ 無線中継状態の把握
- ニ 移動無線機等の伝播試験
- ホ 緊急交通路の調査
- ヘ 局舎・送信所等が被災した場合の仮設放送設備の確保
- ト その他必要と認められる事項

(2) 計画目標

災害情報等を迅速かつ正確に放送するため、緊急初動体制を強化するとともに、通信・連絡設備の充実を図る。

(3) 実施計画

非常災害対策マニュアルを定期的に見直し、緊急初動体制の一層の強化を図る。

また、衛星を利用した通信・連絡設備の充実を図るとともに、定期的に訓練を行い、非常災害対策の強化に努める。

2 東北放送株式会社

(1) 現況

東日本大震災の反省を踏まえ、全社的な「事業継続計画」を策定し、合わせて緊急報道マニュアル「地震・津波等緊急事態報道～初報・初動体制のために～」を改定した。

これらと合わせ、以下の項目については整備を進めてきた。

- イ 初動体制の迅速な確立
- ロ 非常用(代替)放送設備の充実・拡充
- ハ 放送確保のための食料品・消耗品などの備蓄

(2) 計画目標

「事業継続計画」に基づき、まずは災害発生から48時間は自力で、その後は系列局の応援を得て放送を継続できるよう対策を充実させる。

- イ ライフラインが停止しても48時間は自力で放送が出せるような設備の整備
- ロ 系列局を含めた外部からの応援・支援体制の整備
- ハ 情報収集のための体制・設備の整備
- ニ 目標に合わせた食料品・消耗品の備蓄の充実

(3) 実施計画

「事業継続計画」に基づく訓練を年1回実施する。また、緊急報道マニュアル「地震・津波等緊急事態報道～初報・初動体制のために～」に基づく初動訓練も随時実施する。

情報収集のために行っている「TBC タクシー防災レポーター制度」については、引き続き年度計画で研修会等を開き充実を図る。

3 株式会社仙台放送

(1) 現況

非常災害に際し、放送機能の維持確保を図るため「非常災害ハンドブック」を策定し、これに基づき定期的に非常災害訓練を実施している。

万一、仙台放送が発局としての機能を一時的にでも果たせなくなった場合は、系列の隣接局又はキー局がカバーできるように年1回系列でも非常災害訓練を実施している。

本社演奏所，主たる送信所においては，非常用電源設備，予備送信機を設置し，予備中継回線，燃料確保，動員計画等を配している。

(2) 目標

緊急初動体制を強化するとともに，放送機器や回線に障害が発生したときの緊急対策を整備する。

パソコン通信，アマチュア無線の活用についても積極的に取り入れる。

従業員の防災思想の高揚に努め，災害対策，非常時対応の知識を周知徹底する。

(3) 実施計画

定期点検を充実させ非常災害に備えるよう放送設備の整備保全に努める。

また，インターネットや衛星電話など新技術の導入による通信・連絡設備を整備し，これらに基づく実践的な訓練を通じて非常災害対策の充実・強化を図る。

4 株式会社宮城テレビ放送

(1) 現況

大規模な災害に備え，放送業務を遂行するための「非常災害対策要綱」を策定している。これに基づき放送設備の充実を図っている。

イ 大規模災害に備え，非常用発電，バッテリーによる放送用電源確保のための整備を行っている。

ロ 親局・中継局・その他放送施設の点検を定期的に行っている。

ハ 「非常災害情報対策要綱」以外に，各部門の「緊急対策マニュアル」を作成し，意識の啓発を行っている。

(2) 計画目標

イ 災害時の電源確保のための送信所・演奏所の電源供給ルートの2重化

ロ 停電対策としての非常用発電機の2台化

ハ 親局一演奏所間の回線の2重化

(3) 実施計画

イ 親局の障害に備え，親局2台化実施(平成24年度)

ロ マスター設備障害対策のため簡易送出装置導入(平成24年度)

ハ 演奏所一親局間回線障害対策機器の導入(平成24年度)

ニ 室根山マイクロ中継基地の無停電化(平成24年度)

5 株式会社東日本放送

(1) 現況

イ 大規模な災害に際し放送機能の維持確保のため「非常災害対策規定」を策定し，これに基づき放送施設の防災及び緊急放送体制の充実を図っている。

ロ 非常災害の放送機能の維持確保のため・機材の点検整備を実施している。

ハ 本社演奏所，主たる送信所においては非常用電源設備，常時並列運転送信機

の設備，予備中継回線，燃料確保，動員計画等を配している。

(2) 計画目標

- イ 放送設備の倒壊防止対策
- ロ 無停電電源装置施設
- ハ 空中線系の点検整備

※ 上記の各項の細部についての点検・補強を推進する。

(3) 実施計画

- イ 放送設備の定期点検を充実させ，非常災害に備えるよう設備の整備を実施する。
- ロ 非常災害に即応できるよう要員の動員計画，物資の整備，放送機能の確保についてさらに具体的な検討を行う。

6 株式会社エフエム仙台

- (1) 大規模な災害に際し放送局としての機能を維持確保するため，「非常事態対策要領」を策定し，平常時からこれに基づき，機器の整備をするとともに，社員の防災思想の普及及び各種訓練を実施している。
- (2) 本社演奏所には，独自の非常用発電設備を設置し，商用電源の停電に備えている。
- (3) 演奏所が使用不能になったとき，送信所から直接放送を行えるように機材の整備を行っている。

※ 「タクシー防災レポート車」とは

(社)宮城県タクシー協会と東北放送(株)が連携し，本制度の趣旨を理解した上，活動に必要な諸費用を自己負担し協力する会社を募り発足した制度である。

大規模災害発生時等において委嘱されたタクシー乗務員がボランティアでレポーターとなり，乗客や自らの安全を確保しながら，携帯電話で，指定された特定のタクシー(防災レポート車)から東北放送(株)に対して災害現場周辺や道路の状況を情報提供し，その情報をリスナーに放送することにより，災害報道として役立てようとするもの。

また，補助活動として，災害の初期消火や救助に協力するため，消火器，ロープ，バール，ノコギリ，ジャッキ，救急セット等の機材を無償提供するもの。

なお，防災レポート車は，車両の左右リアフェンダーに黄色の「鳩」マークと「防災レポート車」の表示ステッカーを貼付し，ルーフには上空からも確認できる表示をしている。

第11節 職員の配備体制

＜主な実施機関＞

県，市町村，防災関係機関

第1 目的

県内において災害が発生し，又は発生するおそれがある場合には，県，市町村及び防災関係機関は，その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため，また，優先度の高い通常業務の継続のため，災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し，その活動体制に万全を期す。このため，県，市町村及び防災関係機関は，平常時から組織ごとの配備・動員計画や，業務継続計画を定めておく。

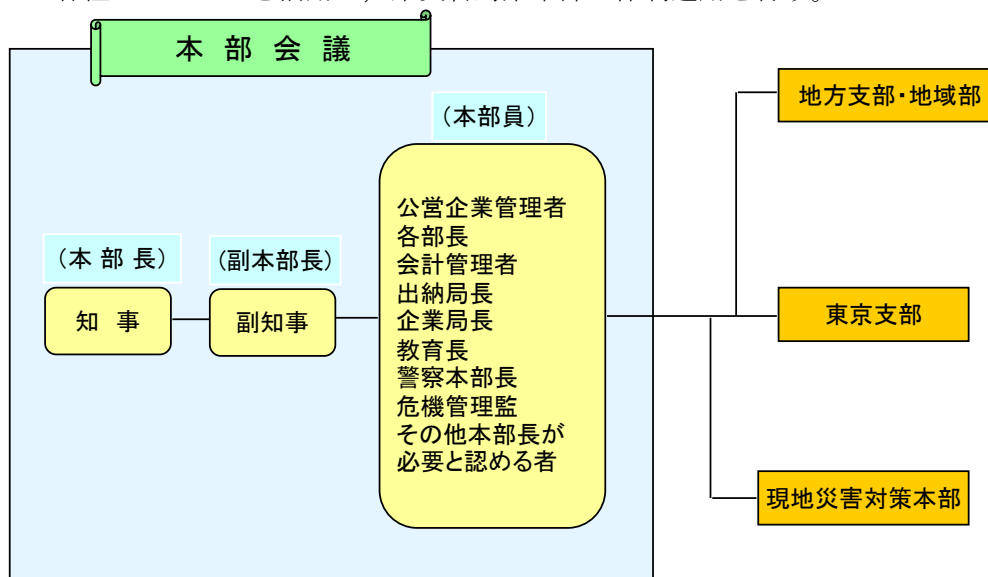
なお，休日，夜間等の勤務時間外の参集体制についても，同様に定めておく。

第2 県の配備体制

1 災害対策本部

(1) 災害対策本部の組織・運用

県災害対策本部の組織は，「宮城県災害対策本部条例」（昭和36年条例第223号）及び「宮城県災害対策本部要綱」に基づきあらかじめ定めており，策定済みの各種マニュアルを活用し，県災害対策本部の体制運用を行う。



(2) 指揮命令系統

知事が不在等により災害対策本部長として指揮を執れない場合，副知事，総務部長の順に指揮を執る。各地方支部又は地域部において地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長が指揮を執れない場合，副所長がこれに代わる。以下の順位については，各地方支部又は地域部毎に別途定める。

(3) 災害対策本部の設置及び廃止

県災害対策本部は、県内に相当規模以上の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において知事が必要と認めたときに設置(ただし、県内で震度6弱以上を観測する地震が発生したときは自動的に設置する)し、災害の危機が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したとき知事が認めたときに廃止する。そのために、平常時から、自動設置となる場合と、知事が必要と認めた場合における指示系統をあらかじめ周知しておく。

なお、設置又は廃止した場合は、その旨を直ちに公表するとともに、県災害対策本部の標識を県災害対策本部事務局前に掲示又は撤去する。

公表先	国(消防庁)	報道機関	市町村	気象台	自衛隊	日赤宮城県支部	防災関係機関
担当課	危機対策課	広報課	危機対策課	同左	同左	保健福祉総務課	危機対策課

(4) 本部の運営

次の組織を運営するに当たって、平常時から各組織の構成メンバー、設置する際の連絡系統等についてあらかじめ周知しておく。

イ 本部会議

本部長は、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策に関する重要事項を協議決定する。

ロ 部

部は、本庁における災害対策活動組織として、本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務を行う。

ハ 地方支部、地域部

地方支部及び地域部は、災害現地における災害対策活動組織として、各部及び管内市町村等と連携し、災害対策業務に従事する。

ニ 現地災害対策本部

知事は、局地災害の応急対策を強力に推進するため特に必要があると認めるとき、県災害対策本部に現地災害対策本部を設置し、災害地にあつて当該災害対策本部の事務の一部を行う。

ホ 非常(緊急)災害現地対策本部との連携

県災害対策本部は、国が非常(緊急)災害現地対策本部を設置したときは、当該現地対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

(5) 関係機関等の出席要請

県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求められることができる仕組みの構築に努める。

2 警戒本部・特別警戒本部

風水害等に対する警戒態勢を強化する必要があると認めた場合、規模に応じて、警

2-1-1 職員の配備体制

戒本部又は特別警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

3 水防本部

水防本部は、水防法(昭和24年法律第193号)第7条の規定に基づき知事が定めた宮城県水防計画により、洪水又は高潮による水害を警戒し、防ぎよするため設置し、水防応急対策を実施する。

ただし、県災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

4 県職員の動員配備

(1) 配備体制

県職員の配備体制の基準及び内容をあらかじめ定めておくとともに、基準に対応した所要の職員の配備を定めておく。

ただし、警察については、警察本部長の定めるところによる。

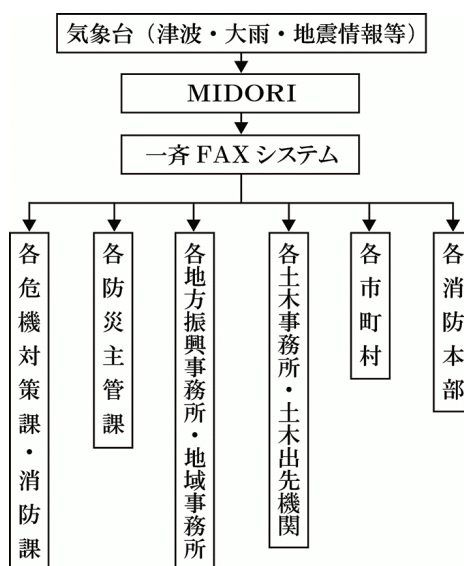
(2) 夜間・休日等における体制

県は、夜間、休日等の勤務時間外において自然災害等が発生した場合に、情報収集及び初動対応を迅速かつ的確に行うための危機管理当直員を配置する。

(3) 伝達系統

職員の非常招集の概要は次の系統で伝達するものとし、細部の連絡系統について各組織にあらかじめ周知しておく。

イ 宮城県総合防災情報システム(MIDORI)、一斉同報FAXを使用した場合



ロ ラジオ・テレビによる場合

本部事務局長は、必要に応じ「災害時における放送要請に関する協定」等に基づき、NHK、東北放送、仙台放送、宮城テレビ放送、東日本放送、エフエム仙台に非常招集に関する放送を要請し、職員に伝達する。

(4) 職員の応急配備

初動時における非常配備については、各部の分掌事務に応じて作成された配備編成計画によるものとする。

また、初動時対応可能な複数の職員を事前に指定し、本部、支部及び地域部事務局の初動体制の構築を図る。

(5) 被災市町村への職員の派遣

被災市町村への災害対策支援のため、大規模な災害が発生した場合は、次の職員を派遣する。

イ 初動派遣職員

情報途絶市町村に対し、被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報(人命救助、人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る被災市町村の現状及び要望等)を収集し、持参した衛星携帯電話により、地方支部及び地域部等に報告する。

ロ 災害対策本部会議連絡員の派遣

被災市町村において災害対策本部が設置された場合、本部会議の内容等について情報収集を行う職員を派遣する。

ハ 災害応援従事職員の派遣

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第68条の規定に基づき、市町村長から応援を要求された場合、災害応援従事職員を派遣する。

(6) 他部局等からの職員の応援

各班の災害応急対策の実施に当たって職員が不足するときは、次の方法により他の本部班、支部班、地域部班から応援を受ける。

イ 県本部における応援

県本部の各班で人員不足等により他部職員の応援を受けようとするときは、次の条件を示して各部長が本部長に要請する。本部長は、各班の作業状況を確認の上、職員応援の調整を行う。

(条件)・作業内容・従事場所・従事期間・応援を必要とする職種及び人員・携帯品

ロ 地方支部及び地域部における応援

地方支部及び地域部の各班で他班職員の応援を受けようとするときは、各班長が支部長又は地域部長に要請する。支部長又は地域部長は地方支部又は地域部内の作業状況を確認の上、余裕のある班に応援を要請するが、当該地方支部又は地域部に余裕がないと判断した際には、その旨本部に連絡し、指示を受ける。提示する条件は本部の例に準じる。

ハ 応援体制の構築

施設、設備の被災や職員の通勤への支障を具体的に想定した上で、各事務所において衛星携帯電話や簡易な自家発電装置など最低限の設備機器の備蓄を進めると共に、職員を自宅から通勤できる範囲の事務所に一次的に応援配置するなど、実効性のある災害対応体制の検討を進める。

(7) 情報収集・連絡要員の指定

県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

また、市町村への派遣要員が把握すべき情報内容や連絡手段、必要な設備(衛星携帯電話等)について詳細に定めた情報収集要領をあらかじめ作成するとともに、災害時に派遣が困難な遠隔地については、平時の管轄地域にこだわらず担当する事務所を事前に定めておく。

(8) 県本部・地方支部及び地域部間の役割分担の整理

県は、今後の災害に備え、地方支部及び地域部が実施すべき業務の選定と、地方支部及び地域部と本部間の情報の流れと役割分担を、明確に整理しておく。

5 災害復旧(復興)対策本部の設置及び廃止

災害の危機が解消し、又は災害に対する応急対策が概ね完了したと知事が認め、県災害対策本部を廃止した場合には、必要に応じて災害復旧(復興)対策を円滑かつ適切に推進するため、県復旧(復興)対策本部を設置する。

県復旧(復興)対策本部の運営に関し、必要な事項は被災の状況に応じ、その都度定める。

第3 市町村の配備体制

1 配備体制の明確化

市町村は、当該市町村の管内において災害が発生した場合には、速やかに警戒本部等所定の配備体制が構築できるよう体制整備を図る。

この際、首長不在時の指示伝達体制についても定めておく。

2 職員参集手段等の検討

休日、夜間等勤務時間外に災害が発生した場合を想定し、特に首長等幹部職員及び災害担当課職員の参集手段について検討し、速やかな災害対策本部の立ち上げが可能な体制を構築しておく。

第4 防災関係機関等の配備体制

1 防災関係機関の体制整備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関は、必要な職員を動

員し、県及び市町村等と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、防災業務計画、県地域防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に関する災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。

2 県災害対策本部への要員派遣体制の整備

防災関係機関は、各防災関係機関間の連携を確保するため、必要に応じて県災害対策本部への要員の派遣について、あらかじめ定めておく。

3 要配慮者関連施設の体制整備

病院、不特定多数の集客施設、老人ホーム等要配慮者収容施設、公営住宅、教育施設等の管理者は、大規模な災害に備えて職員の緊急配備体制を整備する。

第5 防災担当職員の育成

県、市町村及び防災関係機関等は、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討する。

第6 人材確保対策

県及び市町村は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者(自衛隊等の国の機関の退職者も含む)の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第7 マニュアルの作成

1 応急活動のためのマニュアル作成

県、市町村及び防災関係機関等は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

2 県における対応

県は、県災害対策本部事務局各グループの業務分掌について、より分かりやすく事前に周知する資料を作成し、訓練などを通じて理解を深めるとともに、事前に必要事項を網羅した記録様式や対応マニュアルを整備する。

第8 業務継続計画(BCP)

1 業務継続性の確保

(1) 業務継続計画(BCP)の策定

県、市町村及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所

に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画(BCP)の策定等により、業務継続性の確保を図る。

(2) 業務継続体制の確保

県、市町村及び防災関係機関は、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

(3) 業務継続体制の検証

県は、定期的に防災訓練や業務継続体制の点検、評価及び検証を行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。

(4) 市町村の業務継続計画(BCP)策定の促進

県は、市町村における業務継続計画の策定を促進する。

2 電源及び非常用通信手段の確保対策

(1) 電源及び非常用通信手段の確保

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保に努める。

(2) 再生可能エネルギーの導入推進

県は、市町村と連携し、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

3 データ管理の徹底

東日本大震災時に、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認の情報が役立ったことを踏まえ、市町村は、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報、及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

4 職員のメンタルヘルスケア

県、市町村、及び防災関係機関は、災害への対応が長期に渡ることを鑑み、職員のメンタルチェックをきめ細かに行えるよう、予め体制を検討する。

第12節 防災拠点等の整備

＜主な実施機関＞

県，県警察本部，市町村，防災関係機関

第1 目的

災害時における防災対策を推進する上で重要となる避難地，避難路，防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について，関係機関等と緊密な連携を図りつつ，早急に整備・拡充を図るとともに，防災拠点施設等の浸水防止機能確保に努める。

また，災害時に必要となる防災物資，資機材等の整備については，防災活動拠点と関連づけて整備・拡充を図る。

第2 防災拠点の整備

- 1 県，市町村及び防災関係機関は，機関相互の応援が円滑に行えるよう，警察・消防・自衛隊等の部隊の展開，宿営の拠点，ヘリポート，物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。
- 2 県は，広域的な応援人員の集結や各種資機材・物資の集積が可能となる防災拠点施設として，道路，河川，都市公園，海岸隣接部及び港湾・漁港への施設整備や既存施設の活用等を市町村と連携し検討する。
また，交通輸送上の利便性，中心市街地との近接性及び基幹災害拠点病院との連携等を考慮した上で，県域をカバーする広域防災拠点の整備を図る。
- 3 県は，防災拠点施設について，平常時の一般県民向けの防災教育施設としての利用についても検討する。
- 4 県は，地域における防災拠点にも活用できる県合同庁舎について，老朽化が進んでいるものについて改築を進める。
- 5 市町村は，庁舎の大規模な災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努める。
また，災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように，学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備充実にも努める。
- 6 防災関係機関は，迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要な防災活動拠点の整備充実にも努める。

第3 防災拠点機能の確保・充実

- 1 県，市町村及び防災関係機関は，それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設，設備の充実及び災害に対する安全性の確保，総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備，推進に努めるとともに，保有する施設，設備について，代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備，LPガス災害用バルク，燃料貯蔵設備等の整備を図り，十分な期

間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

2 県、市町村及び防災関係機関は、防災拠点施設において、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄及び・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。

3 県、市町村及び防災関係機関は、庁舎等の防災拠点について、被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について検討する。

また、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。

4 県、市町村及び防災関係機関は、災害時に地域住民が避難してくることも想定し、食料・飲料水・物資・医薬品などの備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討するよう努める。

5 県及び市町村は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第4 ヘリポートの整備

県では、平成4年2月に防災ヘリコプター「みやぎ」を導入し、平成13年2月から県と仙台市の共同事業として、仙台市若林区荒浜地内に新しいヘリポートを整備しヘリコプター運航基地として供用していたが、東日本大震災により防災ヘリコプター及びヘリポートが被災し、使用不能となったことから、仙台市とともに新たなヘリポートの整備について検討を進め、ヘリコプター運航拠点の整備を図る。

第5 防災用資機材等の整備

1 県が整備する資機材

(1) 防災用資機材

応急活動用資機材について、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。

(2) 水防用資機材

災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備充実を図る。

(3) 防災特殊車両等

災害対策に必要な防災ヘリコプター、特殊車両の整備充実を図る。

(4) 化学消火薬剤等

化学消火薬剤等を備蓄する。

なお、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・活用できるよう、あらかじめ連携体制の整備に努める。

2 市町村が整備する資機材

(1) 防災用資機材

応急活動用資機材の整備充実について、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備充実にも努める。

(2) 水防用資機材

災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備充実を図る。

(3) 防災特殊車両等

災害対策に必要な車両等の整備充実を図る。

(4) 化学消火薬剤等

化学消火薬剤等の備蓄に努める。

なお、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・活用できるよう、施設の相互利用も含め、あらかじめ連携・応援体制の整備に努める。

3 防災関係機関

迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要な防災用資機材の整備充実を図る。

第6 防災用資機材の確保対策

1 地域内での確保対策

県、市町村及び防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

2 備蓄困難な資機材の確保対策

県及び市町村は、支援物資を取り扱う業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

3 防災用備蓄拠点の整備

県及び市町村は、スーパー、百貨店、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。

4 救助用重機の確保対策

県及び市町村は、災害発生時において、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、災害時におけるこれら大型重機の確保に努める。

第13節 相互応援体制の整備

＜主な実施機関＞

県，県警察本部，市町村，東北管区警察局，東北地方整備局，自衛隊

第1 目的

大規模災害時には，その業務量と時間的制約等により，被災地の地方公共団体等だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから，迅速かつ確な防災対策を実施するに当たって，被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため，県，市町村及び防災関係機関は，他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図る。

なお，相互応援協定の締結に当たっては，近隣の地方公共団体に加えて，大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から，遠方に所在する地方公共団体間との協定締結も考慮するとともに，多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

第2 相互応援体制の整備

1 受入れ体制の整備

県，市町村及び防災関係機関は，災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県，市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう，防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め，応援先・受援先の指定，応援・受援に関する連絡・要請の手順，災害対策本部との役割分担・連絡調整体制，応援機関の活動拠点，応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

2 協定の締結

人の生命を守るための災害応急対策は，時間との競争であるため，県，市町村及び防災関係機関等は，平素から関係機関間で協定を締結するなど，計画具体化・連携の強化を推進し，災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。

3 外部専門家による支援体制の構築

県，市町村及び防災関係機関は，緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第3 市町村間の応援協定

1 相互応援協定の締結等

市町村の行政機能の喪失又は著しい低下への対策も含め，各市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように，各市町村長は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど，その体制を整備し，相互応援協定を締結する場合

には、次の事項に留意し、実践的な内容とする。

(1) 連絡体制の確保

- イ 災害時における連絡担当部局の選定
- ロ 夜間における連絡体制の確保

(2) 円滑な応援要請

- イ 主な応援要請事項の選定
- ロ 被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達

2 県内全市町村間の相互応援協定

県及び市町村は、「災害時における宮城県市町村相互応援協定書」に基づき、平常時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努める。

県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮する。

3 遠方の市町村間の相互応援協定

市町村は、相互応援協定の締結に当たり、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

4 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練及び災害時の具体の応援等などに係る情報交換を行う。

5 後方支援体制の構築

市町村は、必要に応じ、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

第4 県による市町村への応援

1 市町村への応援体制の確立

(1) 支援体制の構築

県は、被災による市町村機能の低下などにより情報収集や救助活動に支障をきたす場合等を想定し、各地方振興事務所・地域事務所職員を中心とした被災地への派遣など、独自の情報収集体制を構築する必要があることなどから、災害対策本部地方支部や地域部、現地災害対策本部の円滑かつ効果的な運用方法等について検討するとともに、防災資機材の備蓄、他の市町村、都道府県等からの人的、物的支援の受入れ等の支援体制を構築する。

(2) 大規模災害発生時等の対応

県は、市町村からの要請に応じ各種の支援を実施するほか、大規模な災害の発生等により必要と認める場合には、市町村からの応援要請を待たずに必要な支援を行う。

2 連携体制の構築

市町村は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

3 応援体制の強化

県及び市町村は、大規模災害が発生した際の被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、県・市町村合同での総合防災訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

第5 消防機関における消防相互応援体制等の整備

大規模な災害時には、被災地の地方公共団体だけで全ての対策を実施することは困難であり、隣接する地方公共団体もまた、同時に大きな被害を受ける可能性があるため、県内外の地方公共団体間の広域的な消防相互応援体制の拡充を図る。

本県においても、「宮城県広域消防相互応援協定」、「宮城県広域航空消防応援協定」及び「宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害時における広域航空消防応援に関する協定」を締結し、県内における広域応援体制の整備を推進しているが、今後ともこれらの協定に基づく防災訓練等を通じて、消防相互応援体制の実効性の確保に努める。

第6 医療相互応援体制の整備

県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

第7 他都道府県との応援体制の整備

1 北海道・東北8道県における相互応援

知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道及び新潟県を含む東北8道県で締結した「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき応援を要請する。

また、県は、複数の自治体からの応援を速やかに受け入れ、その支援を調整し、被災市町村支援に活用する受援計画やマニュアルを策定するなど、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する。

〈協定の主な特徴〉

(1) 自主的な相互応援

ヘリコプターを活用した緊急被災地情報収集体制を確立し、被災道県の情報収

集を行い、状況に応じ自主的、積極的な相互応援を行う。

- ※ 宮城県が被災した場合のヘリによる緊急被災情報収集体制…(正)福島県、(副)山形県

(2) 実践的相互応援

8道県の防災体制の連携強化と応急応援を迅速、円滑に行うため、応援調整道県を定めるとともに、被災道県の災害対策本部に応援調整道県より連絡調整員を派遣し、応援に係る連絡調整業務を行う。

- ※ 宮城県が被災した場合の応援調整道県…(第1順位)山形県(第2順位)福島県(第3順位)北海道

(3) 具体的な相互応援

各道県が応援可能とする具体的項目については、相互に資料を交換し、被災道県において必要な応援要請を迅速、的確に行う。

2 全国知事会における相互応援

知事は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく応急対策が十分に実施できない場合には、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援の要請を全国知事会事務局に対して行う。

- ※ 宮城県が被災した場合の応援調整道県…北海道

3 東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援

「東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申し合わせ」により、県土木部は、大規模な災害発生直後に、円滑かつ迅速な応急復旧を行うため、各関係機関の応援協力を得る体制の整備に努める。

4 相互応援体制の強化充実

協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平常時においては大規模災害時の具体の応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練の実施に努める。

5 応援受入体制の整備

(1) 平常時からの連携

協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平常時においては大規模災害時の具体の応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練の実施に努める。

(2) 受援計画の作成

県は、応援要請後、他都道府県からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮系統の明確化及びマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。併せて、国の関係機関、海外等からの支援を含む、他機関からの応援を受け入れるための受援計画を作成する。

(3) 連携体制の構築

県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(4) 専門職の確保対策

東日本大震災の際には、応援自治体において対応が可能な職員数が限られている技術職(電気職、機械職、保健師の長期派遣など)は、必要な支援が得られないという課題がみられたことから、県は、災害時に人材不足が想定される専門職をあらかじめ明確にしておき、個別に応援県と人的支援を協議するのではなく、広域で人的派遣ができるような機能を持つ組織を全国知事会等と協力して設置すること等を検討する。

(5) 他都道府県被災時の応援体制

県は、他都道府県において災害が発生した際には、応援協定等により必要な支援が円滑に行える体制の整備に努める。

第8 緊急消防援助隊の受入体制の整備

緊急消防援助隊は、災害発生初期の救援活動を迅速に行うため、「消防組織法」(昭和22年法律第226号)及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日付け消防震第9号総務大臣通知)並びに「緊急消防援助隊運用要綱」(平成16年3月26日付け消防震第19号消防庁長官通知)に基づき各都道府県に編成された全国規模の組織であり、各消防本部に所属する救助隊や救急隊などを事前に登録し、消防庁長官の求め又は指示に応じて大規模災害時に被災地に出動する。

県は「宮城県緊急消防援助隊受援計画(平成22年8月)」を策定しており、この計画に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合において、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の整備を図ることとする。

第9 警察災害派遣隊の編成

警察災害派遣隊は、全国すべての都道府県警察に設置され、広域緊急援助隊等の即応部隊及び特別警備部隊等の一般部隊で構成されている。

警察災害派遣隊は、国内において大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合、都道府県の枠を越えて迅速に出動し、直ちに被害情報や交通情報の収集、被災者の救出・救助、緊急交通路の確保、検視・検分等の活動に従事する。

なお、本県の警察においては、次のとおり配備、充実を図る。

- 1 警察は、警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実を通じて、広

域的な派遣体制の整備を図る。

- 2 警察災害派遣隊は、主として被害情報及び交通情報の収集、救出活動、緊急交通路の確保、検視・検分等の活動を行う即応部隊と被災地での犯罪の予防、防犯指導及び遺体の身元確認等を行う一般部隊で編成する。
- 3 警察災害派遣隊の広域緊急援助隊等は、救助技術等の習熟訓練を行うとともに、救助関係機関との相互連携を図る。

第10 TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊：国土交通省)との連携体制

県、国土交通省東北地方整備局及び東北運輸局は、災害時の TEC-FORCE の出動に関し、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、TEC-FORCE の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実に努める。

第11 自衛隊との連携体制

- 1 連携体制の強化
県及び自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等に努める。
- 2 円滑な連携への備え
県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておく。
- 3 派遣要請基準の想定
県は、いかなる状況において、どのような分野(救急、救助、応急医療、緊急輸送等)について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。

第12 非常時連絡体制の確保

- 1 非常時連絡手段の確保
県及び市町村は、災害発生直後から、連携した応急対策活動が必要な災害時応援協定の締結機関とは、確実に連絡がとれるように、非常時の通信手段を確保するよう努める。
- 2 通信不通時の連絡ルールの策定
県及び市町村は、通信不通時の連絡方法(担当者が集合する場所など)についても、

事前にルールを決めておくなど、連絡体制の確保に努める。

第13 資機材及び施設等の相互利用

1 相互応援体制の強化

県及び市町村は、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

2 運用方法等の検討

県は、市町村及び防災関係機関と連携し、資機材及び施設等に関する情報の共有、広域応援部隊や応急活動用備蓄資機材の被災市町村への配分方法や各市町村での部隊の効率的運用方法等についてあらかじめ検討するよう努める。

第14 救援活動拠点の確保

県及び市町村は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第15 関係団体との連携強化

県及び市町村は他市町村等関係機関間や、平常時からその所管事務に関係する企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するほか、活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。

また、県及び市町村は、民間事業者に委託可能な災害対策に関する業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

第14節 医療救護体制の整備

＜主な実施機関＞

県(保健福祉部), 市町村, 医療関係機関

第1 目的

大規模災害時には、同時に多数の負傷者の発生が予想され、また、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求される。

このため、県、市町村は医療関係機関等と緊密な連携を図りながら、県民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

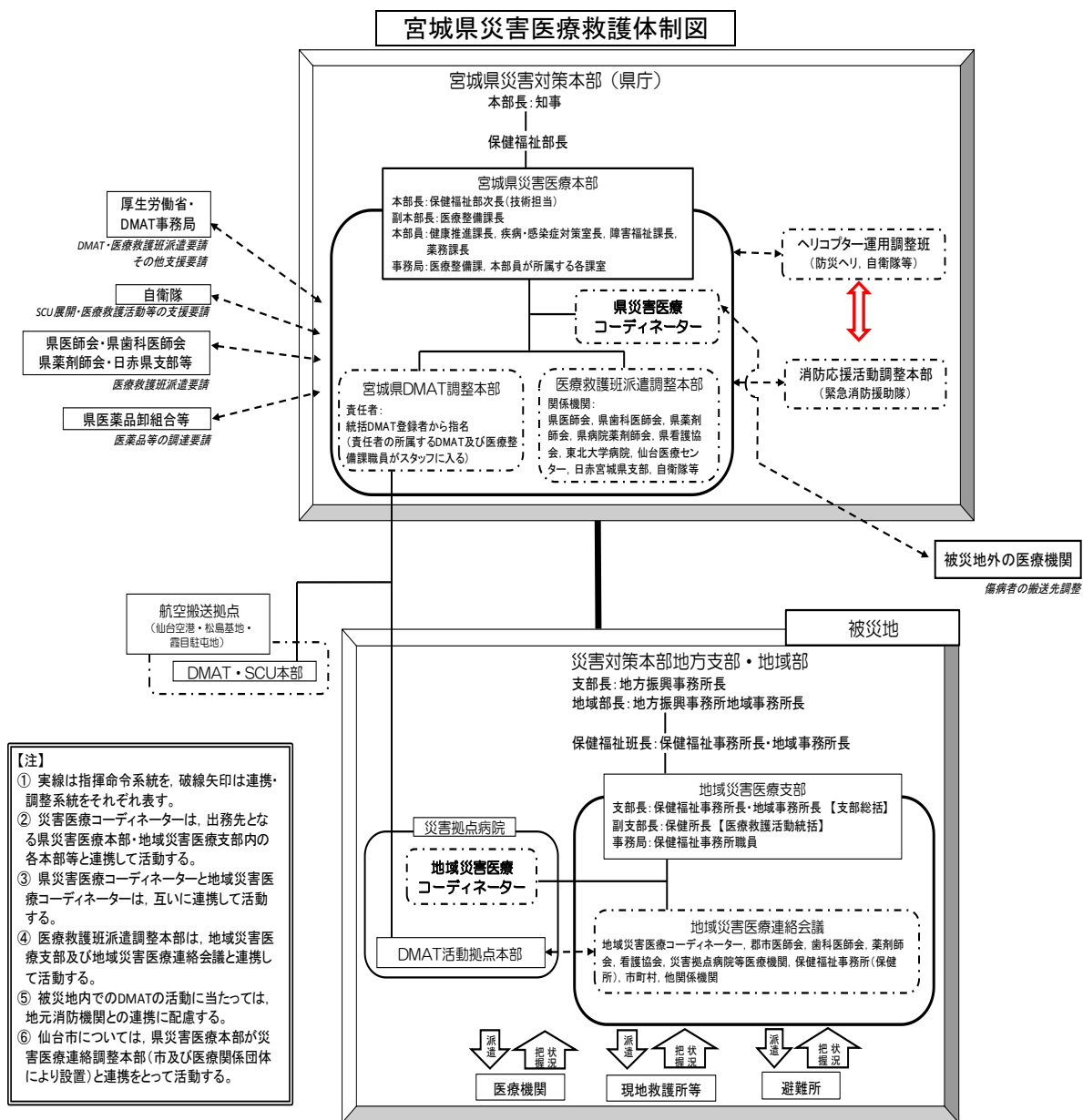
第2 医療救護体制の整備

1 県の役割

(1) 医療救護活動に関する調整組織の設置

県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。

名 称	設置・出務場所	業務内容
災害医療本部	災害対策本部内	医療救護全体の調整
宮城県DMAT調整本部	災害医療本部内	DMATの受入・配置調整
医療救護班派遣調整本部	災害医療本部内	医療救護班の受入・配置調整
DMAT・SCU本部	航空搬送拠点(仙台空港・航空自衛隊松島基地・陸上自衛隊霞目駐屯地)	広域医療搬送の調整
地域災害医療支部	被災地の保健福祉事務所	地域医療救護全体の調整
DMAT活動拠点本部	被災地の災害拠点病院	地域でのDMAT活動
地域災害医療連絡会議	被災地の保健福祉事務所	医療救護活動の情報共有
災害医療コーディネーター	災害医療本部内	医療救護活動の調整
	設置：地域災害医療支部 出務：災害拠点病院または中核的医療機関	地域での医療活動の調整



(2) 災害医療本部

イ 県災害対策本部(本部長：知事)のもとで、医療部門の総合調整を行う。

また、市町村の医療救護活動の支援を行う。

ロ 本部長は保健福祉部次長(技術担当)、副本部長は医療整備課長とする。本部長は健康推進課長、疾病・感染症対策室長、障害福祉課長及び業務課長とし、事務局は医療整備課及び関係各課室の職員とする。

ハ 災害医療本部は、医療整備課と関係各課が連携して次の業務を行う。

(イ) 県内の医療救護活動の総合調整

(ロ) 医療救護に関する情報の収集及び提供

- (ハ) 地域災害医療支部の活動の支援
- (ニ) 国，他都道府県及び日本赤十字社(以下「国等」という)への医療支援要請
- (ホ) DMATの調整及び宮城DMAT調整本部の設置運営
- (ヘ) 広域医療搬送拠点でのDMAT・SCU本部の設置運営
- (ト) 災害拠点病院の医療救護活動の調整及び重症患者の広域医療搬送の手配
- (チ) 県外からの医療支援の受入れ調整
- (リ) 協定締結団体等に対する医療支援の要請及び支接受入れの調整
- (ヌ) その他必要な事項

ニ 災害医療本部に，県災害医療コーディネーターを置き，災害時の県全体の医療救護活動の調整を行う。

ホ 災害医療本部は，県内でDMAT又は医療救護班による医療救護活動が行われる間設置する。

(3) 地域災害医療支部

イ 地域災害医療支部は管内の医療部門の総合調整を行う。

ロ 地域災害医療支部は，次表のとおり，県保健福祉事務所(保健所)にそれぞれ設置する。被災により地域災害医療支部を設置できない場合は，他の県行政庁舎等に設置する

地域災害医療支部名	設置場所	管内市町村
仙南支部	仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)	白石市，角田市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町
仙台支部	仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)	塩竈市，名取市，多賀城市，岩沼市，亘理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町，大郷町，富谷町，大衡村
大崎支部	北部保健福祉事務所 (大崎保健所)	大崎市，色麻町，加美町，涌谷町，美里町
栗原支部	北部保健福祉事務所栗原 地域事務所(栗原保健所)	栗原市
登米支部	東部保健福祉事務所登米 地域事務所(登米保健所)	登米市
石巻支部	東部保健福祉事務所 (石巻保健所)	石巻市，東松島市，女川町
気仙沼支部	気仙沼保健福祉事務所 (気仙沼保健所)	気仙沼市，南三陸町

2-14 医療救護体制の整備

※ 仙台市については、県災害医療本部が災害医療連絡調整本部(市が医療関係団体と設置)と連携をとって活動するとともに、仙台支部と情報を共有する。

ハ 地域災害医療支部においては、支部長は保健福祉事務所長又は地域事務所長、副支部長は保健所長(保健医療監)とする。支部員は、保健福祉事務所又は地域事務所の職員とする。

ニ 地域災害医療支部は、市町村と協力して次の業務を行う。

- (イ) 管内の医療救護活動の総合調整
- (ロ) 管内の医療救護に関する情報の収集及び提供
- (ハ) 管内の市町村の医療救護活動の支援
- (ニ) 管内の災害拠点病院の医療救護活動の調整
- (ホ) 支部管内の医療救護施設等への医療支援の受入れの調整
- (ヘ) 管内医療機関の宮城県救急医療情報システム、EMISへの代行入力
- (ト) 市町村災害対策本部が行う避難所の医療ニーズ調査の支援

ホ 地域災害医療支部は地域災害医療コーディネーターと協力し、地域の災害時の医療活動を調整する。

へ 地域災害医療支部及び地域災害医療連絡会議は、当該地域において医療救護活動が行われる間設置する。

(4) 災害拠点病院(宮城DMAT指定病院)

イ 県は、災害医療に関して中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」を県内に1か所、「地域災害拠点病院」を地域災害医療支部管内ごとに設置する。

災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名
基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター
地域災害拠点病院	仙南	みやぎ県南中核病院，公立刈田総合病院*
	仙台	東北大学病院，仙台市立病院，東北労災病院， 仙台赤十字病院，仙台オープン病院*， 東北薬科大学病院，坂総合病院
	大崎	大崎市民病院
	栗原	栗原中央病院*
	登米	登米市立登米市民病院*
	石巻	石巻赤十字病院
	気仙沼	気仙沼市立病院*

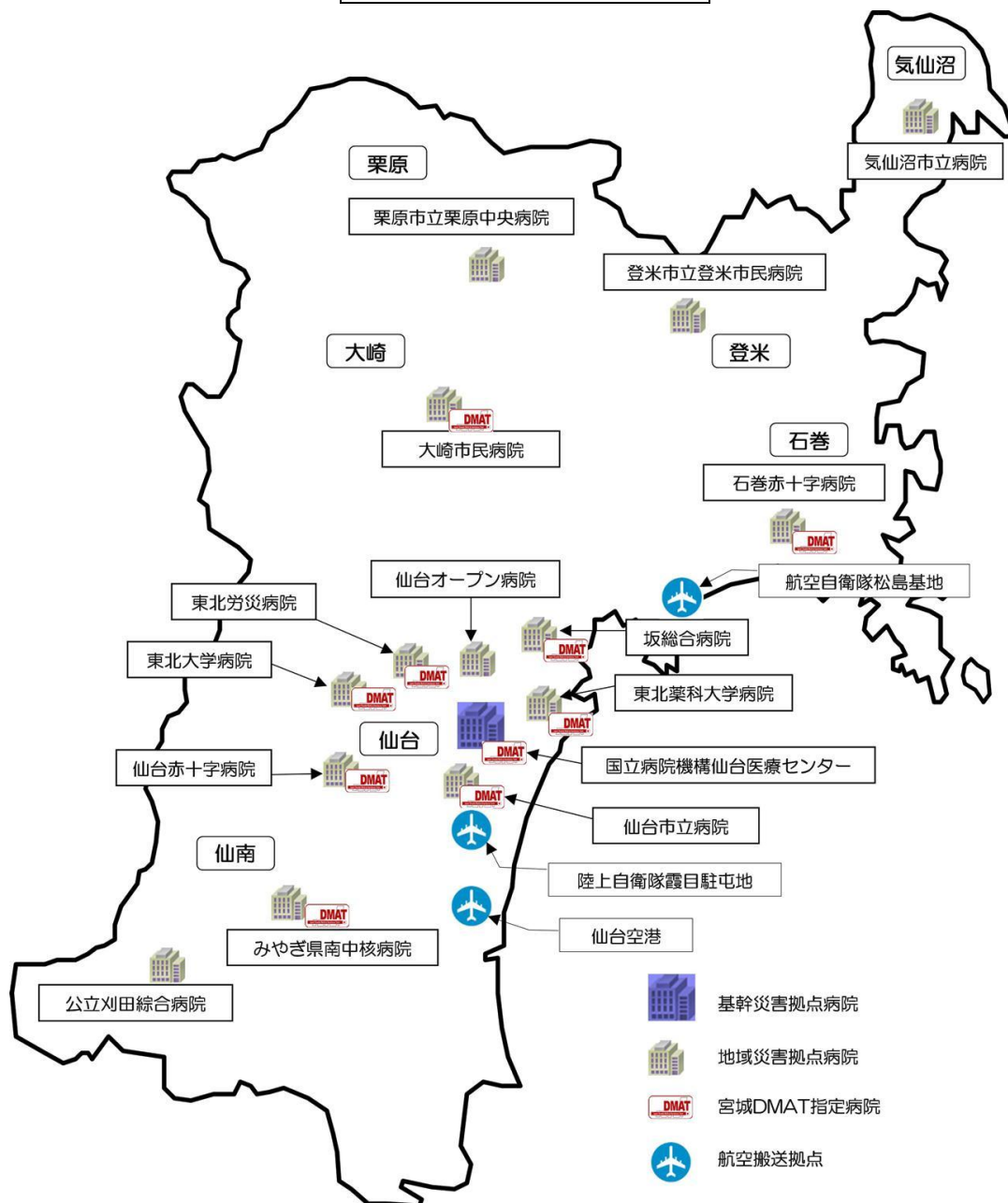
(注) *は平成25年度中にDMATを整備し、宮城DMAT指定病院となるものとする。

ロ 災害拠点病院は次の機能を有する。

- (イ) 多発外傷，挫滅症候群，広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能

- (ロ) 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- (ハ) 自己完結型のDMAT及び医療救護班の派遣機能
- (ニ) 他の医療機関から派遣されたDMATや医療救護班の受入機能
- (ホ) 地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能

宮城県災害拠点病院位置図



(5) 宮城県DMAT調整本部・DMAT活動拠点本部

- イ DMATの派遣を要請した場合には、災害医療本部内に宮城県DMAT調整本部を設置し、県内で活動するすべてのDMATを統括する。
- ロ 宮城県DMAT調整本部の責任者は、あらかじめ登録していた統括DMAT登録者の中から災害医療本部長が任命する。
- ハ 被災地域の災害拠点病院に、DMAT活動拠点本部を設置し、宮城県DMAT調整本部の指揮・調整のもと、地域内で活動するDMATを指揮する。
- ニ DMAT活動拠点本部の責任者は、当該地域で活動する統括DMAT登録者の中から宮城県DMAT調整本部の責任者が任命する。
- ホ 宮城県DMAT調整本部及びDMAT活動拠点本部は、県内でDMATの活動が行われる間設置する。

(6) 救急患者等の搬送体制の確保

- イ 県は、災害時における救急患者及び医療救護活動従事者の搬送のため、平常時から複数の搬送手段の確保に努め、災害時の救急患者等の地域医療搬送、広域医療搬送の体制を整備する。

(注) 広域医療搬送…被災地域で対応が困難な重症患者をヘリコプター等で被災地域外の医療機関に搬送して緊急の治療を行うもの。

- ロ 県は、被災地域及び被災地域外の空港等に下表のとおり航空搬送拠点をあらかじめ指定しておく。

航空搬送拠点
仙台空港
航空自衛隊松島基地
陸上自衛隊霞目駐屯地

- ハ 航空搬送拠点に、自衛隊の協力を得てSCUを設置する。SCUは、被災地内の災害拠点病院から搬送されてくる患者を一時収容し、症状の安定化を図り、広域医療搬送のためのトリアージを実施する。
- ニ SCUにDMAT・SCU本部を設置し、宮城県DMAT調整本部の指揮・調整のもと、SCUで活動するDMATを指揮する。
- ホ DMAT・SCU本部の責任者は、SCUで活動する統括DMAT登録者の中から宮城県DMAT調整本部の責任者が任命する。
- ヘ 県は、県防災ヘリコプターの運航体制を充実するとともに、防災関係機関等が所有するヘリコプターの運用について、関係機関・団体と連絡を図り、これらのヘリコプターの活動状況を集約し、連携を進める仕組み作りに努める。
- ト 県は、航空搬送拠点等の広域搬送拠点には、広域後方医療関係機関(国、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構)と協力しつつ、広域後方医療施設への傷

病者の搬送に必要なトリアージ(緊急度判定に基づく治療順位の決定)や救急措置等を行うための場所・設備を、あらかじめ整備しておくよう努める。

(7) 医療関係団体との連携

イ 県は県医師会等の医療関係団体、東北大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等(以下、「医療救護関係団体」という。)の協力を得て、災害時における医療救護体制を確立しておく。

また、県は、これらの医療救護関係団体と協議し、必要に応じて協定を締結しておく。

ロ 県は大規模な災害により、県内の医療救護体制が十分機能しない場合に備え、隣接県をはじめ、東北ブロック各県、全国の都道府県との災害時医療の相互協力体制の確立に努める。

(8) 大規模災害時医療救護活動マニュアルの整備

イ 県は、災害時の医療救護活動が円滑に実施できるように、「大規模災害時医療救護活動マニュアル」を整備するとともに、随時点検を行い、必要に応じて見直しをする。

ロ 各保健福祉事務所及び地域事務所は、地域の実情に応じた対応マニュアルを整備する。

2 市町村の役割

(1) 医療救護活動の担当部門の設置

イ 市町村は、災害が発生したときに円滑な医療救護活動を実施するために、市町村災害対策本部内に医療救護を担当する部門を設けること及び責任者をあらかじめ決めておく。

ロ 市町村は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報の収集方法をあらかじめ決めておく。

ハ 市町村は、医療救護体制について県が設置した県地域災害医療支部への連絡方法についてあらかじめ決めておく。

(2) 医療救護所の指定

イ 市町村は、郡市医師会等医療機関の協力を得て、あらかじめ初期医療救護に相当する応急処置等を行うための「医療救護所」を指定する。また重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。

ロ 市町村は、要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、地域災害医療支部に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入に係る計画を事前に策定しておく。

ハ 保健福祉事務所(保健所)は平時から管内市町村の医療救護所の設置される場所を確認しておく。

(3) 地域医療関係機関との連携体制

市町村は、地域の医師会等と活動体制や内容について事前に協議しておくとともに、必要に応じ協定を締結しておく。

(4) 医療救護班の編成

イ 市町村は、地域の実情に合わせた医療救護班をあらかじめ編成しておく。編成にあたっては郡市医師会、公的病院等医療機関の協力を得る。市町村独自で医療救護班編成が困難な場合は、保健福祉事務所(保健所)の協力のもと、広域圏で編成する。

ロ 市町村等で編成された医療救護班については、保健福祉事務所(保健所)へ報告する(仙台市は県医療整備課へ)。変更した場合も同様とする。

(5) 応急救護設備の整備と点検

市町村は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検を行っておく。

3 医療機関の役割

(1) 医療機関

イ すべての医療機関は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法、医療救護班・DMAT等の派遣及び受入の方法、医薬品・食料・水等の備蓄の充実等を記載した災害対策マニュアルを作成するとともに、業務継続計画(BCP)の作成に努める。

ロ 透析医療機関は、被災により人工透析が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。

ハ 人工呼吸器等を使用している患者の入院が想定される医療機関は、災害時におけるこれらの患者の搬送先等について計画を策定しておく。

(2) 医療救護関係団体

医療救護関係団体は、県からの派遣要請に備え、医療救護活動が効果的かつ効率的に行えるよう、活動マニュアル等の整備に努めるとともに、平時から、研修・訓練の実施に努める。

(3) 災害拠点病院

イ 災害拠点病院は、災害の発生に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持(業務継続計画)、重症患者の受入れ及び搬送、DMAT及び医療救護班の編成・派遣、他の医療機関から派遣されたDMAT及び医療救護班の受入れ、地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出しなどについて記載した災害対応マニュアルを作成しておく。

ロ 災害拠点病院は、災害対応マニュアルに基づき、定期的な防災訓練を実施する。

- ハ 災害拠点病院においては、ヘリポートの整備に努める。
 - ニ 災害拠点病院は、適切な容量の受水槽の保有や、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等、あらゆる手段を講じて診療時に必要な水の確保に努める。
 - ホ 災害拠点病院は、食料、飲料水、医薬品等の備蓄について、流通を通じて適切に供給されるまでの適当な期間に必要な量として、3日分程度を確保するよう努める。この際、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定する。
 - ヘ 災害拠点病院は、自家発電機用燃料の備蓄量として、停電を想定し、3日分程度を確保するよう努める。
- 4 在宅要医療患者の医療救護体制
- イ 県及び市町村は、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療、結核在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要な医療が確保できるように、医療体制を整備する。
 - ロ 医療機関は、自院で診療を行っている在宅要医療患者の台帳の整備に努めるとともに、災害時の対応について市町村及び患者に周知する。
被災により診療が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。
 - ハ 県は、県透析医会、市町村、県医師会等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を一元的に収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供する体制を整備する。

第3 情報連絡体制の整備

1 災害時情報伝達手段の確保

- イ 県及び市町村は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等の複数の通信手段の整備に努める。
- ロ 災害拠点病院は、宮城県救急医療情報システム(災害モード)による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。
- ハ 救急告示病院及び透析医療機関は、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等を含めた複数の通信手段の保有に努める。

2 医療救護活動に関する情報連絡体制

(1) 情報の共有

- イ 県災害医療本部は、地域災害医療支部及び災害拠点病院からの情報を収集し、整理し、県内の状況を把握するとともに関係機関と情報を共有する。

2-14 医療救護体制の整備

ロ 地域災害医療支部は、管内市町村の医療救護に関する情報を収集、整理し、県災害医療本部ほか関係機関と情報を共有する。

(2) 宮城県救急医療情報システム(災害モード)による連絡体制

イ 医療機関の被災状況及び傷病者の受入れの可否などの把握は、宮城県救急医療情報システム(災害モード)により行う。あらかじめ医療機関の被害状況及び活動状況等の事項について定めておく。

宮城県救急医療情報システム

平常時の救急医療活動への情報支援とともに、災害時における情報の混乱を防止し、速やかな情報伝達と救急救命活動・救急医療活動を支援することを目的に運用している。平成19年度に災害モードを導入、大規模災害発生時は災害モードに切り替わる。

◎システム参加機関(平成24年4月現在)

医療機関 122, 消防本部 12, 県医師会, 宮城県(保健福祉部, 各保健福祉事務所), 仙台市(健康福祉局, 各区保健福祉センター)

◎災害時情報

患者受入可否情報, 受入患者数, 転送を要する患者数, ライフラインの状況等

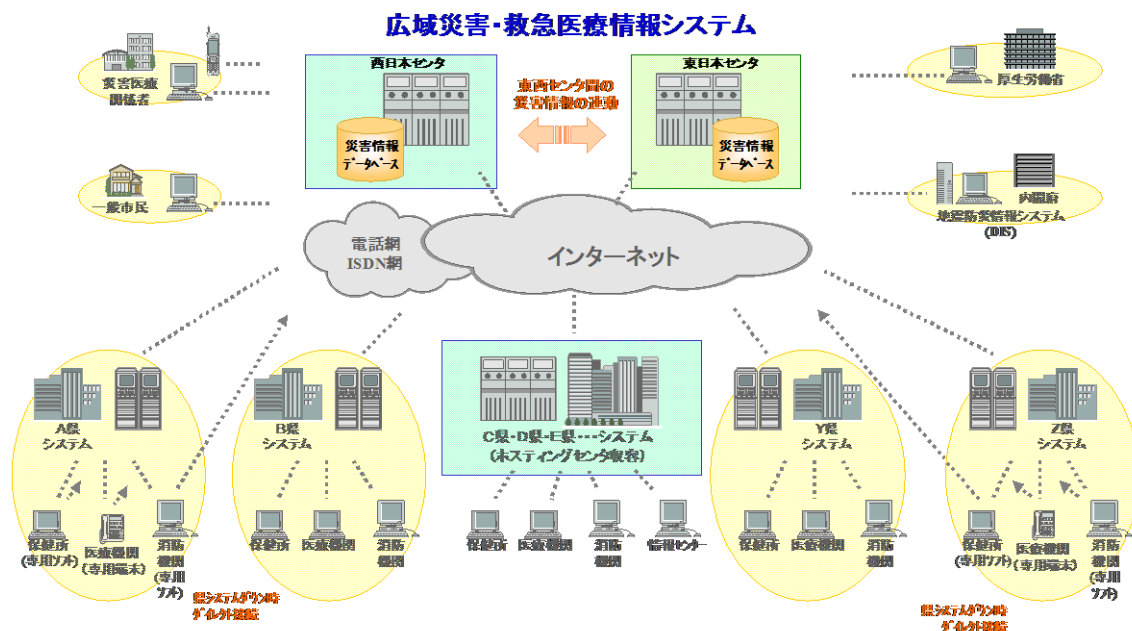
(3) 広域災害救急医療情報システム(EMISS)の整備

災害医療本部及び地域災害医療支部は、DMATの活動状況について、広域災害救急医療情報システム(EMISS:イーミス)の情報から収集するほか、直接DMATなどの医療救護班からの支援情報を収集し、関係機関と情報の共有を行う。

3 研修・訓練の実施

県及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの操作等の研修・訓練を定期的に行う。

○広域災害・救急医療情報システム全体図



第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制

1 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備

- (1) 県は、宮城県医薬品卸組合と「非常災害用医薬品確保に関する協定」を締結し、緊急に必要となる医薬品、医療資機材については、当該組合が流通備蓄として確保する。
- (2) 県及び宮城県医薬品卸組合、日本産業・医療ガス協会東北地域本部、宮城県医療機器販売業協会は、災害急性期以降も含めた医療救護活動に必要な医薬品等を迅速に供給できるよう、あらかじめ協議し、体制を整備しておく。
- (3) 市町村は、宮城県薬剤師会支部(仙台市は仙台市薬剤師会)と発災時の医薬品供給に関する協定を締結するなどにより、医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。
- (4) 県は県外から輸送される医薬品等を受入れ、仕分け及び管理を行う一次医薬品集積所を1カ所程度、一次医薬品集積所から輸送された医薬品を受入れ、仕分け及び管理を行った後、医療救護施設等に供給する二次医薬品集積所を地域災害医療支部ごとに1ヶ所程度設置する。
- (5) 県は、関係機関と協議して、医薬品集積所の運営体制及び候補施設を決めておく。

2 輸血用血液

県は、宮城県赤十字血液センターとあらかじめ協議し、県内の主要医療機関等と協力し、災害時の輸血用血液の備蓄・供給体制を確立しておく。また、宮城県赤十字血液センターが被災によりその機能を果たせなくなった場合の輸血用血液の供給体制を整備しておく。

3 マンパワーの確保

- (1) 県は、(社)宮城県薬剤師会と締結した「災害時に必要とされる薬剤師班の派遣等についての協定」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での医薬品等の仕分け、在庫管理、服薬指導を行う。
- (2) 市町村は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、郡市医師会や宮城県薬剤師会支部とあらかじめ協議しておく。

第5 医療救護活動に係わる研修や訓練の実施

県は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、災害医療本部、DMAT活動調整本部、地域災害医療支部、地域災害医療連絡会議の設置、運営等に関する研修や訓練の実施に努める。

また、DMATが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、DMATから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努める。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努める。

第6 心のケアの専門職からなるチームの整備

県は、国と連携し、災害時の心のケアの専門職からなるチームの整備に努める。

第15節 緊急輸送体制の整備

<主な実施機関>

県(総務部, 震災復興・企画部, 農林水産部, 土木部), 県警察本部,
東北地方整備局, (社)宮城県トラック協会

第1 目的

物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。

このため、県及び関係機関はあらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

第2 緊急輸送ネットワークの形成

1 緊急輸送ネットワークの設定

県及び関係機関は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送道路網や輸送拠点(道路, 港湾, 漁港, 空港等, トラックターミナル, 卸売市場等)・集積拠点について把握・点検し, これらを調整し, 災害に対する安全性を考慮しつつ, 関係機関と協議の上, 緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに, 関係機関等に対する周知徹底に努める。

2 緊急輸送ネットワークの安全性確保

県及び関係機関は、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点については、特に風水害に対する安全性の確保に配慮する。

第3 緊急輸送道路の確保

1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定, 関係施設の整備

道路管理者は、関係機関と協議し災害発生後の避難, 救助をはじめ物資の輸送, 諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため, 事前に特に重要となる道路(以下「緊急輸送道路」という。)を選定し, これらを有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワーク計画を策定するとともに, 当該道路の防災対策の計画を定め, 安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。

また, 港湾等管理者は, 緊急輸送道路ネットワーク計画により防災拠点として位置づけられている港湾施設について, 海上輸送拠点として緊急輸送活動を支援するために必要な施設の確保に努める。

2 緊急輸送道路の整備

道路管理者は, 緊急輸送道路の確保のため, 障害物除去による道路啓開, 応急復旧等に必要な人員, 資機材の確保について関係機関と協議の上, 協定等の締結に努める。

また, 広域農道等の管理者は, 緊急輸送道路として確保できるよう管理し, 整備に努める。

3 交通規制等交通管理体制の整備

県警察本部は、災害時の交通規制を行うために定める緊急交通路を確保するため、必要な安全施設の整備事業又は交通管理対策に関して定める。

(1) 交通規制計画

災害による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するため、あらかじめ交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

交通規制計画の策定に当たっては、次に掲げる道路について、道路管理者等と連携の上、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する県警察等との交通規制計画と整合性のとれた計画を策定する。

- イ 警察庁が指定する広域交通規制対象道路
- ロ 緊急交通路、避難路その他の防災上重要な幹線道路
- ハ 高速自動車国道等(インターチェンジについては個々のインターチェンジごと)
- ニ 広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路
- ホ 津波の来襲、崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路
- ヘ 石油コンビナート等災害発生時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路
- ト その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

(2) 交通管理体制及び交通管制施設等の整備

イ 緊急復旧体制の確立

災害発生時における広域交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、交通情報板、交通管制センター等交通管制施設について、耐久性等の確保と倒壊、破損等の被害を受けた場合の緊急復旧体制の確立を図る。

ロ 交通規制資機材の整備

災害発生時の交通規制を円滑に行うため交通規制資機材の整備を図るとともに、警備業者等による交通誘導の実施やレッカー業者等による放置車両等の撤去の実施等応急対策業務に関して、協力方法、費用負担、災害補償、訓練等の実施方法等について事前に協議を行い、協定等の締結に努める。

ハ 信号機滅灯対策の推進

道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

(3) 災害発生時の運転者の義務の周知

災害発生時において、災害応急対策等に必要な人員、物資等の緊急輸送等を確保するために交通規制が実施された場合の、できる限り安全な方法により車両を左側に停止させる、避難のために車を利用しない、といった車両の運転者の義務等について周知を図る。

4 道路啓開体制の整備

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。

また、道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧計画を立案する。

第4 臨時ヘリポートの確保

県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図る。

災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。

第5 建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備

県及び市町村は、大規模災害時における緊急消防援助隊の航空部隊や自衛隊等他機関ヘリコプターの応援活動が円滑に行えるよう、建物屋上(病院、役所、学校等)に、あらかじめ割り振りをした番号や施設名称を塗料で大きく表示するなどの対空表示、いわゆるヘリサインの整備について検討する。

第6 緊急輸送体制

1 緊急通行車両に係る確認手続き

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づき、知事及び県公安委員会が緊急通行車両に関する確認事務を行う。

なお、県警察本部は、緊急通行の交通需要を事前に把握するとともに、災害時における確認事務処理を省力化、効率化するため大規模災害発生時の交通規制実施要領に基づき行う。

2 緊急輸送に関する協定

(1) 配送に関する協定

県及び(社)宮城県トラック協会は、緊急物資輸送に必要なトラックの調達について、あらかじめ協定を締結し、車両の台数及び派遣箇所について常時対応できる体制を整備する。

市町村は、緊急輸送に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制を整備するとともに、緊急輸送の円滑な実施と物資の安定的な供給を目指し、必要に応じて(社)宮城県トラック協会や輸送事業者等と協定を締結するなど、連

携強化を図る。

(2) 仕分けに関する協定

県及び市町村は、大規模災害時を想定した物資の仕分けについて、宮城県倉庫協会の活用や協定の締結を事前から検討しておく。

(3) 協定内容の拡充

緊急輸送に関する協定の締結においては、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参画、物流・ロジスティクスを熟知した人材の支援物資集積所への派遣や、物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用、被災時の場の提供による避難場所としての機能等を盛り込む等、協定内容をより充実させるよう努める。

3 緊急輸送の環境整備

県及び市町村は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に関する支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。

4 燃料優先協定の締結

県及び市町村においては、災害時における燃料供給について、ガソリンスタンド等から必要な給油を確実に受けられるように、優先順位や費用措置などを含め、民間企業等と協定の締結を検討する。

また、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策を検討しておく。

5 緊急通行車両標章の周知

県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、事前届出制度の普及を図る。

6 復旧体制の整備

道路管理者は、橋梁、一般道と高速道や鉄道の立体交差点、トンネル等の重要構造物が被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行う。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努める。

第7 港湾・漁港機能の確保

港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、港湾広域防災協議会等を通じて発災時における港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。

第16節 避難対策

<主な実施機関>

県(総務部, 震災復興・企画部, 保健福祉部, 農林水産部, 土木部, 教育庁),
県警察本部, 市町村

第1 目的

大規模災害発生時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、県、市町村は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所・避難場所へ向かう避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化する。

第2 避難誘導體制

県及び市町村は、避難指示、避難勧告等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、避難指示又は避難勧告を行う基準を設定する。また、指定緊急避難場所、避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

また、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に関する計画を作成し、訓練を行う。

県及び市町村は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努める。

第3 避難場所の確保

1 市町村の対応

(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

市町村は、災害から管内の住民が一時避難するための場所について都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の避難場所をあらかじめ定めておき、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。また、万一指定避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることに ついても、周知徹底に努める。

(2) 公共用地等の有効活用

市町村は、指定緊急避難場所の確保において、国、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

(3) 教育施設等を指定する場合の対応

市町村は、学校等教育施設(私立学校を含む)を指定緊急避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

(4) 交流拠点の指定緊急避難場所への活用

市町村は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の社会教育施設、社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを指定緊急避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるようにする。

(5) 備蓄倉庫及び通信設備の確保

市町村は、指定緊急避難場所と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。

(6) 指定緊急避難場所の指定基準等

指定緊急避難場所の指定を行うこととなる異常な現象は、洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、大規模な火事、内水氾濫、噴火に伴い発生する火山現象(火砕流や溶岩流、噴石等を想定)とする。

指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。

イ 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

ロ 立地条件：異常な現象による災害発生のおそれがない区域(安全区域)内に指定緊急避難場所が立地していること。

ハ 構造条件：指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であること。このうち、洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

また、上記基準のほか、次の条件に留意する。

ニ 要配慮者が歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定すること。

ホ 二次災害・複合災害の危険性のない場所であること。

ヘ 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。

ト 対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。

チ 危険物施設等が近くにないこと。

リ 夜間照明及び情報機器等を備えていること。

ヌ 建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。

ル 指定緊急避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。

ヲ 被害情報入手に資する情報機器(戸別受信機, ラジオ等)が優先的に整備されていることが望ましい。

2 県の対応

県は, 市町村で指定する指定緊急避難場所を補完するという観点から, 広域的な避難場所について検討し, 必要に応じて整備を図る。

この場合, 上記1(6)の指定基準等のほか, 道路交通の利便性にも留意する。

第4 避難路の確保

市町村は, 指定緊急避難場所, 指定避難所への経路を避難路として指定する場合, 次の事項に留意する。

- 1 十分な幅員があること。
- 2 万一に備えた複数路の確保。
- 3 崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。

市町村は, 上記条件を満たす避難路を選定した場合, 周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し, 避難路の確保を図るとともに, 特にスクールゾーンにおける危険施設(ブロック塀等)の調査を行い, 避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第5 避難路等の整備

1 避難路・避難階段の整備・改善

県及び市町村は, 住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう, 地域の実情に応じ, 適宜, 避難路・避難階段を整備し, その周知に努めるとともに, その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお, 避難路の整備に当たっては, 災害による段差の発生, 避難車両の増加, 停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

2 避難路等の安全性の向上

県及び市町村は, 避難経路に面する建物の強化, ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに, 避難経路における電線の地中化, 落橋防止, 盛土部の沈下防止, 液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう対策を実施する。

3 避難誘導標識等の設置

(1) 避難誘導標識等の整備

市町村は, 指定した避難路について, 誘導標識等を設置し, 指定緊急避難場所や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや, 蓄光石やライト, 太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し, 夜間でも分かりやすく誘導できる

よう表示するなど、住民等が日常の生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

(2) 多言語化の推進

市町村は、指定緊急避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

4 道路の交通容量の確認

東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたことから、市町村は、原則徒歩の徹底を図りながら、自動車での避難が多く発生する恐れがある場合は、交差点部や橋梁部など、ボトルネックとなる可能性のある場所において、十分な容量が確保されているかの確認を行う。

第6 避難誘導體制の整備

1 行動ルールの策定

県及び市町村は、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化等、具体的な対応方策についての行動ルールを定め、住民等に周知する。

2 避難誘導・支援の訓練の実施

県及び市町村は、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

3 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

県及び市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

4 情報入手手段・装備の確保

県及び沿岸市町は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段(移動系無線等)及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

第7 避難行動要支援者の支援方策

1 避難行動要支援者の支援方策の検討

県及び市町村は、災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、

医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

2 避難行動要支援者の支援体制の整備

県及び市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の了解を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

3 社会福祉施設等における対応

(1) 動員計画及び非常召集体制等の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常召集体制等の確立に努める。

(2) 緊急時情報伝達手段の確保

市町村及び社会福祉施設等の管理者は、災害の発生に備え、停電や回線のふくそう等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

(3) 非常時持ち出し品の確保対策

社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、就寝中の避難に備えた着替えや防寒具等の避難場所での備蓄など持ち出し品の確保に時間を掛けない工夫を普段から行っておくよう努める。

4 在宅者対応

(1) 情報共有及び避難支援計画の策定

市町村は、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者の了解を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。

(2) 避難支援に配慮した方策の検討

市町村は、避難支援計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討を行う。

(3) 在宅人工呼吸器使用者への対応

県は、災害時の停電が命に直結する在宅人工呼吸器使用者について、市町村における情報の把握、及び災害時個別支援計画の策定を支援するなど、対策強化を図る。

5 外国人等への対応

県、市町村及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外

国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境整備に努める。

- (1) 地域全体での外国人や旅行者等の支援体制の整備に努める。
- (2) 指定緊急避難場所や避難路の標識等について、ピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- (3) 多言語による防災教育や外国人も対象として防災訓練の普及に努める。

第8 教育機関における対応

1 児童生徒等の安全対策

(1) 引渡しに関するルール策定

県、市町村及び教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

(2) 安全確保対策の検討

学校等の校長又は園長(以下「校長等」とする)は、災害が発生した場合又は市町村等が避難の勧告若しくは指示を行った場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討する。

(3) 引渡し対応の検討

学校等の校長等は、児童生徒、等の引渡しにおいては、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校等に留めるなどの事前の協議・確認を行うとともに、登下校園中に災害が発生した場合の対応や、児童生徒等を引渡さず、保護者とともに学校等に留まることや避難行動を促すなどの対応等も合わせて検討する。

2 連絡・連携体制の構築

市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第9 避難計画の作成

1 市町村の対応

市町村は、下記の事項に留意し、指定緊急避難場所、避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

なお、避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防

団、自主防災組織等の防災関係機関、及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

- (1) 避難の勧告又は指示を行う具体的な発令基準及び伝達方法
- (2) 避難路及び避難経路，誘導方法
- (3) 指定緊急避難場所の名称，所在地，収容人員
- (4) 指定避難所の名称，所在地，収容人員

2 公的施設等の管理者

学校，病院，デパート，公民館，劇場等の興行場，駅等，その他不特定多数の人が利用する施設の管理者は，大規模災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め，従業員等に周知徹底を図るとともに，訓練の実施に努める。

なお，この際，多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画，訓練とするよう努める。

第10 避難に関する広報

市町村は，指定避難路等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに，浸水想定区域，指定緊急避難場所，指定避難所，避難路等水害に関するハザードマップ，防災マップ，風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し，住民等へ積極的に配布し，周知を図る。

また，決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池についてもハザードマップ等を作成し，住民等に配布するとともに，中小河川や内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても，関係機関が連携しつつ検討を行う。

さらに，地下街等における浸水被害を防止するため，作成した洪水ハザードマップを地下街等の管理者へ提供する。

また，実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し，広報車，同報無線等の整備を推進する。

水防管理者は，地域住民の水災に対する警戒，災害時の円滑な避難行動等に資するため，重要水防箇所を一般に周知するように努める。

第17節 避難収容対策

＜主な実施機関＞

県(総務部, 震災復興・企画部, 保健福祉部, 農林水産部, 土木部, 教育庁),
県警察本部, 市町村

第1 目的

大規模災害発生時には、火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。このため、県、市町村は事前に指定する避難所等について、発災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第2 避難所の確保

1 指定避難所の指定と周知

市町村は、県と連携し、風水害等による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を収容するための指定避難所として、避難収容施設をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。

この場合、避難収容施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。

2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

市町村は、指定避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を緊急に避難する避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

3 指定避難所の代替施設の指定

市町村は、指定避難所が被災した場合の代替施設について、宿泊施設や他市町村施設との連携も含め、あらかじめ指定する。

また、県は、宿泊施設との連携に関し、旅行代理店や観光協会、旅館組合等と、災害時のホテル、旅館の活用方法について、事前に協定を結ぶなどの対策に努める。

4 指定避難所の指定基準

- (1) 規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
- (2) 構造条件：速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- (4) 交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

5 指定避難所の施設・設備の整備

(1) 指定避難所の施設の整備

市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、公衆電話の電話回線等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を努める。

(2) 物資等の備蓄

市町村は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、常備薬、炊きだし用具、毛布のほか、要配慮者に対応した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。

6 避難所の運営・管理

- (1) 市町村は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて避難所の自主的な運営管理に必要な知識等の住民への普及に努めること。
- (2) 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、男女両方を配置するよう努めること。
- (3) 避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討しておくこと。
- (4) 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておくこと。
- (5) 運営に必要な事項についてあらかじめマニュアル等を作成しておくこと。
- (6) ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備しておくこと。
- (7) 市町村は、避難者情報の収集に際し、個人情報保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で、実施ルールを定めるよう努める。
- (8) より早い段階での避難所の衛生状況の改善と、感染症対策のため、避難所における感染症サーベイランスの実施時期と実施体制を事前に検討しておくこと。
- (9) 指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努めること。

7 県有施設を避難所とする場合の対応

市町村は、県有施設を指定避難所として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分(施設ごとの個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努めること。

8 学校等教育施設を避難所とする場合の対応

(1) 運営体制等についての協議

市町村は、学校等教育施設(私立学校を含む)を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的であることを認識の上、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分(校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努めること。

(2) 運営取組の促進

学校等での避難所運営が円滑に行われるよう、県教育委員会は、学校等と市町村や地域との連携体制に係る基本的な考え方や避難所運営との関連における学校防災マニュアル作成のポイント等を示し、学校等、市町村、関係機関の取組を促進する。

(3) 防災機能の強化

県及び市町村は、公立の義務教育諸学校等施設については、天井材や外装材等の非構造部材も含めた強化を推進するとともに、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置、通信設備等を整備することにより、災害時の応急避難場所として、防災機能の強化に努める。

9 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備及び指定

市町村は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

(2) 福祉避難所の指定基準

イ バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

ロ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けられることができる体制が整備されること。

ハ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

(3) 他市町村での受入れ拠点の確保

市町村は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

10 広域避難の対策

市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県や他市町村との広域一時滞在に関する応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方

法を含めた手順等を定めるよう努める。

県は、広域避難その他被災者保護のために必要がある場合に、被災者の運送を円滑に実施できるよう、運送事業者等との協定の締結に努める。

第3 避難の長期化対策

1 栄養状況調査の実施

避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づく、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要である。

避難所の栄養調査は被災者の健康維持において重要であることから、県及び市町村は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を整備する。

2 生活環境の確保

県及び市町村は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど要配慮者への配慮や女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保など女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。

第4 避難所における愛護動物の対策

市町村は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り避難所マニュアルに記載する。

なお、被災地域が広域にわたる際の愛護動物の救護活動を見据え、県と宮城県獣医師会との間で救護活動に関する協定を強化する。

第5 応急仮設住宅対策

1 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の確保

(1) 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備

県は、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備が可能な公用地等を把握し、(社)プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づく応急仮設住宅(プレハブ住宅)の整備確保のため、(社)プレハブ建設協会の建設能力の把握に努めるほか、災害の規模により、地元企業の活用による応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備確保を行う。

(2) 居住施設の供給体制の整備

県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)用の用地を把

握し、(社)プレハブ建築協会と連携を図り応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備に要する供給体制の整備に努める。

2 民間賃貸住宅の借上げ対策

県は、(社)宮城県宅地建物取引業協会及び(社)全日本不動産協会宮城県本部との「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき、災害が発生し必要と認める場合には、民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与することとし、借上げの円滑化に向け、平時からその借上げの方法、役割分担等について関係団体と協議・調整を図った上で、その取扱いについてあらかじめ定める。

第6 帰宅困難者対策

1 基本原則の周知

県及び市町村は、大規模災害発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平時から積極的に広報し、住民、企業、学校等、関係団体などへの周知を図る。

2 安否確認方法の周知

県及び市町村は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル「171」等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

3 企業・学校等の取組の促進

県及び市町村は、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒などを一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄や建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図る。

4 事業継続計画(BCP)

県は、企業による従業員の安全な帰宅手段を確保し、帰宅困難者の多数発生を防ぐため、企業に対し事業継続計画(BCP)の作成支援を行う中で、帰宅困難者対策の事例等を示すことにより、企業の取組を促進する。

5 避難対策

(1) マニュアルの作成

県及び市町村は、連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。

(2) 情報伝達体制の整備

県及び市町村は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。

また、鉄道事業者との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。

(3) 備蓄の確保

県及び市町村は、帰宅困難者が避難することが想定される庁舎等について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討する。

6 徒歩帰宅者対策

県及び市町村は、事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。

7 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

県内で店舗を経営する事業者が加盟する、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会との協定締結を進め、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、市町村や事業者と連携して、ホームページや広報誌などを活用した広報を実施する。

8 訓練の実施

県及び市町村は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進する。

9 帰宅支援対策

県及び市町村は、鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。

また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、要配慮者の交通手段の確保にも努める。

10 県管理施設の提供

県は、市町村が開設する一時的な滞在施設の不足に備え、駅周辺の県管理施設等を一時的な滞在施設として提供するための整備又は確保に努める。

11 地域協議会等の設置

県は、主要な駅を中心とし、帰宅困難者対策を検討するために鉄道事業者、警察、周辺の主要企業等関係機関が参画した地域協議会等の設置が進むよう、市町村と連携して取り組む。

12 都市再生緊急整備地域における対策

県、仙台市及び関係事業者等は、都市再生緊急整備地域における滞業者等の安全の確保を図るため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備等を定めた都市再生安全確保計画を必要に応じて作成しながら、官民連携による都市の安全確保対策を進める。

第7 被災者等への情報伝達体制等の整備

1 情報伝達手段の確保

(1) 多様な伝達手段の確保

県及び市町村は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備を図るとともに、CATV、コミュニティFM等のメディアの活用、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ソーシャルメディア、衛星携帯電話やワンセグなどのあらゆる媒体の活用による多様な伝達手段の整備に努める。

(2) 多様な主体への情報伝達体制の整備

県及び市町村は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

2 役割・責任の明確化

県及び市町村は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努める。

3 生活情報伝達体制・施設・設備の整備

県、市町村及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

4 居住地以外の市町村への避難者への対応

県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことのできるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

5 被害・安否情報収集・伝達体制の確保

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。また、県は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう努める。

なお、避難者情報の収集・提供に際し、民間ポータルサイトとの協力協定等についても検討を行う。

6 被害・安否情報・伝達体制に関する協定

県は、被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・提供に際し、民間ポータルサイトとの協力協定等についても検討を行う。

第8 孤立集落対策

- 1 市町村は、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある地域について、集落と市町村間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。
- 2 市町村は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用発電機の燃料の確保を図る。
また、県及び市町村は、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。
- 3 市町村は、孤立の可能性に応じて、飲料水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも留意する。
- 4 市町村は、できるだけ浸水の危険性が低い場所に避難施設を確保・整備するとともに、あらかじめ住民に対し周知する。
- 5 国、県及び市町村は、交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。
- 6 防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。
- 7 市町村は、災害による孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時発着所の確保に努める。

第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保

<主な実施機関>

県(総務部, 震災復興・企画部, 環境生活部, 保健福祉部, 経済商工観光部, 農林水産部, 企業局), 市町村, 東北農政局, (社)宮城県トラック協会

第1 目的

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から、時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行われるよう、県及び関係機関は物資の備蓄、調達及び輸送体制の整備を図る。

第2 県民等のとるべき措置

- 1 県民は、防災の基本である「自らの生命は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分の食料(そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など)及び飲料水(缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど)を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。
- 2 県民は、家族構成を配慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備しておくよう努める。
- 3 県民は、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。
- 4 事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら、3日分の食料、飲料水の備蓄に努める。
- 5 県及び市町村は、県民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取組むよう啓発に努める。
- 6 県及び市町村は、小口・混載の支援物資を送ることは被災市町村の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定

県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておく。

その際、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における、分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。

第4 食料及び生活物資等の備蓄

1 初期の対応に十分な備蓄量の確保

県及び市町村は、備蓄を行うに当たって、備蓄場所、品目、数量等の点検・洗い出しの調査を行い、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立ち、各々で想定される最大避難者数の3日分等、初期の対応に十分な量の物資を備蓄する。

2 公共用地、国有財産の有効活用

県及び市町村は、備蓄にあたり、国と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

3 集中備蓄・分散備蓄体制の整備

県及び市町村は、仮設トイレや投光器など物資の性格に応じ、大型で数量が少なく、緊急性を要しないものは防災拠点等への集中備蓄、災害発生後に被災地において大量に必要となり迅速に対応すべきものは、避難場所の位置を勘案した倉庫等への分散備蓄を行い、それぞれの備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

4 備蓄拠点の整備

県及び市町村は、備蓄拠点について、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

5 備蓄物資の選定時の配慮

県及び市町村は、備蓄物資の選定に当たっては、管理栄養士の活用も図りつつ、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

6 データベースの構築とパッケージ化の検討

県及び市町村は、あらかじめ、予想される被災者の数、高齢者の数等のデータベースの構築等に努め、発災時点でその数を予測することができるようにしておくとともに、発災後3日間を目安に、飲料水・食料・生活用品(毛布・タオル・マスク・歯ブラシ・食器・ティッシュ・ラップ等)をパッケージ化して備蓄しておくことも検討する。

第5 食料及び生活物資等の調達体制

1 食料の調達、供給活動関係

(1) 県は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料(米穀、野菜、果実、乳製品等)についてあらかじめ調達体制を整備し、それらの供給確保に努める。

イ 米穀については、「農林水産省防災業務計画」(昭和38年9月6日付け38総第915号農林事務次官依命通知)等に基づく農林水産省からの供給体制の確保を

図る。

- ロ 野菜・果実については、農業関係団体等と緊急時における供給等の確保に努める。
- ハ 水産加工品については、各水産加工業協同組合等と、災害時における提供に備えた協力体制の確立に努める。
- ニ 乳製品については、広域流通している観点から他県の乳業メーカーとの協力体制の確立に努める。
- ホ その他副食品等については、宮城県生活協同組合連合会やコンビニエンスストアなどと、あらかじめ「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」の締結などを行う一方、宮城県食品産業協議会、宮城県味噌醤油工業協同組合及び小売業者等の協力を得るなどして、緊急時における供給体制の確立に努める。
- ヘ 日持ちしないなど備蓄に適さない食料や、全ての必要数を備蓄することが困難な物資、発災から一定時間経過後に必要となる物資等については、調達による確保を基本とし、関係事業者等との協定を締結するなどして、体制の確保を図る。

(2) 市町村は、非常食の備蓄を補完するため、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害時における調達先を確保しておく。

(3) 東北農政局は、応急用食料の供給必要量及び受入れ体制について、県と十分な連絡を取りつつ、農林水産省災害対策本部に速やかに報告する。

(4) 国・他都道府県からの調達

イ 政府所有の米穀の調達

県は、災害救助法が適用され応急食料が必要と認める場合、農林水産省生産局長に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)」に基づき災害救助用米穀等の緊急引渡しを要請し、必要量を確保する。

また、県及び東北農政局は、円滑に買い受け・引き渡しが行えるよう連絡、協力体制の整備を図っておく。

ロ 他都道府県との応援協定

県は、県のみでは十分な食料の調達・供給ができないと認めた時は、災害時応援協定を締結している都道府県に対して応援を要請し、必要量を確保する。

また、構成都道府県は、円滑に要請・応援が実施できるよう、担当窓口の把握や通信手段の確保、備蓄量の把握、訓練の実施など連絡体制の整備を図っておく。

(イ) 全国都道府県における災害時等の広域応援協定(全国知事会)

(ロ) 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定(北海道・東北7県)

2 生活物資の調達

県は、応急生活物資を供給するため、あらかじめ、宮城県生活協同組合連合会等関係業界と協議し、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」を締結し、供給範囲や供給手順をルール化するなど物資調達のための体制を整備する。

また、災害救助法が適用される大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、調達先との連絡方法、物資の輸送方法等について、十分調整する。

なお、供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

3 飲料水の調達

(1) 飲料水及び応急給水資機材の確保

イ 市町村は、被害想定などを参考にしながら最小限の飲料水の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。

ロ 市町村は、災害時における応急給水に必要な給水車、給水タンク等の給水資機材をあらかじめ整備する。

ハ 市町村は日本水道協会宮城県支部などの関係機関と連携を図り、必要に応じ、関係機関に応援要請ができる体制を整えるなど応急体制の確立を図る。

ニ 県は主に給水の応援に係る情報の連絡調整、総合的な助言指導及び関係機関への応援要請を行うとともに、給水拠点が遠い地域や危険地域にあるなどの地域特性を踏まえた多面的な飲料水等の確保策について検討する。

(2) 広域水道の対応

可能な限り受水市町村の要請に応えられる体制の整備に努めるとともに、災害発生による断水が発生したときは、あらかじめ「災害時における車両の派遣に関する協定」を締結している運送業者に対して、飲料水輸送のため車両の派遣を依頼するなど、必要な飲料水及び生活用水の供給に努める。

イ 企業局の送水系統が被災しない場合(浄水、送水ともに可)

市町村の水道施設被災による断水に対応するため、各浄水場及び広域水道送水管上に設置する臨時給水所を利用した給水車への供給及び住民への給水を、可能なかぎり実施する。

ロ 企業局の送水系統が被災した場合(浄水可、送水不可)

局内復旧チーム等による広域水道送水管系統の早期復旧を目指すとともに、各受水市町村と飲料水の供給方法を協議する。

また、給水可能な場所に設置する臨時給水所等を利用し、給水車への供給及び住民への飲料水の供給に努める。

第6 食料及び生活物資等の輸送体制の整備

1 段階的な輸送体制の構築

(1) 輸送体制構築の計画策定

県は、救援物資の配送について、以下の段階に応じて輸送体制を構築していく計画を策定する。

イ 災害直後は、現地の備蓄で対応

ロ 被災市町村と連絡が取れない段階では、飲料水や食料などをプッシュ型で早期に送付

ハ 被災市町村の要望を踏まえ、物流企業等の協力により、安定的に供給できるロジスティクスシステムを構築

ニ 避難活動が長期化した場合、多様化する被災者のニーズへ対応できるよう、多品目少量の物資を供給できる体制へ発展

(2) 情報管理体制の構築

県は、内容不明な物資やニーズに合わない物資による業務の支障が生じないようにするため、受け入れる物資の選別や在庫管理を適切に実施する体制を確保するとともに、支援物資の適切な供給のため、関係者間において物流情報を適切に共有化できるよう、情報管理体制についても検討しておく。

2 協力体制の構築

(1) 物流体制の整備

県は、大規模災害が発生した際に、より早期に、物資拠点に適した民間倉庫などを入庫、在庫管理などに効果的に運用し、迅速に市町村へ発送できるよう、あらかじめ、倉庫協会やトラック協会などと連携した体制を構築し、物流体制を整えておく。

(2) 災害時物資拠点の確保

県は、災害時の物資拠点として、発災時には、施設の使用状況、被災状況等に左右されることを想定し、多くの倉庫施設等を選定しておくよう努める。

(3) 災害時の物資拠点の確保に関する協定

県は、倉庫協会等の協力を得ながら、災害時の物資拠点として、民間倉庫、大規模展示場、旧市場施設などの施設から、容積、床荷重、交通アクセス、県全体での配置バランスなどを勘案し、関係機関と災害時の協力が得られるよう、また、災害時には専門倉庫を物資拠点として利用するとともに、フォークリフト等の専用機材の提供、さらに、倉庫管理や輸送業務実施への支援を得られるよう、事前に協定等を締結する。

3 被災市町村のバックアップ体制の確保

県は、災害の規模等に鑑み、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難

な場合にも被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。

4 訓練の実施

県は、平常時より、倉庫協会・トラック協会や地方機関などと合同で、情報伝達図上訓練や物流実動訓練を実施する。

第7 燃料の確保

1 燃料の調達、供給体制の整備

(1) 物流体制の整備

県は、平時における燃料のストック状況や流通状況、タンクローリー等の特殊車両の配備状況等を把握し、弱点と対応策を講じておくとともに、市町村も含めた発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入態勢等を検討する。

(2) 燃料の確保に関する協定等

イ 県における協定

県は、災害発生時に応急対策の実施及び県民生活の維持に必要な燃料供給が滞らないよう、県石油商業協同組合と締結した「災害時における支援協力に関する協定」を活用し、燃料の確保に努める。

ロ 県における覚書

県は、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した覚書を有効に活用するとともに、重要な公共施設等に関する設備や搬入経路等の情報の共有・拡充に努める。

ハ 市町村における協定

市町村は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、石油商業協同組合等と必要な協定等を締結するなどして、燃料の確保に努める。

(3) 石油燃料の買取・保管の検討

県は、県石油商業協同組合と連携した石油燃料の買取・保管(ランニングストック方式)の実施を検討する。

(4) 情報連絡体制の確立

県は、石油商業協同組合等や市町村と災害発生時における情報連絡体制を確立しておく。

2 重要施設・災害応急対策車両等の指定

(1) 情報の収集

県は、災害発生時においても、その機能を維持する必要がある病院などの重要施設をあらかじめ指定し、それら施設における、非常用電源施設の運転可能時間、

燃料の備蓄量，油種，想定される必要補給量，受け入れ設備の状況などの情報をあらかじめ収集する。

(2) 停電時の対策強化

重要施設の管理者は，災害に伴う停電が発生した場合においても，電力を賄うことができるよう，自家発電設備を備えるとともに，必要な燃料の備蓄を行うよう努める。

(3) 平常時からの燃料確保

災害応急対策車両に指定された車両の所有者又は使用者は，日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

県及び市町村は，協定などにに基づき，災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先して給油が受けられる給油所をあらかじめ指定しておくとともに，災害対応力の強化に努める。

県及び市町村から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は，県及び市町村と協力して日頃からその旨を明示し，災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

4 被災地域災害対応型中核給油所整備事業の推進

県は，災害が発生した場合に的確な燃料の供給を間断なく継続するための給油所の災害対応力を強化する取り組みを推進する。

5 普及啓発

(1) 燃料管理等の普及啓発

県及び市町村は，災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため，日頃から県民及び事業者等に対し，車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど，災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

(2) 車両を要する住民等の自助努力の徹底

日常生活や事業活動において，車両が必要不可欠な住民及び事業所は，車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど，自助努力に努める。

第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

＜主な実施機関＞

県(保健福祉部, 経済商工観光部), 市町村

第1 目的

大規模災害時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の要配慮者、また団体旅行客等も被災することが考えられ、その場合、より危険・困難な状態に置かれる可能性があること、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、県、市町村及び関係機関は、その対策について整備しておく。

第2 高齢者、障害者等への支援対策

一般に要配慮者と考えられる、障害者、介護を必要とする高齢者、ひとりぐらし高齢者、保護を必要とする児童等に関し、身体機能などを考慮しながら平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要である。このため、県、市町村、防災関係機関、社会福祉施設及び介護老人保健施設(以下「社会福祉施設等」という。)の管理者は、要配慮者の災害予防に万全を期す。

1 社会福祉施設等の安全確保対策

(1) 防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、災害に対する安全性の確保に努める。特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や治療等に必要非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設等は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成する。また、市町村と連携し、施設相互間並びに他の施設、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとる

べき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。また、入所者及び従事者が、発災時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。

(4) 業務継続体制の構築

社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣等により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

2 要配慮者の災害予防対策

(1) 市町村地域防災計画・全体計画の策定

市町村は、内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月策定、以下「取組指針」という。）及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成25年12月策定、以下「ガイドライン」という。）等を参考に、地域防災計画に避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。その上で、地域防災計画の下位計画として全体計画を位置づけ、より細目的な内容を記載の上、策定するよう努める。

(2) 要配慮者の把握

市町村は、災害による犠牲者となりやすい要配慮者の把握に努め、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。

なお、市町村は、取組指針及びガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行う。

イ 要配慮者の所在把握

(イ) 市町村は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者(電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。)がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめる。

また、平常時から要配慮者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(ロ) 市町村は、自主防災組織や、自治会や町内会などの地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による所在把握の取組を推進する。

ロ 所在情報の管理

(イ) 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構

築する。

(ロ) 災害時における関係機関の役割を踏まえ、要配慮者情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。

(ハ) 個人情報保護の観点から、データベース化などを進めるとともに、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。

なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿の整備

イ 名簿の作成・更新

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

ロ 名簿の提供

市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(4) 個別計画の策定

市町村は、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを避難行動要支援者ごとに具体的に記載した個別計画が策定されるよう努める。

個別計画の策定については、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所等の協力を得ながら進める。

個別計画では、避難行動要支援者の個々の把握により名簿を整備し、あらかじめ、一人ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を定め、車による避難も含む支援方法、避難先を決めておくなど、避難行動要支援者を避難させるための具体的な計画を策定するよう努める。

なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員・児童委員等避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援者の安

全確保等にも十分留意する。

(5) 避難行動要支援者の移送

市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(6) 支援体制の整備

市町村は、取組指針やガイドライン等を参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会や町内会などと連携し地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、要配慮者やその家族、女性の積極的な参加が得られるよう努める。

(7) 防災設備等の整備

県及び市町村は、すでに整備済みである独居高齢者や障害者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながら協力員(ボランティア等)や市町村等による地域福祉のネットワークづくりを進める。

また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置を推進する。

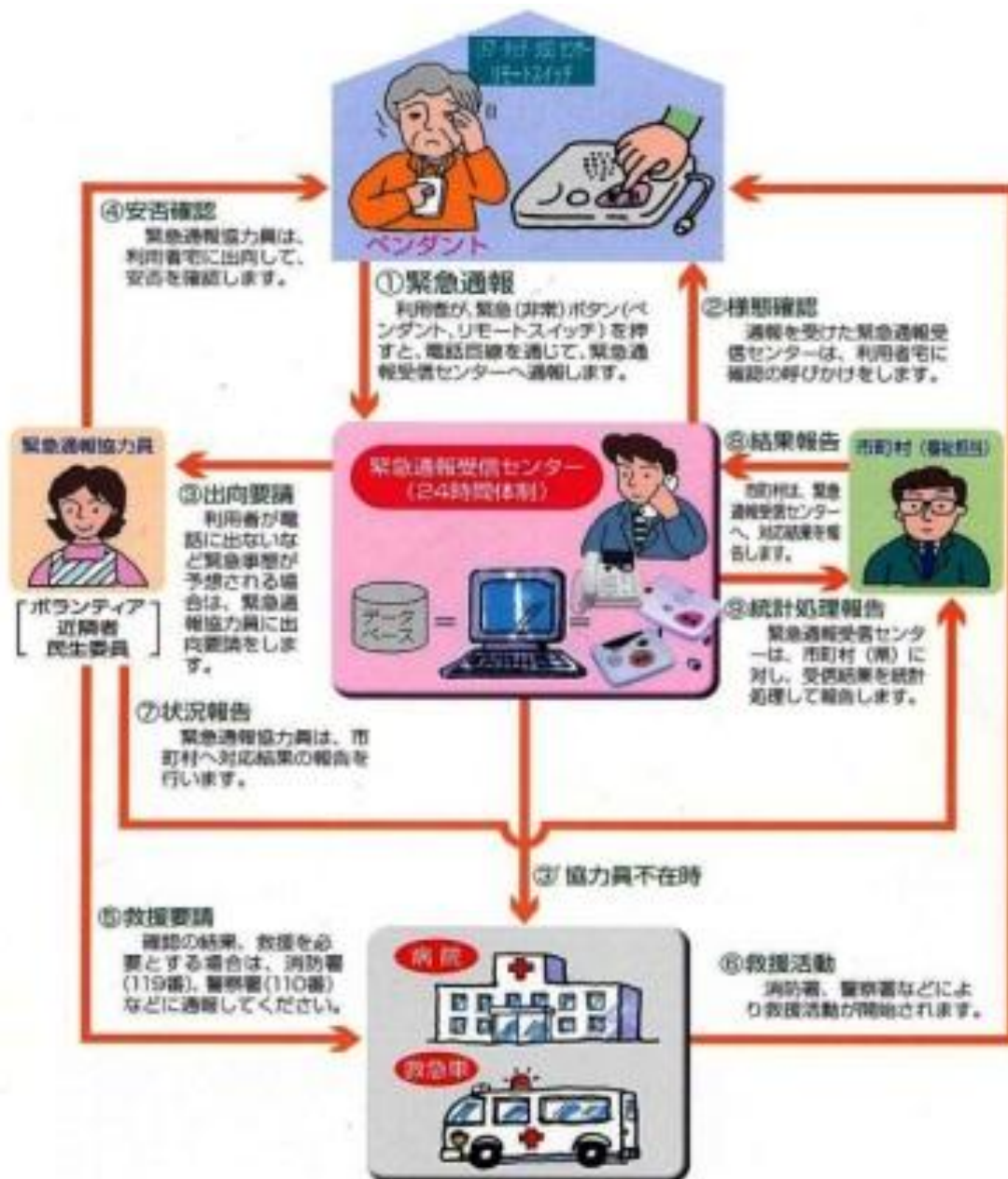
※ 緊急通報システム

緊急通報システムは、ひとりぐらし高齢者等の自宅に設置された電話機と、緊急通報センターに設置されたワークステーションを電話回線で結んだオンラインシステムである。

ひとりぐらし高齢者等に急病や事故など突発的な事態が発生したとき、身につけているペンダント(小型無線発信器)を押すことにより、家庭用緊急通報器から緊急通報受信センターへ自動発信するもの。

緊急通報センターのワークステーションでは、発信された通報を自動受信し、発信者の名前・住所・病歴・協力員(ボランティア等)の電話番号等関係情報を表示し、救援体制を支援するシステムである。

(システム概念図)



(8) 相互協力体制の整備

市町村は、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

(9) 情報伝達手段の普及

県及び市町村は、各種福祉団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン, GPS機能付), デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、視聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

3 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備・指定

市町村は、施設の津波や土砂災害等の被災リスクに対する安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

(2) 市町村の域を超えた要配慮者の受入れ体制の構築

市町村は、県と連携を図りながら、当該市町村での受入れが困難な在宅の要配慮者を想定し、市町村の域を越えて受け入れる体制の構築に努める。

(3) 福祉避難所の構造・設備

市町村は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者を考慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備に努める。

(4) 支援対策要員の確保

市町村は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

なお、県においては、広域避難時の要配慮者の支援体制における、市町村や保健福祉事務所等関係機関間の連携強化と情報の共有化を図るとともに、早期に福祉避難所で介護士等が活動できるよう、市町村を支援する。

4 福祉サービスの継続と関係機関の連携

市町村は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。

具体的には関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や受入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

(1) 福祉施設等受入先の確保に関する協定

県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設や民間施設等と施設利用者の受入れに

関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請する。

(2) 介護職員等の確保

県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して、事業所内における災害時の職員派遣協力協定の締結等を促すことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

5 家族を含めた防災訓練の実施

市町村は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

6 要配慮者自身の備え

県及び市町村は、平時に要配慮者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。

- (1) 避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼っておく
- (2) 防災用品をそろえる
- (3) 貴重物品をまとめておく
- (4) 近所の人に災害時の支援について依頼しておく
- (5) 防災訓練に参加する など

第3 外国人への支援対策

本県に在住する外国人は、現在約 14,000 人(平成 24 年末日現在)となっている。

在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、県及び市町村は連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。

- 1 市町村は、防災計画の作成に当たり、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。
- 2 市町村は、外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配布するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、さらには避難経路の周知徹底を図る。
- 3 市町村は、避難場所までの案内板等に外国語を併記する。
- 4 市町村が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含める。
- 5 市町村は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける等、行政と民間が連携した防災体制の整備を行う。
- 6 市町村は、災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成する。
- 7 県は、これら市町村と連携し外国人防災対策事業を実施するとともに、必要な支援も

あわせて行う。

- 8 県は、災害時における通訳ボランティアの制度により、県内一円をカバーできる体制を整備する。
- 9 県は、各種関係団体に意見を聞いた上で、災害時における外国語による情報発信のための体制の整備及び媒体の確保を行うとともに、適切な広報の方法を決めておく。
- 10 県及び市町村は、防災に関する情報提供や避難誘導において、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。
- 11 県、市町村及び県国際化協会は、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口の充実を図る。

第4 旅行者への支援対策

1 情報連絡体制の整備

日本三景のひとつに数えられる松島や、多くの国定・国立公園及び温泉地を有する本県には、毎年 6,100 万人前後の観光客が訪れており、災害時の旅行者の安全に配慮する必要がある。

このため県は、災害時の旅行者の被害状況把握について、日本旅行業協会東北支部及び全国旅行業協会宮城県支部に対して協力を要請するとともに、情報連絡体制をあらかじめ整備する。

2 観光施設における防災訓練等の実施

市町村は、ホテル旅館等観光施設所有者と連携し、避難場所、経路確認の徹底や観光客参加の防災訓練に配慮する。

3 関係機関との連携及びマニュアル策定

県は、迅速な被害状況の把握や応急対策に関する情報提供、公共交通機関が停止した際の旅行者の交通手段の確保が行えるよう、市町村や観光協会等関係機関との連携体制をあらかじめ整備するとともに、マニュアルの策定に努める。

第20節 複合災害対策

<主な実施機関>

県，市町村，防災関係機関

第1 目的

大規模災害から県民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合などを意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

第2 複合災害の応急対策への備え

県，市町村及び防災関係機関は、地震，津波，火災，大雨，原子力災害等の複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

予防対策としては、地域防災計画の各編の災害予防対策の定めるところによるが、各編の予防対策の実施にあたっては、特に以下の点に留意し、複合災害の発生も考慮に入れた対策に努める。

1 活動体制

(1) 県は、複合災害時に備え、現地への関係職員の派遣及び資機材の搬送等の手段を複数準備しておくとともに、要員・資機材の投入判断についてあらかじめ定めておき、不足することが想定される場合は、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

また、平常時から防災関係機関相互の連携(要員，装備，資機材等に関する広域応援)について協議しておく。

(2) 複合災害時においては、それぞれの災害が別の災害の影響を受けるため、従来業務に付加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討する。

(3) 県及び関係市町村は、一定の条件を満たした大規模自然災害が発生した時は、原子力災害の同時期発生といった不測の事態に備え、原子力防災に係る警戒態勢を速やかにとることを考慮する。

(4) 複合災害発生時は、災害の全体像を俯瞰し対応の優先順位をつけるとともに、

対策実施に関する具体的なスケジュールの立案に努める。

2 情報の収集・伝達体制の整備

- (1) 複合災害時には、関係市町村の災害対策本部等から得られる避難場所の被害状況、道路の損壊及び道路交通の状況等の自然災害情報についても、関係機関で共有化が図られるよう情報共有に努める。
- (2) 県、市町村、防災関係機関及び原子力事業者等複合災害の発生に関係する機関は、国とも連携し、複合災害時にも相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。
- (3) 県は、国とも連携し、大規模自然災害発生後の原子力施設の状況に係る情報を早期に把握し、必要に応じ、異常の有無に係わらず、その結果を迅速に関係機関に連絡するとともに、公表する。
- (4) 県、市町村、防災関係機関及び原子力事業者等は、複合災害時の情報伝達に当たり関係機関での情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。
 - イ 地方公共団体の機関や派遣依頼により救助活動等を実施している者
派遣部隊の指揮系統を通じて、情報を提供する。その際、伝達に要する時間を考慮するとともに、情報の欠落や誤報等の防止に留意する。
 - ロ ボランティア等の公の指揮系統外で救助活動等に当たっている者
広報車、自主防災組織の情報連絡網等によるほか、移動系防災無線(車載型、携帯型)、携帯電話等を活用することに留意する。
- (5) 複合災害時において、県、市町村、防災関係機関及び原子力事業者等は、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

3 避難・退避体制の整備

- (1) 原子力災害発生時の複合災害が想定される市町村は、複合災害時でも適切に避難活動が行えるよう、避難計画において、避難路となる道路の被災や放射性物質の放出までの時間等を考慮した対策をあらかじめ検討する。
- (2) 複合災害時には、避難指示や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、国等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。
- (3) 県及び市町村は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関するハザードマップ等から、避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また、

「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

- (4) 県及び市町村は、避難経路等に影響を与える可能性のある自然災害が発生した場合においては、原子力災害の同時発生がある場合に備え、避難誘導計画への影響を考慮する。

第3 複合災害に関する防災活動

1 訓練の実施

県、市町村及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

2 複合災害に関する知識の普及啓発

県は、原子力災害を含む複合災害時における県民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第21節 廃棄物対策

<主な実施機関>

県(環境生活部, 保健福祉部, 農林水産部, 土木部), 市町村, 東北地方環境事務所

第1 目的

大規模災害発生後, 大量に発生する廃棄物(粗大ごみ, 不燃性ごみ, 生ごみ, し尿など)や倒壊物・落下物等による障害物は, 住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため, 県, 市町村及び関係機関は, 廃棄物処理活動が迅速に行われるよう大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理・処分体制の確立を図る。

第2 処理体制

1 市町村の役割

市町村は, 迅速に災害応急対策を推進するため, 廃棄物処理に係る災害時応急対策を市町村地域防災計画に定めるとともに, 当該市町村の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として, 広域的な市町村及び廃棄物関係団体等と調整し, 災害時の相互協力体制を整備する。

2 県の役割

県は, 市町村がその責務を十分果たせるように必要な技術的援助を行うとともに, 大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り, またこのために必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。

3 東北地方環境事務所の役割

東北地方環境事務所は, 災害廃棄物の発生・処理状況の把握を行い, 処理・処分に必要な資機材等の広域的な支援要請や調整に努める。

4 事業者の役割

事業者は, その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから, 自らの責任において回収し, 適正に処理するための体制の整備に努める。

第3 主な措置内容

市町村は, 廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため, 以下の措置を行うよう努める。

1 緊急出動体制の整備

- (1) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うこと。
- (2) 収集運搬車両や清掃機器等を常時整備すること。
- (3) 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策を検

討すること

- (4) 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めること。

2 災害時における応急体制の確保

- (1) 仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定すること。
- (2) し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画を作成すること。
- (3) 広域的な市町村等との協力・応援体制を整備すること。

3 避難所の生活環境の確保

- (1) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うこと。
- (2) (1)の調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。

第22節 災害種別毎予防対策

<主な実施機関>

県(総務部, 震災復興・企画部, 環境生活部, 保健福祉部, 農林水産部, 土木部), 県警察本部, 市町村, 東北森林管理局, 第二管区海上保安本部, 東北地方整備局, 東京航空局仙台空港事務所, 関東東北産業保安監督部東北支部, 自衛隊, 東日本高速道路(株)東北支社, 東日本旅客鉄道(株)仙台支社, 阿武隈急行(株), 仙台空港鉄道(株), 県毒劇物協会

第1 火災予防対策

1 目的

火災による人的・物的被害の軽減を図るため, 県, 市町村及び防災関係機関は, 出火防止に努めるとともに, 初期消火, 火災の延焼拡大防止のため, 必要な事業の施行, 施設の整備を図るなど, 火災予防対策の徹底に努める。

2 現況

出火件数は, 1975年以降1,000件前後を上下していたが, 1990年以降は増加傾向にあり, 出火原因をみると, 放火, 放火の疑い, たばこ, たき火, こんろがここ数年連続上位で推移している。

3 情報の収集・伝達体制の整備

県, 市町村及び防火関係機関は, 情報収集, 伝達手段として, 無線, 有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り, 火災発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期す。

4 防災活動の促進

出火要因としてはガス, 石油, 電気等の火気使用設備・器具のほかに, 危険物, 化学薬品等からの出火が考えられるほか, 放火による火災も多発している。

このため, 県, 市町村及び消防機関は, 出火につながる要因を個々に分析, 検討し, あらゆる施策を講じて安全化を図る。

県民に対しては, 防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることにより, 出火をできる限り防止する。

(1) 火気使用設備・器具の安全化

火災発生は, 火気使用設備・器具の老朽化, 不測な取扱いや配置及び過重な負担を掛けることにより起きることから, 設備・器具の点検と早期交換, 適正な取扱方法の周知を図ることにより, 出火の抑制に努める。

(2) 住民への指導強化

世帯構成が, 核家族化, 少子化, 高齢化の傾向の中で, 火気取扱方法の誤操作, 異常な使用及び失念により, 重大な火災に発展することから, 常に火気について

の注意を喚起させるとともに、特に、春季秋季の火災予防運動を通じ、乾燥期や強風時における火気の使用について指導を強化し、意識の高揚を図る。

(3) 出火防止のための査察指導

市町村及び消防機関は、火気使用設備・器具の不適正な使用や配置又は過度の使用方法による出火を抑制、未然防止するため、使用場所や設備・器具の状態について、予防査察を実施する。

(4) 民間防火組織の育成

建物火災のうち、住宅火災の発生件数が過半数を占めていることから、日常、火気を取り扱う一般家庭における火災予防思想の普及啓発が重要である。

火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であり、また、火を扱う機会の多い一般家庭婦人に対する啓発も重要であることから、幼少年消防クラブ及び婦人防火クラブの結成と育成について指導する。

(5) 初期消火体制の強化

火災による人的、物的被害を最小限に止めるためには、早期通報、初期消火を行うことが重要であり、常時早期対応が可能な体制にしておかなければならない。

このため、家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により県民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、防火対象物の防火管理体制については、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、資質の向上を図り、選任義務の防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行させる。

5 消防組織の充実強化

複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、広域消防応援体制の一層の充実並びに消防職員及び消防団員の教育訓練の充実による資質の向上を図るとともに、各消防機関における計画的な人員の確保等、組織の拡充強化について指導する。また、民間防火組織等の育成を図りながら、防火予防思想の普及に努める。

さらに、火災による人的、物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火を防止し、出火の場合には、早期通報、初期消火を行うよう常時確実な体制がとれるように指導する。

6 消防力の強化

火災発生時には、早期消火、延焼拡大を防止することが必要であることから、県は、消防力の基準及び消防水利の基準に基づき、市町村、消防本部における消防資機材の整備や人員の確保、消防施設の整備充実を図るよう指導するとともに、財政援助に努めるものとし、市町村、消防本部はこれらの設備整備を積極的に進める。

また、県は市町村に対し、従来の消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽、自然水利の活用、プール、ため池等を消防水利としての活用を指導し、これらの施設整備を

促進する。

7 消防団の育成

消防団は、常備消防と並び地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等の防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となってきた。

このため、県及び市町村は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

- (1) 消防団員の知識・技能等をより地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、消防団への参加・協力等、環境づくりを推進する。
- (2) 消防団員数が減少の傾向にあることから、処遇の改善、事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、大学・高校への働きかけ、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を推進する。
- (3) 県は、市町村に対し、施設・設備の充実、安全靴等の基本装備の充実、安全対策の強化、情報伝達体制や無線通信機器の整備、長期化した場合の備え等についてを指導し、積極的な財政援助に努めるものとし、市町村は、これらの充実に努める。

8 火災予防措置

(1) 予防査察指導の強化

火災を未然に防止するためには、消防機関等による予防査察が最も効果があるので、これを計画的、継続的に実施するとともに、消防用設備に関する法令、市町村火災予防条例の趣旨を防火対象物の関係者に徹底し、また、予防査察の結果について研究を行い、査察指導の向上を図る。

なお、火災の防止は、その建物等の維持管理状況に負うところが大きく、定期点検報告制度の普及促進や、人命への影響が極めて高い地下街、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、管理権限者に対して指導助言等を行なう。

(2) 漏電による火災の防止

配電設備については、一定の基準による工事と適切な検査の実施により施行の完全を期し、保守に当たっては巡視点検による不良個所の早期発見と改修に努める。

また、需用設備については、新增設調査並びに定期調査により不良個所の改修を需用家に通知するとともに、工事施工業者の技術向上を図る。

一般公衆に対しては、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性について啓発、

宣伝に努める。

特に、災害発生の予想される時期には特別点検，特別巡視を行う。

(3) 消防用設備等の設置・普及

火災による人的物的被害の軽減を図るため，早期発見，初期消火及び避難等に有効な消防設備の適正な設置及び維持管理について指導するとともに，消防設備士の資質の向上を図る。

(4) 住宅防火対策の推進

住宅火災の防止については，防災物品及び防災製品の使用が出火，延焼拡大の阻止に有効であることを周知し，特に，就寝時間帯及び高齢者世帯における火災死亡率が高くなる傾向にあることから，住宅用火災報知器の設置が義務づけられ，機器の普及促進に努めると共に，住宅防火診断等防火に関する生活改善について指導助言を行い，住宅火災の軽減を図る。

9 消防計画の充実強化

県は，消防組織法に基づき，消防本部及び消防団が適切かつ効果的な消防活動を行うための市町村消防計画について，組織・施設の整備拡充が図られるよう見直しなどの指導助言をする。

(1) 消防力等の整備及び点検

(2) 災害に対処する消防地理，危険区域等の調査

(3) 消防職員及び消防団員の教育訓練

(4) 査察その他の予防指導

(5) その他火災を予防するための措置

10 その他の予防対策

上記以外の予防対策については，前節までの各予防対策を準用する。

第2 林野火災予防対策

1 目的

林野火災は、気象条件等により大火につながる危険性があり、いったん大きくなった火災は、地理・水利等の条件により消火活動が困難であるという特殊性を有している。このため、消防関係機関は林野火災の未然防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、資機材の整備等を図り火災予防対策の徹底に努める。

2 現況

出火件数は、気象に左右されるものの1975年以降100件前後で推移してきており、焼損面積では、1983年に860ha、2001年に160haを消失した大規模林野火災も発生している。出火原因では、たき火、タバコ等の不始末によるものが多く、近年のアウトドアブームに併せて森林に対する関心が高まる中、入山者が多くなっていることに伴い、林野火災の発生する危険度も増してきている。

3 事前警戒措置

(1) 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく市町村長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

(2) たき火等の制限

イ 市町村長は気象の状況が林野火災予防上危険であると通報を受けたときは、入山者等に火を使用しないよう要請する。

ロ 市町村長は、消防法(昭和23年法律第186号)第22条の規定による火災に関する警報を発したとき、その他林野火災予防上危険であると認めるとき、又は、林野火災が発生すれば大きな災害を招くおそれがあると認めるときは、その市町村の区域内の在る者に対し火の使用を制限する。

4 広報宣伝の充実

県、市町村及び林野関係機関は、林野火災の特殊性により、乾燥注意報の発令等林野火災の発生するおそれのあるときは、広報宣伝、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して注意を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制の準備をする。

(1) 山火事防止強調月間の設定

春、秋の火災危険期に山火事防止強調月間を設け、関係機関が連携して広域的な山火事防止運動を展開する。

(2) 森林保全管理維持推進協議会の開催等

林野火災予防等に関することを協議するため、森林保全管理推進協議会を開催するとともに、関係機関(県, 市町村, 森林組合等)の連携強化を図りつつ、林野火災に対する県民の関心を喚起し、林野災害発生予防のための、強力な運動を推進する。

(3) ポスター, 標識板等の設置

屋内外, 交通機関, 駅, 登山口, 林野内の道路, 樹木等にポスター, 標識板, 立看板, 警報旗, 懸垂幕等を掲示し, 地域住民, 通行者, 入山者に注意を喚起する。

(4) 報道機関等による啓発・宣伝

火災危険期, 山火事防止強調月間の設置時において, 重点的に報道機関, 映画館, 公民館, 学校等の協力を得て, ラジオ, テレビによる広報, 新聞及び県, 市町村並びに関係機関が作成・配布する広報紙への記事掲載, 映画, スライドの上映を実施し, 啓発・宣伝を図るほか, 航空機による上空からの広報宣伝を実施する。

(5) チラシ, パンフレット等の配布

啓発・宣伝の一環として, チラシ, パンフレット, ステッカー等を作成して配布する。

(6) 学校教育による防火思想の普及

自然保護, 森林愛護等の情操教育を通じて防火思想の普及を図るとともに, 標語, ポスター, 作文等の募集を行い, 児童・生徒を通じて家庭への浸透を図る。

5 森林等の管理, 整備

森林の所有者, 管理者等は, 防火線, 防火樹帯の布設, 自然水利の活用等による防火用水の確保その他の林野火災予防上の措置を講ずる。

(1) 林道(防火道)の整備

消防用車両が通行可能な林道の開設, 改良及び補修を行う。

(2) 治山えん堤等(防火用水施設)の整備

治山・砂防えん堤及びダムを計画的に整備するほか, 既存のえん堤・ダムを利用し付近に貯水施設を設ける。

(3) 防火線の整備

森林区画・尾根等に, 立地条件, 気象条件を配慮した, 防火線を布設し, その維持を図る。

(4) 防火林帯の整備

防火樹を植栽した林帯を整備する。

(5) 森林の適切な保育管理

林野火災の発生及び延焼の元となる枯枝、枯損木等を除去するため、除・間伐等の保育を適切に行なう。

6 防ぎよ資機材の備蓄

県、市町村等関係機関は、林野火災に迅速に対応するため、防ぎよ活動に必要な資機材を備蓄しておく。

7 防災活動の促進

県、市町村等関係機関は、出火につながる要因を個々に分析・検討し、あらゆる施策を講じて未然防止を図る必要があり、地域住民及び入山者に対しては、防災意識の高揚と防災活動の向上を図る。

また、初期消火活動の協力体制を確立し、林野火災防ぎよ技術の習得と向上のため、関係機関相互による訓練、資機材操作運用研究会の開催、空中消火活動の強化・充実を図る。

- (1) 火気使用設備・器具の安全化
- (2) 住民への指導強化
- (3) 出火防止のための査察指導
- (4) 初期消火体制の強化

8 林野火災特別地域の指定

市町村は、林野火災の発生又は危険度の高い地域において、林野火災対策事業を集中かつ、計画的に実施することにより、林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、林野火災特別地域の指定を受けておく。

第3 危険物等災害予防対策

1 目的

災害時において、危険物施設等の火災や危険物等の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、県及び消防関係機関は、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、災害対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止を強力に推進する。また、法令に定められている技術上の基準適合性の維持及び貯蔵・取扱いの基準の遵守を指導し、保安の万全を図る。

2 災害予防措置等

(1) 危険物施設

県及び消防機関は、石油タンク貯蔵所、給油取扱所等危険物施設の自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、災害対策と防災教育の推進を図る。なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設等については、石油コンビナート等災害防止法に基づく宮城県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、予防対策の推進を図る。

イ 安全指導の強化

危険物事業所の管理者、所有者又は占有者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

ロ 施設の基準維持の指導

危険物施設的设计基準については、年々強化され構造上の安全対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。

ハ 自衛消防組織等の育成

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

ニ 広報・啓発の推進

危険物安全協会等の関係団体の育成に努め、これら団体を通じて事業所及び一般人に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

ホ 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

ヘ 第二管区海上保安本部

第二管区海上保安本部は、港内石油基地の状況(規模、消防設備、機材等)、危険物荷役の状況(荷役場所、荷役時の保安措置等)危険物積載船舶の出入港状

況等を常時把握するとともに、事業所等に対し化学消化剤、油処理剤、オイルフェンス等防除資機材の整備に関して基準の遵守を指導徹底させ、被害の拡大防止に努める。

また、タンカー火災、大量の油、放射性物質の流出等が発生した場合の航行制限及び防除、避難対策等を検討する。

(2) 高圧ガス施設

イ 高圧ガス製造、販売、貯蔵等の事業者は、高圧ガス保安法等に定められている技術上の基準を遵守し、日ごろから高圧ガス施設の保守・管理を行い、防災に必要な装備、資機材の充実に努めるとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。

ロ 県は、宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、自主保安体制の整備及び保安意識の高揚を推進し、各種検査や講習会等を通じ指導助言するとともに、必要に応じ改善その他の措置命令を行う。

ハ 関東東北産業保安監督部東北支部は、高圧ガスの各種施設については、保安監督の推進のために必要な指導・助言を行い、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を促進することにより、災害の防止に努める。

(3) 火薬類製造施設等

イ 火薬類製造販売等の事業者は、火薬類取締法等に基づき、火薬類製造施設・火薬庫等について、定期自主検査、保安教育を確実に実施し製造施設・火薬庫の維持点検に努め、火薬類による災害が発生しないよう対策を講じるとともに、緊急時連絡体制の整備を図る。

ロ (社)宮城県火薬類保安協会は、事業主、保安責任者及び従事者に対する保安教育講習会等を実施し、保安意識の高揚を図る。

ハ 消防関係機関は、前記イについて、立入検査等を通じて適宜指導・助言を行う。

県は、前記イについて、消防関係機関に対し、適宜助言を行うとともに、自主保安体制の確立・推進を積極的に支援する。

なお、県は、安全性の確保のため火薬類等を取り扱う製造業者、販売業者及び取扱業者等に対して、関係機関・団体と協力して指導を行い、警察は取締りを行う。

ニ 関東東北産業保安監督部東北支部は、保安監督の推進のため、火薬類の製造、貯蔵等について必要な指導助言を行い、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を推進することにより、災害の防止に努める。

(4) 毒物・劇物貯蔵施設

イ 県は、運搬する上で規制を受ける毒物・劇物(39種類)に関し、毒物・劇物製

造業者，毒物・劇物販売業者，法的に届出が必要な業務上取扱者，それ以外の業務上取扱者の容量 1 立方メートル以上の貯蔵設備（タンク等）を有する施設を把握しておく。

ロ 県は，県内毒物・劇物貯蔵マップを県内 3 地区（仙南，仙台，仙北）に分割し作成する。

ハ 県は，該当施設責任者に対し，各施設ごとに危害防止規定を作成するよう指導する。

ニ 県は，該当施設を有する事業者に対し，広域的に対処するため県毒劇物協会と連絡調整を図る。

ホ 県は，毒物の安全性の確保のため毒物等を所掌する販売業者，製造業者及び取扱業者に対して，関係機関・団体と協力して指導を行い，警察は取締りを行う。

へ 県毒劇物協会は，災害対策用連絡網及び支援体制（中和剤，防毒器具）を確立する。

（5）放射性物質の使用・貯蔵施設等

イ 放射性物質取扱（使用・販売・廃棄）事業者は，関係法令を遵守するとともに，放射性物質による事故等を防止し，公共の安全を確保するように万全を期す。

ロ 県及びその他の関係機関は，放射性物質取扱事業所等の把握及び安全管理等の指導に努める。

第4 海上災害予防対策

1 目的

船舶の衝突，乗揚，転覆，火災，爆発，浸水，機関故障等の海難の発生による多数の遭難者，行方不明者，死傷者等の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染，火災爆発等の発生といった海上災害を防止し，被害の軽減を図るため，予防対策について定める

2 船舶の安全な運航等の確保

(1) 第二管区海上保安本部は，次に掲げる措置を講じる。

- イ 海図，水路図誌等水路図書の整備
- ロ 港内における航行管制，海上交通情報提供等の実施
- ハ 危険物荷役における安全防災対策の指導
- ニ 航路標識の整備
- ホ 水路通報，航行警報等船舶交通の安全に必要な情報提供の実施

(2) 港湾管理者等は，管理施設の維持管理に努める。

3 職員の配備体制

関係機関は，それぞれの機関の実情に応じ，職員の非常参集等応急活動のためのマニュアルを作成し，職員に周知するとともに年1回以上の訓練を行い，活動手順，資機材や装備の使用方法等の習熟等について徹底を図る。

4 防災関係機関相互の応援体制

第二管区海上保安本部，県及び市町村は，民間救助・防災組織及び関係事業者等と，応急活動及び復旧活動に関し，各関係機関において相互応援の協定等を締結する等平常時から連携を強化しておく。

5 捜索，救助，救急及び医療活動

- (1) 救助・救急関係機関は，当該機関及び関係事業所に係る救助・救急用資機材の保有状況を把握するとともに，必要に応じ情報交換を行うよう努める。
- (2) 第二管区海上保安本部と県，第二管区海上保安本部と医療機関，消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに，医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

6 緊急輸送活動

第二管区海上保安本部は，緊急輸送を円滑に行うため，必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。

7 危険物等の大量流出時における防除活動

第二管区海上保安本部，県及び市町村は，危険物等が大量流出した場合に備えて，オイルフェンス，油処理剤等の防除資機材の備蓄に努め，防除活動及び避難誘導活動

を行うための体制の整備を図る。

また、危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握する。

8 防災訓練の実施

第二管区海上保安本部は、県、市町村及び民間救助・防災組織、石油関係事業者等並びに港湾管理者等の協力を得て、大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、相互に連携したより実践的な訓練を実施し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

9 海上防災知識の普及

第二管区海上保安本部は、海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

10 海上交通環境の整備

港湾管理者は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努める。

第5 航空災害予防対策

1 目的

航空機の墜落等の事故が発生した場合は、人的、物的に多大な被害が発生するおそれがあるため、関係機関は、被害を未然に防止し又は軽減を図るよう努める。

2 航空機の安全な運航等の確保

(1) 航空会社の措置

イ 航空機を操縦するパイロットの技術向上，運航前の保守点検等の安全管理の徹底を各航空会社が責任をもって行う。

ロ 乗客に対し運航上の注意事項を遵守するよう呼びかける。

(2) 空港事務所の措置

イ 航空保安業務を適正かつ確実に処理すること。

ロ 航空保安業務を行うに際し，その責任体制及び処理体制を明確にするように努める。

(3) 乗客の措置

乗客に対し運航上の注意事項を遵守するよう努める。

3 防災関係機関相互の応援体制

空港での事故等に備え，関係機関においては，下記の協定等に基づき応援体制の充実・強化を図る。

- ・ 仙台空港における消火救難隊の活動に関する協定
- ・ 仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書
- ・ 仙台空港医療救護活動に関する協定書

4 救助・救急，医療及び消火活動

仙台空港事務所，県，市町村及び関係事業所等において，救助・救急用資機材及び化学消防車等の消防用資機材の整備促進に努める。

5 緊急輸送活動

負傷者等の病院搬送が円滑に行えるよう道路交通管理体制の整備に努める。

6 防災訓練の実施

空港での事故等，緊急時の幅広い対応を考慮し，関係機関との応援協定に基づき，消火救難総合訓練を実施する。

- (1) 総合指揮及び情報伝達訓練
- (2) 航空機消火訓練
- (3) 救難救急活動訓練
- (4) 交通路確保訓練

第6 鉄道災害予防対策

1 目的

鉄道における災害は、多数の死傷者等の発生を招く恐れがあるため、事故災害防止のため、鉄道事業者は、日常の安全運行の確保とともに、鉄道施設の適正な保守管理に努める。

2 東日本旅客鉄道(株)仙台支社

(1) 鉄道の安全な運行等の確保

鉄道施設の点検整備は、すべての構造物に対する定期点検を実施し、安全性の確認及び環境条件の変化等による危険個所を発見するため、必要に応じて、随時検査を実施する。

(2) 社員の配備体制

各体制に基づき関係社員の配置体制をとる。

(3) 関係機関相互の応援体制

関係機関及び協力会社との連絡を緊密にする。

(4) 避難誘導體制

災害発生時、駅のコンコース、改札口等において、利用客の見やすい場所に、誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。

列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について、詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

(5) 防災訓練の実施

事故、災害発生時に、適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜実施する。

イ 非常呼出訓練

ロ 避難誘導訓練

ハ 消火訓練

ニ 脱線復旧訓練

ホ その他

3 阿武隈急行(株)

(1) 鉄道の安全な運行等の確保

鉄道施設について、必要に応じて補強対策を推進し、災害等による異常事態が発生したときは、運転規制等によって災害の防止を図る。

また、構造物等の変状若しくは既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を作成し、災害時の線路巡回計画を定める。

(2) 職員の配備体制

関係職員の非常参集体制の整備を図る。

(3) 関係機関相互の応援体制

災害発生時において、迅速な応急・復旧活動等ができるように、防災関係機関相互の連携を図る。

(4) 防災訓練の実施

災害発生時に、適切な誘導避難が行えるよう、防災訓練を適宜実施するとともに、業務研修により周知徹底を図る。

イ 非常呼出訓練

ロ 避難誘導訓練

ハ 消火訓練

ニ 脱線復旧訓練

ホ その他

4 仙台空港鉄道(株)

(1) 鉄道の安全な運行等の確保

鉄道施設の点検整備は、すべての構造物に対する定期点検を実施し、安全性の確認及び環境条件の変化等による危険個所を発見するため必要に応じて、随時検査を実施する。

(2) 社員の配備体制

各体制に基づき関係社員の配置体制をとる。

(3) 関係機関及び協力会社との連絡を緊密にする。

(4) 防災訓練の実施

事故、災害発生時に適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜実施する。

イ 非常呼出訓練

ロ 避難誘導訓練

ハ 消火訓練

ニ その他

5 仙台市地下鉄南北線

(1) 施設の状況

仙台市地下鉄南北線の営業路線は、泉中央駅から富沢駅までの 14.8km である。各駅に消火設備や排水設備等を設置するなど安全性を高めるとともに、風速計等により情報の収集を行っている。

列車の運行については、ATC(自動列車制御装置)等を採用し安全運行に努めている。

また、指令センターで全列車の運行を管理していることから、異常事態発生時

においては、列車無線等による即時の対応が可能となっている。

イ 車両の現況

地下鉄南北線車両に使用している材料は、不燃性又は難燃性のものを使用し、車体の材料は、アルミニウム軽合金を使用している。

在庫車両一覧表(平成24年4月現在)

形式	制御車	電動車	合計	備考
1000系	4両	4両	8両	
1000N系	38両	38両	76両	

ロ 電気設備の概要

災害時の照明及び最低限必要な動力(排水ポンプ、防災設備等)用電源を確保するため北仙台変電所及び長町南変電所に非常用発電装置を設置している。

(2) 災害の予防

イ 安全管理に係わる情報の収集・伝達と事故防止の啓発

鉄道施設内に風速計を設置しているほか、各種の気象情報(注意報・警報)については、仙台管区气象台からファクシミリで指令センターに送信されることとなっている。

また、防災監視制御盤を各駅の駅務室内に設置し、火災等の発生時における情報を管理している。

事故防止の啓発については、各課において災害を想定した訓練を実施しているほか、高速電車部全体の総合防災訓練を実施している。

ロ 安全な運行管理と車両等の安全性の確保

列車の運行については、ATC(自動列車制御装置)及びATO(自動列車運転装置)を導入しているほか、指令センターにおいて全列車の運行を管理している。

各駅のホームの状況については、駅務室、管区駅及び指令室においてモニターテレビによって監視している。

6 鉄軌道の交通環境の整備

鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道改良促進法(昭和36年法律第195号)に基づき踏切道の立体交差化や構造改良の促進、必要に応じ交通規制の実施や踏切道の統廃合等、踏切事故の防止対策に努める。

第7 道路災害予防対策

1 目的

道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであるため、災害の発生により、道路の機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。

また、各関係機関において、平常時より緊密な連携を図るなど、協力体制の整備を図る。

2 道路交通の安全のための情報収集・連絡体制の整備

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握、データベース化に努めるとともに、センサー等のICT技術の活用による情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

警察本部は、道路交通の安全のための情報収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

3 道路施設等の整備

道路管理者は、防災点検等に対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

(1) 道路

道路路面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施する。

(2) 橋りょう

落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋、側道橋等については、橋りょう補強工事を実施する。

(3) トンネル

覆工コンクリートや附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

(4) 道路附属施設

災害防止に当たり道路情報の迅速・正確な提供を行うために、凍結検知器、積雪深計、雨量計、水位計等の機器及び道路情報提供装置の整備を促進し、これらを有機的に運用するため災害情報システムの構築を図る。

4 職員の配備体制

道路管理者は、実情に応じ災害応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

5 防災関係機関相互の応援体制

- (1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、道路管理者は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。
- (2) 都道府県知事等法令で定める者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく
- (3) 東北地方整備局は、TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図る。

6 救助・救急・医療及び消火活動

道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

7 緊急輸送活動

- (1) 警察本部及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。
また、警察本部は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努める。
- (2) 警察本部は、災害発生後において交通規制が実施された場合は、一般車両が通行の支障とならないよう運転者の取るべき措置等について周知を図る。

8 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について、関係機関等との協力体制を充実するよう努める。

9 防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

10 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等、防災知識の普及啓発を図る。

